

衆議院 第二百一回国会 財務金融委員會會議錄 第十六号

令和二年五月十九日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 田中 良生君

理事 あかま二郎君 理事 井林 辰憲君

理事 うえの賢一郎君 理事 津島 淳君

理事 藤丸 敏君 理事 末松 義規君

理事 古本伸一郎君 理事 伊佐 進一君

理事 井上 貴博君 理事 今枝宗一郎君

小泉 龍司君 高村 正大君

國場幸之助君 鈴木 隼人君

田野瀬太道君 辻 清人君

古川 慎久君 牧島かれん君

宮澤 博行君 山田 賢司君

山田 美樹君 海江田万里君

岸本 周平君 櫻井 周君

階 猛君 野田 佳彦君

日吉 雄太君 森田 俊和君

石井 啓一君 清水 忠史君

青山 雅幸君 美延 映夫君

財務大臣 国務大臣 麻生 太郎君
(金融担当)

厚生労働副大臣 稲津 久君

総務大臣政務官 齋藤 洋明君

財務大臣政務官 井上 貴博君

厚生労働大臣政務官 自見はなこ君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 向井 治紀君

政府参考人 (金融庁監督局長) 栗田 照久君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 稲岡 伸哉君

政府参考人 (財務省主税局長) 矢野 康治君

政府参考人 (国税庁次長) 田島 淳志君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 辺見 聡君

政府参考人 (経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 小澤 典明君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 渡邊 政嘉君

財務金融委員会専門員 齋藤 育子君

五月十八日

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

金融に関する件(破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及び報告)

財政及び金融に関する件

○田中委員長 これより會議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。

去る令和元年十二月十日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づき、国会に提出されました破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及び報告につきま

して、概要の説明を求めます。金融担当大臣麻生

太郎君。

○麻生国務大臣 令和元年十二月十日に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条に基づき、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及び報告書を国会に提出をいたしました。

報告対象期間は、平成三十一年四月一日以降令和元年九月三十日までとなっております。

御審議に先立ちまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、今回の報告対象期間中に、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われておりません。

次に、預金保険機構による資金援助のうち、救済金融機関等に対する金銭の贈与は、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で十九兆三百九十九億円となっております。

また、預金保険機構による破綻金融機関等からの財産の買取りは、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で六兆五千九百九十二億円となっております。

なお、預金保険機構の政府保証つき借入れ等の残高は、令和元年九月三十日現在、各勘定合計で一兆九千八百五十五億円となっております。

ただいま概要を御説明申し上げましたとおり、破綻金融機関の処理等に関しては、これまでも適時適切に所要の措置を講ずることに努めてきたところであります。

金融庁といたしましては、今後とも、各金融機関の健全性に配慮しつつ、金融システムの安定確保に向けて万全を期してまいりたいと考えております。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○田中委員長 これにて概要の説明は終わりました。

○田中委員長 次に、財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

兩件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、金融庁監督局長栗田照久君、総務省大臣官房審議官稲岡伸哉君、財務省主税局長矢野康治君、国税庁次長田島淳志君、厚生労働省大臣官房審議官辺見聡君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官小澤典明君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君、経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。末松義規君。

○末松委員 野党共同会派の末松義規でございます。

きょうも、コロナ関係を中心に質問をさせていただきます。

今、地元を回っていて、いろいろな声が聞こえてくるんですけども、その中の一つに、中小企業の経営者の方々と話したときに、まず、持続化給付金で、オンラインだけでなく自分たちは余りその辺になれていないんだけど、書面の形でも手続してもらったら大変ありがたいと言われてるんですけども、この辺はどうなんだろうかと。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

持続化給付金は、百万者を超える経営の苦しい事業者の皆様は、一刻も早く給付金をお届けするために、委員から御指摘がございましたように、ウェブ上への簡易な方法で電子申請をすることがで

される仕組みとしてございまして、P C操作等がふなれな方々から書面での申請を求める声があることは承知してございます。このため、全国各地に申請サポート会場を現在準備、開設をしてございす。十六日までに全都道府県に五十九カ所を設置したところでもありますけれども、月内には四百カ所を超える窓口を整備する予定でございす。

ここでは、例えば必要な書類を紙で持ち込んで申請いただくことも可能でございす。そこにございす関連の資料をお使いいただいて、指導員の指導のもと申請を行うことができるということでございますので、こういったサービスを御活用いただければというふうに考えてございす。

○末松委員 百万者を超えるような企業という話になると、本当にそこは一刻も早く必要な資金をお届けするという話でしようから、地元でも商工会の方々がいろいろと協力されたりやつておられるということはよく聞いています。

こういうときに、やはりもつといろいろな方々を使って申請の代行をするということも重要だろうと思うんですけれども、例えば、ある数人の企業経営者の方から、うちは税理士さんにずっと見てもらっているの税理士さんにその業務代行ということをしようとしたら、そこはだめなんだと言われた、こういうふうに言われたんですね。

そういう専門家をやはりしっかりと使っていくということも重要だと思ふんですけれども、その点はいかがですか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

電子申請にふなれな方からの申請を支援する、そういった希望をされる声や、税理士の方などから代理申請に関する問合せをいただいているところでございます。

このため、先ほど申し上げましたけれども、五月十二日より全国各地に申請サポート会場を順次開設をし、パソコンやスマホの電子機器がない場合等には御活用いただければと考えているところでございますけれども、この代理申請につきまし

ては、申請時に本人確認や二重受給の有無等の確認を確実にするために、本人名義での申請に限定し、代理人名義での申請は禁止しているところでございます。

他方、本人名義での申請に御注意いただきつつ、士業の方や御家族など身近な方々に申請手続の解説やウェブ申請システムの操作方法の説明、必要書類の確認などを御支援いただくことは効果が高く、積極的な対応をお願いしているところでございす。五月八日には、税理士会等の士業団体や全国の商工会、商工会議所等に要請文書を発出いたしまして、事業者の申請サポートをお願いしてございす。

また、スマホをお持ちの方向けに、どのような手順で進めればよいかということをわかりやすく示したパンフレットを作成し、全国の商工会、商工会議所、金融機関に配置しております。御家族や従業員の方など、スマホ操作になれた方にサポートをしていただき、ぜひ一度、スマートフォンからの申請もやってみていただければと考えてございす。

先ほど申し上げた申請サポート窓口やコールセンターでの対応を含め、ふなれな事業者に寄り添った丁寧な対応を行ってまいります。

○末松委員 ちょっとわからなかったんですけれども、税理士さんが代行業をするということは認めているということですか、先ほど士業さんという話をしていますけれども。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

国に提出する書類を作成する行為に当たりますことから、申請フォームの記入、送信を有償で支援することは、行政書士法上、行政書士の方に限定されてございす。

他方、税理士など士業の方々が、申請フォームの記入や送信を無償で支援することや、申請手続やウェブ申請システムの操作方法の説明、必要書類の確認などを有償で行うことは可能であり、このような場合につきましては積極的に御支援をいただければと考えてございす。

○末松委員 その有償の場合、実際に申請者がしっかりと何かペイしながらそういった有効なサポート、そのときはやはり国がそこはサポートしていくという必要があるんじゃないですか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、申請に当たりまして必要な事項について、国としてもしっかりとサポートしていかなければならないと考えてございす。

そういった意味で、先ほど御説明いたしましたのが、全国に今後、五百カ所に及ぶ……(末松委員「それはいいんだから。税理士の点について」と呼ぶ)先ほど申し上げましたが、原則論で申し上げますと、国に申請する書類を作成する行為に当たりますことから、行政書士法上の行政書士の方に、有償で行う場合は限定されているところでございす。

したがって、税理士の方であっても行政書士の資格をお持ちでいらっしゃれば、有償で行うことも問題がないというふうに考えてございす。

○末松委員 行政書士制度がそういった、法律的に、独占的にやられているという話は承ったんですけれども、例えば、税理士の方がそういったときに有償でサポートする、その有償のときの、これをしっかりと何か国でサポートするようなことは考えられないのかしらというのを聞いているんですよ。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げさせていただきましたように、全国各地で申請サポートを順次開設してございすけれども、こういった窓口で、必要な書類を紙で持ち込んで申請いただくことも可能でございす。パソコン、スマホの電子機器がない場合、御活用いただければということもございすけれども、できるだけ私どもとしても、この書類を簡素化し、簡易な手続とすることで努力をしてございす。

各地で直接申請を支援するサポート窓口を用意してございすので、こうしたことから、必ずし

も私どもとしては高度な支援が必要ではないというところを考えてございす。

○末松委員、ということとは、そういった有料に対して、そのサポートというか資金的サポートは国はしないということになるんですね。何か今うなずいているからそういう話なんだけれども、早くそれを答えてよ。次にまた質問があるんだから。

それから、地元からの声で、経営者の方から、五割減じゃないと持続化給付金がもらえないと。三割というか、そういった声が、うちは四〇%落ち込んでいますけれども、五割に満たないから全くゼロなんだと。これをもうちよつと使い勝手のいい形で、それに対する支援も考えるべきじゃないですか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

今般の持続化給付金につきましては、戦後最大とも言える危機に対応するという理由で、使途に制限のない現金給付という前例のない思い切った手段を初めて講じるものでございす。とりわけ、厳しい経営状況にある事業者を対象とした、売上高五〇%減を要件として設定させていただいているところでございす。

ただし、売上げが三割、四割減少しているような事業者も大変厳しい状況に置かれておりますことはよく理解しており、さまざまな他の支援策も準備しているところでございす。

例えば、今回、補正予算で持続化補助金の特例措置を設けてございす。具体的には、従来、店舗型だった事業者が宅配サービスやEコマースを手がけるなど、新型コロナウイルスの中で新事業展開を行う場合、補助上限を通常の二倍の百万円に引き上げる特例措置を創設いたしております。また、売上げが同月比で二〇%以上減少している事業者には、事業完了を待たずに補助金を即時に支払うことで支援させていただく予定でございす。

○末松委員 この持続化給付金という制度の中でもそれはぜひ検討していただきたいということを

改めて要求したいと思います。

それから、住宅ローンの支払いについて困った人の救済なんですけれども、先日の私の質問で、住宅ローンの困窮者に対しては、多分今週の予定になるのかな、大臣から支払い猶予等のことを公表してもらうという答弁をいただいたんですね。これは、時期はいつごろ公表という話になりますか。

○麻生国務大臣 各好事例を発表するといった話を聞いておられるんですね、これは。

この話は要請してきましたので、好事例が見られたと申し上げたんですけれども、こうした取組というのは更に促すために金融機関と今、今月中には更に意見交換をさせていただいておりますので、条件変更の手法無料化とか、また元本の据置きなど、顧客が求めておられるニーズに対して条件変更というのを速やかにやっていこうということをお願いしておりますので、金融庁としては、五月の意見交換会を地銀が二十日、二十一日が第二地銀とやらせていただきますので、その結果を見てやらせていただくということになりますので、ちょっと、その段階で申し上げられると思います。

○末松委員 ぜひこれは、この好事例等をまとめて公表させていただいた上で他の金融機関も参考にするように促しておりますという大臣の答弁がありましたので、ぜひ、地銀等のその懇談の後、ここは金融庁も、大臣の方からしっかりと国民に寄り添った形でやっているんだということを、一般指針のような形でやっていただくのが私はこれはよろしいことじゃないかなと思っておりますので、ぜひそこはそういった形で御検討いただきたいと思っております。

それについて、あと、雇用調整助成金についても、せっかく政務官の方が来られているのでお聞きしますけれども、最近の雇用調整金の相談件数と、それから申請者数、さらに、その申請の後採択された決定者数、これの数について端的に数字だけ教えてください。

○自見大臣政務官 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、全国の都道府県労働局等に設置した特別労働相談窓口における雇用調整助成金に関する相談は、五月十三日まで三十三万三千四百二十九件となつてございます。また、五月十八日時点現在で、雇用調整助成金の支給申請件数でございますけれども、二万四千七百九十七件であります。支給決定件数は一万二千二百一十件となっております。

○末松委員 事務方から聞いたときに四十五万という話を私も聞いていたんですけれども、三十二万つて、ちょっとかなり違うなと意外な感じもするんですが、ただ、これだけみんな困つて、数十万を超える形の方がやっているのに、実際に決定した件数が一・二万人ですか、これはあんまり、ちょっとこれは少な過ぎるんじゃないかなと思うわけでございます。

実際に聞いてみると、十五枚程度のさまざまな書類を書かされて、間違いがちよつとでもあればすぐに訂正させられて、突き返されて、非常に事務的に煩雑で使い勝手が悪いと。こういうことであれば、経営者の方なんか言わせれば、これだったら、即座に会社の要請によつて解雇という形にしていけば、そうすれば失業保険がおりて六〇％程度のお金がもらえらるし、社会保険料なども会社が払わなくていいんだ、そして、ほとぼりが冷めてしまわなくていいんだ、そして、ほとぼりがいいんじゃないか、こういうふうにならわれているわけですよ。

せっかく厚労省の方でそういった雇用調整助成金という制度をつくっているんですから、できるだけそこは使い勝手がよくて申請しやすいような形にこれは工夫して改めていくべきじゃないですか。

○自見大臣政務官 お答えをいたします。

先ほど申し上げました三十二万という数字でございますけれども、事前に御伝えをしております相相談件数四十五万五千九百四十二件と申しますのは労働相談窓口全般におけるものでございまして、

て、これは解雇、雇いどめ、さまざまなものを合わせたものでございます。雇調金のみに関しては三十二万三千四百二十九件となっております。また、お答えいたしますが、雇調金について、大変使い勝手が悪い、あるいは申請が大変だというお声をいただいておりますけれども、これまで申請書等の記載事項を半減をさせていただいて、これは四月上旬にさせていただいておりまして、さらに、小規模の事業者を対象として、助成金の算定に実際の休業手当額を用いるなど、助成額の算定方法を大幅に簡略化し、申請手続のさらなる簡素化を図つてまいることとしております。こうした簡素化についてはしっかりと周知してまいりたいと思っております。

また、このような簡素化の取組に加えまして、雇用調整助成金の申請書類の作成方法につきましてわかりやすく解説した動画、これはホームページでも公表させていただいております。また、小規模の事業主の皆様を対象としたわかりやすいパンフレットを策定することなどにより、事業主の皆様が円滑に申請書類を作成できるように努めているところでございます。

こうした取組を進め、事業主の皆様が雇用調整助成金をより一層使いやすくなるように努めてまいりたいと存じます。

○末松委員 これで終わりますけれども、ただ、やはり三割とか四割ぐらい申請が決定されるような結果で判断しないと。今いろいろなことを述べられましたけれども、そこは結果で判断しますので、そこはぜひよろしく願います。

○田中委員長 次に、海江田万里君。

○海江田委員 立憲・国民・社保・無所属フォーラムの共同会派の海江田万里です。おはようございます。

今、末松さんから持続化給付金について、大体同じようなことを聞こうと思っておりますけれども、お尋ねがありましたので、私は重ねてお聞きいたしますが、ただ、今本日に一番私どもに

寄せられますいろいろな声の中でやはり数が多いのはこの持続化給付金の問題であります。

もう言うまでもありませんが、事業主の方々、本日に、この間ずっと自粛をやつてきて、営業をためてきて、しかも、出るお金というのは、もちろんいろいろな手当ては講じましたけれども、それでもやはり出ていくお金はあるということ、一番苦しい立場にある人たちに丁寧な、そして迅速な、機敏なサポート、後押しをお願いしたいと思っております。中小企業庁、よろしくお願いを申し上げます。

そして、きょうは、先ほど麻生金融担当大臣から、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告をいただきました。承りました。ただ、これは去年の十二月に出て、しかもその期日というのが平成三十一年の四月一日から令和元年の九月三十日までとなっておりますから、私も聞いておりまして、ああ、いい時代だったなと思いますか、そういう時代もあったなという思いで聞いておりました。

特に、預保の贈与も報告対象期間中ではない、それから、預保による資産の買取りもないということ、こういう形で報告も短く終わったわけでありまして、さて、これからのことを考えたとき、こういう状況というのはしばらくないだろう。新常态というような言葉もありますが、当面はやはりかなり厳しい状態が続くのではないだろうかというふうに思っております。

新聞の記事をいろいろ見ておりましたら、これはきのうの新聞でしたけれども、十四日に未来投資会議で、公的資本注入の枠組みを定めた金融機能強化法、これが、二三年三月の期限を延ばそうというような声が出たということですが、麻生担当大臣はこれについてどうお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 これは先生よく御存じのように、現行の金融機能強化法というのによれば、地域における経済の活性化が図られるように、金融

機能強化を通じてやるようにという制度なんですから、二〇二二年、令和四年の三月までの間で、国が民間の金融機関からの申請に応じてその金融機関に資本参加できることとするという制度なんですから。

足元の日本の金融機関というのは、今は総じて安泰していると思っておりますので、財務内容も極めてしっかりしておりますので、総体としては安定していると思えます。したがって、現在、ただいまですと、日本の金融システムに特に問題があるという認識をしていくわけではありません。

しかし、今後、このコロナがずっと継続して更に長く続いていくということになると、これは民間の資本の中で、いわゆる資本が、今キャッシュフローの話をしていますけれども、これが債務超過になってくるというふうな話になってきて、だんだんだんだん、いわゆるコストの方、いわゆる本体の方に響いてくるということになってくると、これは銀行の方も当然対応はまた難しいことになってくるので、債務超過みたいなことになるとなかなか難しいので、いろいろなことを考えて、この話は今後検討しておかなきゃいかぬところであらうとは思っております。

○海江田委員 検討している、あるいはこれから検討するというところだと思いますが、ぜひやはり早目に検討しておいていただきたいと思えます。

今お話がありました、一つは、やはり、まず当面は各事業会社といいますが法人、この資本の増強のこともあります。これは前回ですか、劣後ローンの話などもさせていただきました。これもぜひ早目の検討をお願いしたいと思えます。

それから、ただ、事業会社がそういう形になってまいりますと、事業法人がそういう形になってまいりますと、当然のことながら貸し手であります金融機関もやはり経営がおかしくなってくるということは当たり前のことでありまして、同じ日の新聞でちょうど、上場地銀の七割が減益、赤字と。これはそのとおりだろうと思いますが、同時

に、やはり三月期の決算ですけれども、三社は既にもう赤字転落、もちろんまだ資本が傷んでいるというわけではありませんけれども、赤字転落ということがあります。

特に地銀は、これまで長く続きましたゼロ金利、マイナス金利で本当に傷んでおりますので、やはりこの金融システム、今、足元は安定しているというお話がありましたが、そろそろモードをチェンジをしておいた方がいいのではないだろうかというふうに思います。

と申しますのは、私、これから金融庁あるいは金融行政、金融システムの安定のために何が必要なのかということ、この間、まさにきょうの報告にあつたように比較的順調に来ておりましたから、その中で忘れ去られてしまったものは何だろうなということをやっと考えてみたんですね。

そうしましたら、これは、麻生大臣、一番よく御存じだろうと思えますけれども、おとしの夏ですか、実は、金融庁の組織の中で検査局というのがありましたよね、ところが、検査局を廃止をしてしまった。今は監督局がその分もやっているということでありまして。

ただ、思い出してみますと、検査局を廃止したときのずつと考え方というのは、実は、もうこれからは、後ろ向きな不良債権の処理とか何だとかよりも、むしろ、金融機関が、本当に新しい、これはもちろん、預金者といいますが、銀行の利用者、金融機関の利用者、そういう方たちのニーズに合うように、新しい商品の開発でありますとか、あるいは新しい融資の開発でありますとか、そういうことを、前向きな融資や新商品の開発の後押しをしよう、こういうことで経済成長の後押しをしようということで検査局をやめて、そして、ただ検査機能というのは残さなきゃいけないから監督局の中にそれを移した、こういう経緯があつたと思うんですよ。

ただ、私は、こういう時期になってくると、もう、新たに検査局をつくれとは言いません、これ

は、新たに検査局をつくれとは言いませんけれども、やはり、このこと、一八年ぐらいで一番そういう一つの大きなターニングポイントがあつたんだらうと思えますけれども、そのことから今日に至るまで、特にきょうの報告なんかに至るまでずつとつながっていた発想をそろそろ変えなければいけないんじゃないだろうかというふうに思いますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○麻生国務大臣 昔、住宅ローンで穴があいたところ、御記憶かと思いますが、あのころ、いわゆる省庁再編に伴って、金融機関を統括しておりました財務省から、財金分離という話になって、いわゆる金融庁と財務省が強制離婚させられたというのが二十一年前ですか。あのころは、金融機関は極めて問題があつたということ、金融機関が問題なんだということで、それを取り締まるためにきちんとかやらないかぬということで、金融庁の中で、いろいろ所管している中で銀行局所管のいろいろな問題をきちんとかやらないかぬぞというのでやらせていただいたあの当時のいきさつは、間違いなく金融処分庁的イメージでスタートしたんですよ。間違いなくそういう時代でしたから。

しかし、現実問題として、少なくともそれ以降、九七年の金融危機、アジア通貨危機、また二〇〇八年のリーマンの後を受けて、今、日本の銀行の自己資本比率というのはアメリカより高いんじゃないの、総じて。何かアメリカの方がえらくいいように書いてある新聞がまだありますけれども、ちょっと待て、おたくの方がよっぽど危ないんじゃないのというぐらい、自己資本比率は今、日本は一八%ぐらいまで来ていませんかね。そのくらい来ていますから、そういうものに比べると、今、何となく大変だというような話にないことだけは確かですよ。

ただ、海江田先生おっしゃるように、これからどうなるかという話になってくると、これは、先ほども申し上げましたように、住宅にかかわつたり、いろいろな形で、私どもとしては、今後、消

費の絶対量が今は減っているわけですから、この消費の絶対量がこのまま減つた結果どうなっていくか等々は、住宅ローンの返済がひつかつたり、いろいろな形になってくる可能性を十分に考えておかなければいけませんから、そうやってきた段階で、いわゆる貸し込みが続いていくということになっていくと、いわゆる債務超過みたいなことになる。それは企業に限らず個人でも同じです。

そういったことになってくると、小口でそういった住宅ローン等々のものをやっているのも数がありますので、そういったものの全体でいくと銀行もということになりますので、そこらのところはよくよく目配りをおかないと、ちょっと貸し込みでどうにもならなくなってくるということにならないようにするためには、金融機関に対しての資本の投入ということも考えないかぬのですけれども。

これは、昔やつたときに、御記憶があるのかと思えますけれども、銀行は拒否したんですからね、あのときは。だから、やれなかったでしょう。あれは三菱が何か、最後まで拒否したつけない、たしかそんな記憶があるんですけれどもね、ちょっと昔の記憶で余り確かではありませんけれども。

そういった記憶がありますから、今言われてみえるように、そういった事態も考えておかないかぬということをあらかじめ今のうちからやっておかないかぬというお気持ちもあるんだと思えますけれども。

これは、下手をやりますと、何だよ、おい、日本、大丈夫大丈夫と言っていたけれども危ないんじゃないのかということばをばらまかれるわけですよ。国会なんつとところで金融の全然わかっていない新聞記者なんかいっぱいいて、この人たちが書く話がつくられて、結果的にマーケットが反応するわけですよ。それに伴って、どんなことになった、この被害は誰が責任とるんですか、新聞記者がとりまつかうという、全くこの気構え

もなければ、そんな根性もありませんから、あの人は、力もありませんし。でしょう。

そうすると、被害を受けるのは、誰が受けるんですかということも十分に考えて、総体的に大丈夫ですけれどもあらかじめやるというのを理解してもらおうのに、少々、広報やら何やらいろいろやらないかぬところかなという感じはしますけれども、いずれにしても、そういうことを考えておかないかぬというのは確かだと思えます。

○海江田委員 麻生大臣がそういうお考えがあるのなら、少しは、安堵というほどではありませんかけれども、やはりそういう備えが大事だろうと思えます。

麻生大臣も、本当に長く自分でもお仕事をやっているから、この方面、見識のある方でありますが、委員の中でも、実は、ぱつとこう見てみたら、私が一番長老になっちゃったんですね、いつの間にか。ですから、昔のことも時々お話をしますが、先ほど財金分離の話があつて、あのときは金融処分というよりは、最初は金融監督庁だったんですよ、これは。金融監督庁がずっと長く続いて、そこから監督がとれて金融庁になってという流れがあるわけです。

資本の増強ということに最終的にはなるんではしょうけれども、やはり、いろいろな新しい、特に、先ほどお話をしました超低金利、ゼロ金利、マイナス金利の中で、地銀がかなり危ないところに手をいろいろ出しているということも確かですよ。これも前々回お話をしましたけれども、CLOというローン担保証券、非常にやはりハイリスクですよ。やはり、こういう危機があるとそういう問題が起きてきますし。

それから、孫さんのところが今大変な損失を特にファンドで出していますけれども、いつの間にか、ファンド、シャドーバンキングという、シャドーバンクというんですか、ここがやはり出てきていますから、これが金融システムに与える影響というのは、やはり新たな、しかも深刻な問題があるだろうということですから、同じ、リーマ

ン・ショックを乗り越えて資本増強、それから、日本の先ほど住宅ローンだったか住専だったか、ああいうのを乗り越えて、やはり資本が大事なんです。なかなか手を挙げなかったことは確かですよ。それで、強制的に資本注入ということでしたけれども。

やはり、また新たな問題も出てきて、新たな危機意識があるといいますが、新たな危険性がある。これは、本当に手をこまねいてみると、どういう形で金融機関が傷んで、金融システムが傷んで、そして日本の経済全体に与える影響があるのかということが、これもまた新型でありますから、新たな金融システムのリスクというものにも十分目くばせをいただきたい。そして、今のうちから準備をいただきたいということでもあります。

この問題はこのぐらいにいたしまして、もう一つは、きのうは内閣府の一―三月の四半期のGDPが出まして、きょうの新聞なんか、ほんと大きく出ていますが、あれは内閣府がまとめたこと、まとめたというか調べておりますことで、きょうは内閣府の担当大臣もいましてのお話しすることができませんけれども。

五月の十三日に財務省が発表をいたしました、きょうお配りをしてあるのかな、これはもうそのままの資料でありますけれども、ことしの三月の国際収支状況、速報の概況というのが出ています。三月ですから、これはもう当然、新型のコロナウィルスの影響というものは世界経済に波及をしている段階であります。これは余り新聞、大きくはなかったんですね。ただ、僕は、やはりこれは大事な数値ではないだろうか、特に三月の数字が一番早く出てきましたから、私は非常に大事だなと思ってこれを見ておったんですが、麻生金融担当大臣、あるいは麻生財務大臣、これをこらんなってどういふうな感想をお持ちであつたか、お聞かせください。

○麻生財務大臣 これは、いわゆる四―六の方がもっと悪く出てくるだろうと思っておりますけれども、取り急ぎまず三月ということなんですけれども。

この経常収支のうちの、約九千億円、約一兆円、九千九百億ぐらい、九千三百億だったかな、このあれが縮小しておるんでありますけれども、貿易収支がまずそういった意味では大きく減つたというのが大きいのだと思いますが、五千九百億ぐらいこれは減っております。旅行の関係のいわゆる黒字収支も、これも二千四百、五百億ぐらい減っておりますし、所得収支等々、軒並み減つているので、個別に全部減つてきておりますので、そういったものが複合的に出てきて、国際収支と言われるものが、いわゆる経済取引を記録した全ての意味での統計が国際収支ということになるかと思えますけれども。

これはさまざまな要因を受けますので、これがどうたらという答えが言えるわけではありませんが、需要というか、人、物、金でいえば、人と物の動きがばたつとまった、外に買物に行けないんですから。となれば、当然のこととして、需要の絶対量、個人消費というのが、日本のGDPに占める七十何%がごとと減りますので、そういった意味では、大幅に減つたということはある事実として、今後これがどこまで続くかということだろうと思えますけれども。

見ていると、これは業界でも、結構逆に黒字になって、えらいもうかつて申しわけがないなという企業もいっぱいあるんですね。それは当然のこととして、カップラーメンなんか売っている日清なんというところはめちゃくちゃ利益が出ているはずですよ、自宅でも飲みませんから。だから、そういったところも出てきますし、いろいろなところで商売の形が変わってきているのは確かなんだと思います。

それが、コロナが終わった後、いわゆる、五月で終わって六月からどうなるのかとか七月からどうなるのかとか、いろいろな、今後、後半、それがどういふ形で出てくるのか。新しい形になつて、もう人は全然外に出なくなるのか、旅行には

行かなくなるのかというのはいちよつと考えるにいいんですけれども、そういったようなことも考えて、ちよつと様子をよく見ないと、早急の判断はなかなかおろせないのかなとは思っております。いずれにしても、こういったものを見ながら、景気、経済、いろいろなものを見ながら、だと思っております。

○海江田委員 これはあくまでも国際収支でありましてからカップラーメンは余り関係ない、全く関係ないわけではありませんが、しかも、四―六月というのは国内のGDPの話ですから。やはり、これは二月おくれで、ただ、毎年、三月分が五月の十三日ですね、かなり早く出るわけ

で。やはり、これはもう言うまでもありませんけれども、先ほどの金融システムリスクの問題も、これは完全に海外とつながっている話でありますから、貿易収支がどうなるのか。それから、貿易収支は輸出と輸入ですけれども、そのほかの、ここで書いてありますサービス収支の中に日本でお金を使う旅行者の例なんかも入ってくるわけでありまして、やはり貿易そのものが、まだ黒字ではありますけれども、黒字幅が非常にちいちゃくなつた。

本来でしたら、三月というのは、原油の価格が下がっていますから、輸入がずっと低くなつて、もうちょつと黒字幅があつてもいいわけですよ。この黒字幅がほとんどなくなつてしまつて、まだ黒字ですけれども、黒字が、その幅が圧縮をされたということ。

それからもう一つは、今お話のありました、インバウンドの人たちが来なくなるによつて、サービス収支のところも、辛うじて黒字にはなっていますけれども、月に大体二千億円ぐらいインバウンドの消費があつたというんですね、それが、よく蒸発という言葉、うまいことを言うものだと思つて、あつという間に消えてしまつたということでもあります。やはり、ここはよく、毎月毎月出てきますから、十三日、即座にこらんな

れるわけでありますから、ここはぜひ注目をしておいていただきたい。

これは当然為替の相場にも影響を与えてくるわけでありますから、私がやはり一番怖いのは、国際収支が赤字になったりして、今、貿易のレベルという輸出輸入がほとんど差が少なくなっているけれども、国際収支が赤字になって、そして円が安くなるということになりますと、これは、日本の、ただでさえも国のレベルでいえばたくさん、抱えているわけですから、その国債の方への金利はね返りも全くないわけではないわけであります。

これは大事な指標だと私は思いますので、これまでも御注意いただいていたようでありますが、これからも毎月、月の前半にこの数字が出てきますから、非常にリアルタイムで出てきますから、ぜひごらんになっていただきたいということでもあります。

それから、先ほど住宅ローンの話がございましたね。これも麻生大臣、何度ももう話をしている。ただ、ちよつと、これから懇談会があるということでありますので。

大体、懇談会を受けた後に要望書を、懇談会というのは全部のあれが来るわけじゃありませんから、役員といいますか、主要行が来て、そして聞き取りをやつて、そしてその後、金融機関に対する要請というものを発出する、そういう手続でよろしゅうございますね、これ。

だから、これまでに、二月にやつて、それから三月、四月と、結構やつているんですね、これは。二月、三月、四月とやつて、それぞれ要請を発出しているわけであります。

ただ、ずらつと要請事項が書いてありまして、先ほど末松さんがお話しになった住宅ローンの話というのは、特に六月に、ボーナス期でありますので、大体、私も住宅ローン、何度も借りたことがありますけれども、全体の額の半分ぐらいはボーナスで返すというようなことになっていますから、サラリーマンの人たち、中堅所得者、この

人たちが今の日本を何とか辛うじて支えてくれている人たちですから、この人たちをしつかり後押しをしなければいけないということもあらうかと思ひまして。

特に今度は、私はそれこそ本当に、これから発出をするということでありますので、五月の末になるのかあるいは六月の頭になるのか、五月のなるべく早い方がいいと思ひますけれども、特にお話がありました、元本を据置きにするのか、それからあと、やはり手数料ですね、この手数料の問題。

これは、そういう、もう実際手数料を取らないで、借りかえですね、いわゆる借りかえ、あるいはリスケと言つてもいいんですけれども、借りかえの方がいいでしょうね、借りかえをやつてくれた例もあるというふう聞いておりますので。幾つかの銀行がそういうふうによつてくれたというところだけではありませんで、やはり、全ての金融機関が、この六月には、必要な人は言つていただければ借りかえ、そして、結果的に返さないわけじゃないですから、それこそ一年ぐらいちよつと猶予をして、そしてその分返済期間が長くなる、もちろん、定年退職との絡みとかいろいろあるかと思ひますが、そういうところはよく相談に乗つて、そしてやつていただく。

特に、これから各金融機関に発出をする要請については、ぜひ住宅ローンを中心に、そしてそういう要請をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。金融庁におきましては、金融機関に対しまして、必要に応じまして随時いろいろな要請を行つてきております。

その中には、住宅ローンも含めて、お客様の状況を十分に勘案し、条件変更等について迅速かつ柔軟な対応を求めるといふような要請、さらに、返済猶予等の条件変更に当たつて発生する手数料、違約金等について、お客様の事情を勘案し

て特段の配慮を行うといふような要請も行つておるところでございます。

このような要請を受けて、今委員からもお話がありましたように、金融機関においてはいろいろな対応をとつていただいているということでございます。

さらに、この要請とは別に、我々毎月一回各業態と意見交換会をやつておりまして、その場におきましては、我々の要請の趣旨ですとかその他重要な事項について伝達し、意見をいただいているということでございます。今月の意見交換会におきまして、まさに今おつしやつたように、ボーナスによる住宅ローンの支払いが間近に迫つていふようなことも踏まえまして、金融機関に対して、住宅ローンに関し、十分な期間の元本猶予など条件変更の速やかな実施、あるいは条件変更時の手数料の無料化といった支援を更に積極的によつていただくように改めてお話をしたいといふふうにご考えておるところでございます。

○海江田委員 ありがとうございます。

ぜひ、この住宅ローン、特に六月、ボーナスシーズンを前にして心配な人たちがいますから、そういう人たちに心配しないといふというメッセージを届けていただきたいと思います。

あつという間に時間ももうなくなりそうでありますが、あともう一つ、今回のこのコロナショックというのは、やはり日本の脆弱性といふことが、さつきちよつと金融行政のお話を、少し歴史をたどつてみましたけれども、私なんか、日本は本当に、貯蓄性向といふか、貯蓄がたぐさんあるといふこととずつと思つていたんです。

九〇年代の後半から日本の貯蓄性向がずつと落ちてきて、これはいろいろな理由がありますが、預金がない世帯、これがかなりふえてきているといふこととありまして、厚労省の平成二十八年の国民生活基礎調査、貯蓄がないと答えた世帯は全体で一四・九％、これは平成二十八年ですから今もう少し上がつていふと思ひますが、一五から二〇％の世帯は貯蓄がゼロだといふこと。

それから、特に母子世帯ですね、母子世帯が、貯蓄がない世帯が三七・六％、それから、貯蓄が五十万円未満といふ世帯、十万円だけある、二十万円だけある、こういう五十万円未満の世帯が一四・四％ですから、これも全部平成二十八年ですけれども、この時点でもう既に母子世帯の五二％は貯蓄がゼロかあるいは五十万円以下ですといふことですから、やはりこのところに力を当てて、このところも、手当てを何としても頑張つていただきたいということでもあります。

立憲民主党は、コロナ困窮子ども支援法という法律、これは厚労委員会で議論されているようでありますからそちらで議論していただくにしても、ただ、やはり二次補正ではぜひ、特に一人親世帯、とりわけ母子世帯に対する支援を厚くしていただきたい。

前回の補正で、児童手当を児童一人当たり一万円だけ上乗せをした、これはもうちよつと上乗せをしていただきたかつたということでございますけれども、特に、これからの予算の編成に当たつては母子世帯に対する手当てをしつかりやつていただきたいといふことを要望しまして、持ち時間が過ぎましたので、このくらいにいたします。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、櫻井周君。

○櫻井委員 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの櫻井周です。本日、質問の機会をいただきました。まことにありがとうございます。本日、新型コロナウイルス感染症の影響で、経済を中心にいろいろな影響が出ているといふところについて、三点ほど質問させていただきます。

まず一点目は、ファクタリング、こういう業種が最近ちよつとふえてきているといふところがございます。新型コロナウイルス感染症の自粛による影響で資金繰りに窮した事業者が、高額な手数料のファクタリング業者に売掛金などを売却する、こういう事例がふえてきております。手数料

が高額であるということになりますと、これにより更に資金繰りが悪化をする、こうした事例が出てきております。

こうしたことは、昔の闇金融といいますが、今もありますけれども、闇金融に、ちょっと資金繰りが悪いからといってそういうところに一回手を出すと、どんどん悪循環で結局事業が破綻してしまふ、こういったことは昔からあるわけですが、最近はこのファクタリングというところがそういったことを更にやっちゃっているという状況がございます。

こうした状況について、金融庁の方では、この黄色と黒の阪神タイガースのチームカラーのチャシをつくって注意喚起に努めているわけでございます。

大臣にちょっとお尋ねをしたいのは、こうした実態についてどのように把握をされている、認識をされているのかということ。さらに、ちょっと重ねてお尋ねをいたしますが、このような、ある種高額手数料の悪徳業者がばつこりする背景として、無利子無担保融資、これは政府がやっているというふうにおっしゃっておりますけれども、こうした申請の手続が順番待ちなどでなかなか行き届いていない、それまでもう待てないということとこうしたファクタリング業者に手を出してしまふというようなところもあるのではないのか。悪徳業者のつけ入るすきを与えないためにも、無利子無担保融資、速やかな実施が必要だということに考えますが、あわせて大臣の御見解をお尋ねいたします。

○麻生国務大臣 これは、櫻井先生言われたようにファクタリングって、片仮名お好きですけれども、手形の買取りですからね、これ。昔からありますよ、こんなもの。今に始まった話ではありません。まずはしっかり申し上げておかないかぬところだと思っております。

これに手数料を払った結果、今言われたような、逆になるという話は、これは間違いなくあります。これは事実なので、今こういったような話は昔

の不況のときに比べれば減ったと私は正直思うぐらい、今の場合は、手形を買ってくれたら割ってくれたりする金融業者とかいうものが、六カ月の手形なんというものを三月月にしてあげますなという話で、その分の差益の金利プラス幾らかという、そのプラスの幅が問題なんです。そういうたような話で。

今、こういった窓口を受けて、関係省庁、いろいろやらせていただいているところなんですけれども、現実問題として、今言われておりますのは、いわゆる資金繰りに、大事なところなんですけれども、経済産業大臣と金融担当大臣の連名で、実質無利子無担保の融資制度というものの適切かつ迅速な資金供給を実施するということをさせていただくと、こういった問題は著しく解消しやすいということになります。

その他、各種手続があるんですけども、金融機関の手続をなるべく早くするために、これはワンストップでやりますということが大事なことで、そういった意味で、制度の融資とか、各種のいわゆる給付金ですか、給付金までの間のつなぎの融資が要るんですよ。二カ月ずれますとか一月ずれますとか、そういったところの。このつなぎ融資を積極的に実施することについて、こういうのをやると今言ったようなファクタリングの絶対量が減ってきますから。

そういったことで、私どもとしては、官民双方の金融機関はもちろんですけども、信用保証協会等々の現場において、融資の手続とか審査とか、そういったものがあるべく簡素かつスピーディー、迅速に実行されるように、私どもとしては、今後とも引き続き、業者への資金繰り、これは資金繰りが基本ですから、資金繰り支援に関しましていろいろ取り組んでいかねばならぬところだと思っておりますし、現実、そういったことは結構、めちゃくちゃな話はなくなったな、減ってきたなと思っております。

○櫻井委員 これも、昔は闇金融とかが非常に横行していた中で、それに比べたらましなん

じゃないのかということかもしれませんが、まさに、貸金業においては金利の上限も厳しく設けて、取締りもやっていると途中で、このファクタリングというのは業規制がかかっている。売掛金の買取りとかということだから、別に、民法上の商取引だから何も特別な資格は要らないじゃないかということ野放しになっていて、実質的には、ある種すごい高い手数料といいますが、金利に相当するものを取っているところがあるやばい問題ではなからうかということ、しっかりやっていただきたい。先ほど大臣からもいろいろ御答弁いただきましたので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

あともう一つ、事業者向けに加えて、個人向けにもこのファクタリングというのが最近ふえてきているところがございます。

個人向けのファクタリングとして、給与ファクタリングという、給与債権を買取ったことにする闇金融、こうしたのが最近はやっております。通常のファクタリングと異なるのは、給与債権については労働基準法二十四条で、賃金は労働者に直接支払う、こういう規定がありますから、ファクタリング業者がみずから債権を回収することとはできない、だから、給与債権を売った労働者にファクタリング業者が今度は債権回収を委託する、こういう二段階の契約になっているところがございます。労働者は先にお金を受け取り、後でお金を渡すということですから、実態としては、給与債権を担保とした融資になっているわけでございます。

このことについて、金融庁は三月六日に、給与ファクタリングは貸金業に当たるとの見解を示して、赤と黄色のこうしたチャラシもつくって呼びかけをして、注意喚起をしているところでございます。

この問題、三月下旬にも参議院厚生労働委員会でも議論がございました。警察と連携しながら取締りを強化している、こういうお話ではあるんですが、ただ、私もきょうの質問に向けて、きのう

また改めてインターネットで検索いたしましたけれども、いろいろな業者がまだまだたくさん出てきている、こういう状況でございます。

ここでちょっとお尋ねをしたいんですが、給与ファクタリングについて更に厳しく取り締まるべきというふうにも私も考えるんですが、厳しく取り締まるためにはやはり立法措置というのが必要になつてくるのではないかと今度うに考えます。大臣の御見解をお願いいたします。

○麻生国務大臣 まず基本的に、この給与のファクタリングというお話でしたけれども、これはもう間違いなく経済的には貸付けと同様ということになりますので、これは間違いなくいわゆる貸金業に該当するというところに、規定になります。

こうした考え方に基づいて、これは三月の初めごろでしたが、金融庁のウェブサイトに公表しておりました、貸金業の登録を受けずに金融ファクタリングというものを営む者に対しては厳正に処分しますよということ。それから、個人に、このような業者から違法な貸付けというものを受け取ることがないように、関係機関といういろいろ連携してやらせていただいているんですけれども。

私どもとしては、今申し上げたように、このためだけに新たに法律をつくるという前の段階で、少なくともこの種のことはできないんですから、違法なんですよということがわかっておられぬ方がおられますので、そういったことに関しましては、今回の一連のあれはどれを見てもそういうファクタリングをしなきゃならぬような事態にならないように、いろいろ融資やら何やら楽になつておりますので、ぜひそういったところを喚起する、まずはそこからかなと思っております。

○櫻井委員 金融庁としては、これはもう貸金業なんだということ、しっかり取締りをやっているということではあるんですけども、ただ、業者の方は業者の方で一生懸命抜け道を探そうとする。

例えば、きのう見つけてきた、検索して出てき

た業者の一つは、もしお勤め先が倒産しても大丈夫、お勤め先が倒産しても、給料が支払われなくなっても、給料債権の売買は成立していると。つまり、ファクタリング業者が給与債権を持っている、デフォルトリスクはこのファクタリング業者の方が持っているんだ、だからこれは貸金業ではないんだといって、言い逃れをしよう、こういうことを一生懸命たくらんでいるわけなんです。ですから、これは何かもう一工夫必要なのではないのか、こういうふうにも考えるわけでございます。

そもそも労働基準法二十四条では、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」と規定しておりますし、給与債権については、民事執行法百五十二条一項二号で差押禁止というふうになっておりまして、これはある種特別扱いを受けているわけでございます。

きょうは厚生労働省にも来ていただいておりますけれども、こうした立法趣旨を踏まえれば、給与債権を譲渡禁止にするというふうにするれば、給与ファクタリングのようなビジネスモデル、これはもう成立しなくなる、だから撲滅できるというふうにも考えるんです。

さらに、給与ファクタリングが支払ったお金、これは違法行為だということになりますと、民法七百八条の不法原因給付で返還不要だというふうにするれば、ファクタリング業者自体がもう破綻してしまうということになるので、一切そうした業者はなくなるというふうにも考えるんですが、こうした工夫も必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○稲津副大臣 お答えさせていただきます。

賃金債権の譲渡につきましては、労働基準法において、これを禁止する規定はございません。最高裁判所の判例、これは退職手当法における退職手当、ここでも譲渡自体を無効と解すべき根拠はない、このような判例が出ておりまして、譲渡自体を無効と解すべきいゆる根拠はない、こういうことが示されているところでございます。

一方で、今議員からも何度か御紹介のございました労働基準法の第二十四条において、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」このように規定をされております。労働者が賃金の支払いを受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、この二十四条が適用されまして、使用者は直接労働者に賃金を支払わなければならない、賃金債権の譲受人はみずから使用者に対してその支払いを求めることは許されない、このようになっていきます。さらに述べた最高裁判所の判例でもそのように示しております。

このように、現在でも労働者の賃金債権の保護はなされているもの、このように考えておりまして、厚生労働省といたしましては、金融庁と連携するなどして、必要な周知を図ることを通じて労使に注意喚起を行ってまいりたい、このように考えております。

○櫻井委員 御答弁ありがとうございます。

ただ、最高裁の判例は、その譲渡を禁止する規定がないと言っているだけにすぎないので、だから、我々国会でそれをつくれば禁止できるわけですよ。例えば、労働基準法二十四条、これは今一項と二項しかありませんが、三項を設けて給与債権は譲渡禁止と一言書けばこれは全て解決するのではないのか、こういうふうにも考えるわけですか。

ただ、給与債権というのは非常に広範にあるものですから、それを簡単にちよつと変えるだけというふうなことではいかならないと思いますか、やはり国民的な議論をしつかりした上でやらなきゃいけないというふうには思います。ただ、問題点として問題提起を、せつかくの機会ですのでさせていただきますというふうにも思います。

それから、続きまして、二点目、別なテーマに移りまして、特別定額給付金のことについてお伺いしたいと思います。

これは、今、全国の市町村で給付が始まっておりますけれども、この給付に当たっては、金融機

関の口座に振り込む、これが原則になっております。口座を持たない方も世の中にはいらっしゃると思います。そういう方が役所に問い合わせると、口座をつくってくださいますと言われるようです。しかしながら、口座をつくれなからつくっていかないか、ないしは、つくりにくい、つくれない何らかの事情がある方がそれなりにいらっしゃるわけなんです。しかも、今、金融機関の窓口、大変混雑をしております。今さらつくりに行くというののもなかなか現実的ではないように思います。

こうした状況ではあるんですけども、これは、二次補正予算でもまた給付金事業ということを検討されるようなところもございまして、やはり給付の事業を円滑に進めていくためには口座が必要ではなからうかというふうにも考えます。金融庁として、金融機関に口座開設、協力を要請する、こんなおつもりは、大臣、ございますでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、櫻井先生、口座をつくるという話で一番面倒くさい話はマネロンですよ。このマネロンの話をどうするんですかというのが一番考えておかないかぬところなので、柔軟にいわれる口座窓口開設というのは即それが利用されるということですから、そういった意味では、いわゆる犯罪収益移転防止法に基づいて、口座の開設をするときに当たっては、サクライタロウならサクライタロウという名前とか、いわゆる氏名とか生年月日とか住所とかいろいろものを厳格に本人確認を行う義務が課せられておるので、例えば、本人確認の書類というものを持たない者に對して口座手続を認めるというような話になってくると、手続の緩和をやれとか指導しろとかいうような話は、これはなかなか難しいです。国際、今のマネロンの話は、これだけの時代になつて。

したがいまして、当該給付金というのは、これは始まったばかりなんですけれども、いずれも、給付手続の課題については、今後、いわゆるカード等々が出てきますので、そういったような

プライベートなものも含めまして、総務省など今いろいろ連携をさせていただいて、実態としてどうなっていくものかを含めて、どのような対応の方法があるのかというのは、ちよつとそういったものを含めまして議論をさせていただかないかぬところかなと思います。

○櫻井委員 今麻生大臣から御答弁いただいたとおり、マネーロンダリングや振り込め詐欺とかいろいろ問題があります。金融機関口座を自由にしてくれるようにすると別な問題が出てくるということもあって、なかなかそれは難しいというのはおっしゃるとおりだと思います。

しかしながら、今総務省でやっている特別定額給付金の事業の実施要領におきましては、「銀行口座がないなど、真にやむを得ない場合に限り、市区町村の窓口における給付を認めることとする。」というふうに書いてございます。真にやむを得ない場合に限り、こういう厳しい限定がかかっているの、やはり市役所等の窓口においては、銀行口座をつくってください、こういう話になつてしまふわけなんです。

ですから、PCR検査のときにもそうでしたけれども、三十七・五度が四日間とか何かそういうのがあると、やはり現場ではそれをちゃんと、日本人は真面目ですから、役所の人は特に真面目ですから、厳格にやろうとする。その結果、いろいろな不都合が起きてしまうということもありますから、この実施要領をちよつと見直して、真にやむを得ない場合とこの限定、取った方がいんじやないのかというふうにも思うんですが、きょうは総務省から政務官に来ていただいております。この点について、この実施の運用についてお答えいただけますでしょうか。

○斎藤大臣政務官 お答えいたします。

四月三十日付で総務省から地方公共団体に対して発出したしました実施要領におきましては、御指摘のとおり、銀行口座がないなど真にやむを得ない場合には市区町村の窓口における給付を認めることとしております。

これは、感染拡大防止等の観点から原則として口座振り込みを基本としつつも、やむを得ない場合には窓口給付を認めるというものでございまして、迅速かつ的確な家計への支援という観点からも、窓口給付も一部認めることは当然のことであると考えております。

御指摘の、口座を作成できない方々への対応につきましては、まさに実施要領に記載のとおり真にやむを得ない場合に該当すると考えておりますことから、総務省といたしましては、本人確認の実施及び感染症拡大防止に留意をした上で窓口で適切に対応していただけるよう、改めて市区町村に対し周知をしてまいりたいと考えております。

○櫻井委員 今おっしゃられたとおり、銀行口座がないなど、ここで、真にやむを得ない場合に限りという強い限定がかかっているから、市役所の窓口ではちょっとそういった厳しい運用がされているのではないかと思いますので、この点についてもぜひ御検討いただきたいというふうに思います。国の方でつくった何げない一言が現場では違ったふうに、厳しく運用されるという事例が今回のコロナウイルスの感染症関連であちこちで見られることですので、この点の改善をよろしくお願いいたします。

その上で、麻生大臣にも、先ほど金融機関口座はそんなに気軽にしてくれるものではないというお話がございましたが、ただ、やはりいろいろな給付の事業をやろうと思ったときに、金融機関の口座というのが必要になってくると考えます。これは今すぐということではなくて、長い目で見たときにやはり必要だ。

そのときに、本人確認のあり方として、まず一番わかりやすいのは、写真付きの身分証明書があればこれはいいんですけれども、そうでないような方々に対しても、例えば、支援団体がずっとついていて証人になれるとか、そういった別な方法もちよつと考えていただくことはできないものか。いろいろな工夫をお願いしたいというふうに思います。

あと、特別定額給付金に関連しましては、今回、市役所の窓口で大変混乱が起きている、窓口じゃなくて内部で、そのバックオフィスのところでも混乱が起きているというのは、マイナンバーカードを使って申請した場合、マイナンバーカードは使っているけれどもマイナンバーそのものは使っていないということが明らかに、結局、申請データと住民基本台帳データの照合作業は人手で行っているような実態もあるというふうに聞いております。

こうしたところについても業務の改善を求めていきたい。二次補正のときには改善できるように我々も提案していきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○田中委員長 次に、岸本周平君。

○岸本委員 国民民主党の岸本周平でございます。

本日、質問の機会を与えていただきましたことをお礼を申し上げます。これまで、同僚議員の皆さんから、コロナ対策で個別の御質問がありました。これまでの金融危機というのは、金融システムが破綻をして、その結果として実体経済が傷む、そのための対策をしていく。まさにリーマン・ショックのときはそうでありましたし、その前、幾つかの金融危機があったわけでありますけれども。

今回は非常に特殊な例でありまして、人や物の移動が完全にストップしてしまった、そういう状況の中で、特に消費の需要が抑えられ、結果として実体経済が傷む中で、ひよつとすると、後で御質問したいと思えますけれども、金融システムにも影響を与えかねないような、二段構えのような、二段底といえますか、そういう危機なのではないか。

しかし、少なくとも、今私たちがやるべきことは、政府も努力をされておりますし、与野党の政策の協議会でも我々も提案しておりますけれども、今本当に困っている方々を救う。事業が終

わってしまう、企業が倒産してしまったら、回復してもどうしようもないわけです。元も子もないというわけです。しかも、これまでの質問の中にもありましたけれども、本当に困っている弱者、社会的弱者の方の命を守るといことを我々、政府としてはやっていたいかなければいけない。

幸い、日本政府というのは、あるいは日本国の経済の状況というのは、それを許すだけの力があるということだろうと思えます。そういう中で、まずは、今困っている方々、事業を守り、企業を守り、弱者の命を守る、そのために最大限の努力をしていくということだろうと思えます。

しかし、それは、例えば一人当たり十万円一律に配付する、去年だったら考えられないようなことですよ。これは、考え方によつては、所得制限なしに配るといことで、壮大な実験をしているわけであります。

さらには、相当な規模のマネーを出していく。それは、金融の場面で出していくと同時に、財政でも、大盤振る舞いと言つて言い過ぎですけれども、大変なマネーを経済に注入していくということであります。

それは、できる限りやるべきであらうと思えますけれども、少しコロナの後のことを考えていた場合に、どこまで我々はそれが許されるのだろうかということもある程度考えていかなければならないのではないかと思います。

皆様御承知のとおり、今、MMTというような議論もありました。この委員会でも御議論がありましたけれども、経済学者の方が言っているわけなので、全く乱暴なことでもないような気がしますが、私も少し勉強しましたけれども、おっしゃっていることの幾つかはなるほどと思うようなことがあります。

少し違和感があるものもあるんですけれども、例えば、自国通貨で借金する分には幾らやっても大丈夫なんだということでありまして、その限りにおいてはそうなんです。でも、それをやり過ぎるといって何が起きるかという、インフレになる

んです。そうですね。そうすると、MMTの方々は、いや、インフレになりそうになれば増税しますから、そこで大丈夫なんです、こういう立論をされる方もいますけれども、そう簡単に増税できないので困っているわけでありまして、インフレになりそうだからといって増税できるんだしたら、そんな苦勞はないとかあるんですけれども。

難しいことは別にしても、常識というのがあると思うんですね、我々の常識というのが。未来永劫、政府がお金を刷つてそれで賄えるということであれば、それが正しいければ、恐らく過去にやっていたはずだと思うんですね。ローマ帝国でも大英帝国でもやっていたはずなんです。当時の人との今の人と、頭がいいか、賢いかはそんなに差がないはずですから。二千年前も今も、我々そんな、大体賢さは一緒です、あほさも一緒なんです。

そうすると、誰かやっていたはずなので、やっていないというのはどうもおかしいし、経済学で習う初歩の初歩はフリーランチはないということなので、そういう常識から考えると、いつまでも続くわけにはいかぬと。

ただ、今、日本の状態は、見方を変えればまさにMMTの実験をしているようなところもあります。これも、簡単に言えば、民間の貯蓄残高の増加分、本当は家計だけなんですけれども、今、これはまだ経済学の教科書に載っていないんですけれども、企業法人部門も貯蓄がふえていますので、民間部門の貯蓄の残高の増加額の範囲内に国債の残高の増加額がおさまっているのが今の日本の状況です。

そうだとすると、日銀が買うのが買わないが、担保は預金ですから、民間の預金が担保ですから、絶対にインフレにならないんですね、金利も上がらないんです。明らかです。民間の貯蓄の残高の増加額より国債の残高の増加額がおさまっているわけですから。だから、その限りにおいては続けられるんだらうと思えます、何年先かわかりませんが。

今回のように、さあ、二十兆だ三十兆だ五十兆だというような緊急対策をして、それを全部赤字国債でやらざるを得ません、それはしょうがないと思います。そういうときに、今の状況がいままで続くのかという問題意識は持たないといけないと思っています。

さて、そこで大臣にお聞きしたいのは、ともかくそれをやりましょう、ともかく人を救う、企業を救う、命を救う、いろいろな政策をやっている、一旦収束をしていく。二波が来るかもしれないけれども、どこかの段階で収束をしていく。そのときには、やはりその段階からの財政再建計画というのは必要なんだろうと思います。

そのときに、ぜひお願いしたいのは、これは大臣とも何度か御議論させていただいているんですけども、従来、日本では財務省があつて、経済再建計画をつくり、あるいは中期の財政計画をつくり、その前提としての経済の指標、経済の見込みは内閣府がつくり、その内閣府でそういう数字をつくらせているのは財務省からの出向者です。一味なんですね、グループなんです。

そうして、甘い経済見通しを前提にして、いかにも財政再建がすぐできるような、プライマリーバランスが黒字になるような絵を描くんですけれども、めちゃくちゃ甘い経済の前提を置いているんです。毎年の政府見通しそのものがそうですから。上振れているんですね、大体約一%、平均すると上振れているんです。

だから、第三者機関、第三者的な財政機関を、独立のものをつくらせて、そこに経済見通しをつくらせる、あるいはさらには中期的な財政計画をつくらせる。しかも、中期的な財政計画、今、日本がつくらしているものは全く拘束性がありません。ニュージーランドとかカナダとか、ほかのいろいろな国、スウェーデンも含めて、いろいろな国、イギリスもそうです、中期財政計画は拘束性を持たせています。

そういう意味で、第三者的な財政機関、そして拘束力を持つ中期財政計画のようなものをつくって

いくべきだと思いますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 MMTの話というのは、お好きな方がいらつしやいますから、こういった話は、よくされる方、自民党の中におられまして、最近Mの上にNをつけて、ニューMMT、モダン・マネタリー・セオリーですけれども、その前にNをくつつけて、西田・マネタリー・システムと自分で言っておられるので、とてもくみしな話なんですけれども、言っておられる方もいらつしやるので、これはもう参議院の財金ではたびたび出てこられますので、共産党の方と一緒にやっておられますから、はあ、大門さんと話が合うんだなと思つて、危ないなと思つて話を聞いているんですけれども。

いづれにいたしましても、この種の話というのはこういつたことになるべく出てくる話だとは思いますが。だけれども、私も私としては、こういつたような話は、先ほど昔にさかのぼって例がないと言われたように、これは、岸本先生、過去にやつた例はありません。

私も私としては、そういつた話としては、少なくとも、我々が一九九二、三年に赤字公債を再発し始めたころの国債が二百五、六十兆、当時の金利が五%ぐらい、それが今は千兆を超えてゼロ%ですから。こんな、我々が習った経済学なんというのは何の役にも立ちませんよ。全くそんな事態ありませんから、これまで。

だから、そういつた意味で、過去にないということだったから、そつちも過去はありませんから、なかなかそういつた話がつくれやすい状況にあることは確かだとは思いますが、やはりこういつたようなもので、じゃ、日本も大丈夫じゃないかといつて、そういつたものの壮大な実験場に日本をするつもりは私にもありません。

その上で、今言われましたように、いわゆる昔で言う経済企画庁、今で言う内閣府の中で、いろいろ、長期の話をつくらせておられるのは確かなんですけれども、いろいろな話で、これ、今、ス

ウェーデンの例やらデンマークの例やら引かれておられましたし、アメリカもイギリスもそれぞれ別にそういつた機関があることは確かですけれども、だからといつて、その国の国がみんなうまくいつているというわけではありませんので。そういつた意味では、私も私としては、仕組みなどが設けられてるのは承知しておりますけれども、少なくとも、安倍内閣に限りませんけれども、経済財政諮問会議で財政健全化計画というのをやらせていただいて、消費税を引き上げるときか、そういつたような歳入改革とか、歳出につきましても、歳出の目安というのを決めて、いわゆる高齢者比率、伸びていく比率以内に予算の増加を抑えるとかいうので財政健全化をこれまで進めてきたんだと思っております。

したがって、重要なのは、法制化することにより、きちんとそういつたことをやり続けていくというのを政府としてほどこしかりしておかないと、そこらところがぐちゃぐちゃになつちやつて、また、これが強過ぎると、今回みたいな非常事態でも財政健全化を優先しますと、今回、国債発行は一切できないということになるととてもではないということにもなりかねませんので、ここらところのバランスを最終的に決めていくのは、いろいろな意味で、国会で予算を審議していただけていくというように形を取り組まざるを得ぬのではないか、現状を見ましたときにそう思っております。

○岸本委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、独立の財政機関を持つているところで、うまくいつていないところもあるけれども、うまくいつているところもあります。しかし、ニュージーランドなんかが財政責任法をつくらせてうまくいつている例もあるわけで、そこはうまくいつている例をよく勉強する必要があります。それから、中期的な財政計画の拘束力の問題なんです、日本はちょっと特殊でありまして、もちろん、がちがちに決まなくてもルールオーバー

していくような考え方があつて思うんですが、私どもは補正予算というのを非常に上手に使うことにたけてしまったものですから、これがなかなか難しいんですね。当初予算だけきれいにするんですけれども、何かという補正予算という逃げ道がある。

例えば、今言つたニュージーランドもそうなんですけれども、中期財政計画に拘束力があるところは、何か大きなイベントが起きて景気対策が必要な場合は、その説明責任を非常に厳しく内閣に課して、内閣が説明責任を果たすというふうなことであればやれるということなので。

これはまさに国会の問題だと言われればそうかもしれないけれども、毎年毎年、補正だ補正だといふようなことが、これを政府も我々国会も少し戒めるようなきつかけにする議論をぜひさせていただきたい、そういう思いで申し上げました。その意味で、さらに、新しいニューノーマルの時代になつて財政再建計画を進めるときに、一つ、我々はここで議論をしなきゃいけないことがあります。

実は、東日本大震災のときの復興、これは十兆円を超える予算をつくらせていたわけでありまして、けれども、私も、歯を食いしばつて、所得税に二・一%、税額の二・一%を乗せて、二十五年間で、東日本大震災の復興の費用は我々がきちんと払いますよと。もちろん、法人税は二年間やりました、住民税は千円、十年間乗せる、あるいは日本たばこの株で少し賄う、いろいろな知恵を出しました。

こういうことの努力が今回も必要だと思いますけれども、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 東日本大震災、リーマン・ショック、危機的な事態というのは我々は何回か経験しておるわけですが、そのたび、国民生活というのを守るために我々は財政措置を講ずるといふのと同時に、次の世代、将来世代というのを考えて、今の世代がしるべき負担というものを

きちんと分かち合う取組もあわせて一生懸命やってきたのがこれまでの日本の政府のやってきたやり方だったんだ、私はそう思っている。

今回のコロナの感染症に対して、これは感染症の拡大をとめるという話と、医療支援、提供体制というものがきちんと整備、維持される点と、雇用が維持、そのためには事業の継続等々の支援というものに全力を挙げて取り組んできているんですが、これは目先でいえば、早い話がお金の転がし方というか、いかに金の、運転資金の話を今、主にさせていたでいるわけなので。

これが一応のところどころにかとまったということになって、薬もできてきた、いろいろな意味でのワクチンも出てきた等々の話が出てくると、今度は、それで底を打ったといつて、そこから回復を図らないかぬ。急激に落ちていますから急激に上る確率は高い。これはもう経済では常に、ゆっくり落ちたらゆっくり上がりませんかから、急激に落ちたら急激に上がる可能性が高いです。

そういった意味では、財政の持続性というものも、その段階になったらもう一回考えておかないといかぬと言われているんだと思いますので、全くそうだと思うております。

将来世代というのに対してきちんと責任をとるという意味からも、これはよくならたらやらないかぬというので、昔は高橋は清って人がデフレ対策でやられた財政、もう金がないからといって紙幣は表だけ刷って裏は刷らない、そういうお札までつくって経費節減して、ばっとお金をばらまいていますけれども、それが終わった後は今度はインフレになりましたんで、その段階でばさっと今度は金をとめてインフレ対策に財政を切りかえていった。これが高橋は清のやったことだと思えますけれども、切った相手が、当時の軍部の、陸軍の軍備だったもので、二・二六で暗殺ということになりましたし、その前、いろいろな形のものがありますけれども、そういった時代というのを我々は経てきている

ので、今回もきちんとそういったものを念頭に置きながら、将来のことを考えてやっていくというのは同時に常々考えておかないかぬ、財政を預かる者としては両方見て考えておかなければならぬことだと、私もそう思います。

○岸本委員 ありがとうございます。

というのも、やはり今、私たちは、さっき言いましたように民間の貯蓄の増加額が借金の増加額を上回っているがゆえにもつていますけれども、そうはいってもGDPの二三〇%の赤字を抱えています。ちょうど大東亜戦争が終わった後より少し上ぐらいであります。

あのアメリカでも、一二〇%近くまでGDP比で赤字になった。アメリカは、その一二〇%を数十年かけて、もちろんその間スタグフレーションとかありました、少し高目のインフレ率もありましたけれども、ともかく、波はありましたけれども、長い時間をかけて返していって、まあ、今また大変なことにはなっていますけれども。

私たちの国はどうしたかというと、ハイパーとまでは言いませんけれども戦後のインフレで帳消しにして、ゼロからのスタートで高度成長にしていって、ゼロからありますけれども、やはりインフレというのはできるだけ避けた方がよいに決まっておりますから、そういう、今すぐである必要はありませんけれども、長期的な財政計画をつくっていくべきだと考えております。

あと、残された時間でも一つだけ大臣の御所見を伺いたいのは、先ほど言いましたように、大臣もおっしゃいましたように、今ある事業や企業や命を守る、そのためにはできる限りの予算を使う、それでいいと思います。

そのときに、同時並行で、海江田先生も御質問されたように、住宅ローンのデフォルトの話、あるいは、まさに中小企業が、なかなか手が届かなかった場合に倒産するリスクもある、そうすると、それに金を貸している金融機関に与える影響。さらには、原油の値段がどんと下がりました。

ようやく今週になって三十ドル台に戻ってきていますけれども、いつときは二十ドル台、あるときは先物がマイナスになるというようなイベントもありました。原油が下がることは我々車を使う人間にとっては悪いことではないんですけれども、アメリカの石油を掘っている方々、シェールオイルを掘っている方々の採算ラインが、新規だと五十ドル、普通でも三十ドルと言われています。

結構中堅、中小が多いものですから、この人たちが発行する債券はハイイルドボンドと呼ばれるんです。非常に高い金利でないと集まりません。昔はこれ、ジャンクボンドと言っていたんです。やはり金融の方は賢いので、ジャンクだとまづいということでハイイルドボンドと言っていますけれども、ハイイルドボンド、これは今デフォルトが始まっています、幾つかで。しかも、このハイイルドボンド、日本の金融機関も持ちちになっているところもあるというふうに聞いておりますと、このリスクもある。

さらには、今後、我々先進国がどんどんどんん赤字国債、まあ、日本以外は赤字とは言いませんけれども、国債を出して、債務を積み上げながら対策をしていく。途上国だってせざるを得ない。途上国も債務をどんどん出していく。一方で、新興国は既に、ブラジルもそうですし、アルゼンチンもそうですけれども、物すごい勢いで為替が安くなっている。

そういう意味で、これ、一遍に起きたらIMFも世銀もとてもじゃないけれども手が出せない、そういう意味での金融危機のリスクが同時並行であるということについて、大臣、御所見を伺います。

○麻生国務大臣 これは、先生御指摘のように、何がたまたまたつて、原油というのは、この内閣がスタートしたころは一バレル、ドラム缶一本、一バレルが百ドル、百八ドルぐらいあったかな、なったんですよ。それがどんと下がって六十ドル。この間まで三十ドルに下がって、二十ドル下がって、この間はあるうことかマイナスですすから

ね。石油を買ったらお金をくれるということになったんですよ。金をくれるんですよ。俺は、正直言って、まあ、この状態が続いたら石油会社は潰れるだろうなと思つて、正直あのときは思いましたけれども。

こんなこと、考えられない事態が今あちこち起きておりますので、いわゆる企業の債券の価格とかそういうことも、石油の価格がプラスになるなんて話はとてもじゃないので、私どもとしては、いろいろな不安定な動きがあるんだとは思いますが、私どもも。

その中で、先ほど御質問があつておりましたけれども、熱く御質問があつていましたけれども、やはり日本の金融システムは、今のところ確かに相対的には自己資本比率も多分世界で一番高いぐらいになってきておりますから、金融システムが今のところ影響を与えられているわけじゃないですけれども、今のようなかのわかれぬ話に更にまた起きるとか、いや戦争が起きるとか、イランでどうたらとか、おかしな話はいっぱいあります。

そういったことが続いていくと、少なくとも今の状況でなかなか、日本は経済がどうにかなくなつていきますけれども、日本じゃまだ六百人、七百人、桁が二つぐらい違つておりますので。そういうような状況、イギリスでも三万人超えました等々、皆、えらい勢いで、世界じゅう、コロナが終息するどころか、えらい騒ぎになっているようなところもあるんですけれども。そういったのが、先生、日本だけがうまくいっても、今度はほかの国の経済がということになると、全然、どうなっていくかわかりませんから。

私どもとしては、その結果どうなるかということ、新興国なんですよ。きょうもG7の電話会議をやらせていただきますけれども、その中で、やはり、いわゆる最貧国に対してどうしてやるかということをおかぬと、そこがほんとにいくと、それは回り回つて全部また世界経済に戻つて

きますので、金融の安定とか維持とか回復とかいうためにどうやっていくかというのは、これはちょっと、G7が自分たちだけいいぜと言ったって、おまえ、世界じゅうぐあいが悪くなったらどうにもならないだろうという話をさせていただいておりますので。

潜在的なリスクというのは早目早目にやっておかないかぬというので、先ほど海江田先生の話もありましたけれども、資本の注入をあらかじめ銀行にやっておく必要があるのではないかと、いろいろな御質問があつておりましたけれども、健全性を維持するとか、日本の財政というものを信認にたえるものに、マーケットの信頼にたえるものにしていくというようなことは非常に大事なところだと思つておりますので、こういった点に目をきちんと配つて対応をしてまいらねばならぬと思つております。

○岸本委員 ありがとうございます。まず危機感を共有させていただきました。

そういう対応をやりながらですけれども、結局、年内こういう状況が続きますと、全ての国が日本も含めて相当なお金を出します。金融は金融で、中央銀行が債券や、まあ、日本が株を買うのはいかがかと思ひますけれども、金融がお金を出す、財政もお金を出す、過剰流動性の問題が出てくると思ふんですね。

それで、もう、ちょっと時間がありませんから言いつ放しになりますけれども、供給サイドが傷んでいるわけにはありませんから、戦後のようなインフレというわけにはつながらないにしても、この過剰流動性が、例えば来年、実は今でもそうなんでしょうね、これだけ景気が悪くなつてGDPがマイナスなのに株価が上がつていふというのは、これはもう、じゃぶじゃぶのお金マーケットに行つていふと思ひえない。更にこれからどんどんお金が出ますから、ひよつとするとその過剰流動性の行き場がなくなつて、恐らく株が不動産に行くということになる可能性が非常に高いと思ひます。

そうすると、バブルは必ずしもじけましますので、はじけたときに、じゃ、今度はその金融機関を救うだけの体力、余力が残つていふのかどうかということも含めて、ぜひ、危機感を共有させていただいて、与党、野党関係なくこの危機に対処してまいりたいということをお願いして、質問を終わります。

本日はありがとうございます。

○田中委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 おはようございます。国民民主党の古本伸一郎でございます。

立国社共同会派の時間の中で質問させていただきます。

まず、車体課税について。きょう、今、席にはいませんが、前回、自由民主党の武井委員が、同志がいんだと思つて大変心強く拝聴しておりましたけれども、地方ほど、一家に一台どころか家族の人数分車がある、今せつかく定額給付金十万円を受け取つても、自動車税に消えるんじゃないかという御質問をされておりました。

あのときの御趣旨は、猶予になるということでは、所得なり売上げが二〇パー減じれば猶予申請ができるという、それをもっと宣伝してほしいという御質疑であつたと思ひますけれども、一年先に状況が好転していなければ、結局二年分まとめて払うことになるんですね、自動車税を。今まさに先生方、マイカーも含めて、郵便箱にぽとんと納付書が入つていたら、ああ、来た。本当に、二台、三台持つておられる方は特に来たということになるわけでありまして、これはどうして減免は考えなかつたのか。総務省に。

○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。自動車税でござりますが、自動車税の種別割につきましては、財産税の性格と道路損傷負担金の性格をあわせ持つ税であるとしておりまして、また、地方の行政サービスに係る貴重な財源となつていふことを踏まえまして、負担軽減は困難であると考えております。

一方、自動車税の環境性能割につきましては、

税率を一％軽減する特例措置の適用期限をこの九月末から来年の三月末まで六カ月延長することとしておりまして、十月以降に自動車を取得された方の負担が上がらないような措置を講じたところでございます。

○古本委員 今回、中小事業者に関しては、固定と都市計を、例えば、今年の二月から十月まで任意の三カ月間を決めて、売上げが五〇パー以上減少した者には、償却資産、設備償却それから建屋、これはゼロになる。令和三年の適用でありまされども、これは非常に御英断されたなというふうに思ひます。

先回の御答弁を精査いたしますと、こう答えておられます。土地も減税してほしいという御質問をされていたと思ひます。武井委員が。それに対して総務省の答弁は、事業用資産としての減価償却費が法人税や所得税において損金や経費に算入される償却資産を対象とすと言つておられます。自動車は償却資産じゃないんですか。

○福岡政府参考人 固定資産税の方でそのような措置をとつて、自動車税の種別割について措置をとつていないことについてという御質問だと思ひますけれども、固定資産税は財産税でございまして、自動車税種別割は同様の性格を持つものでございまして。

今回講じた固定資産税の軽減措置は、中小企業者などの事業継続を支援するため、厳しい経営環境にある中小企業者などに対して令和三年度の固定資産税の負担を軽減するというものでございまして。

他方、事業者に対する支援という面で見れば、自動車税の種別割におきましては、営業用の車両について既に相当の負担軽減がなされている、つまり税率が低くなつていふといったこと等を踏まえて、固定資産税で講じたような軽減措置を講じることとはしていない、こういうことでございまして。

○古本委員 若干専門的な議論になつておりますけれども、自動車税、新たに環境割という買つた

ときの税を創設し、旧来の排気量で税額が上がつていくという、言ふなれば課税客体をエンジンに見立てている税については、例えば、わかりやすく言つと、二千cc以下、二千ccの車でいえば三万九千五百円です。ほとんとポストに入つてしましたから、鮮明に覚えていまして。二・五リッターとか三リッターぐらいで五万円ぐらいになるんじゃないですか、四、五万になりますよね。今や、ダウンサイジングターボとか、麻生大臣もお車はお好きだと思ふので、エンジンがよりコンパクトになつて、ターボで過給したりスーパーチャージするエンジンの方が高級車ですからね。どおんと五リッター、六リッターで、昔のアメ車みたいにとおんというのが高級車という概念はもう違いますからね。

そういう意味でいうと、排気量に累進する課税の仕方というのがそもそもどうなのかと思ひますし、今、法人の話をおつしやいましたけれども、じゃ、家計部門はどうなりますか。

今回、ちよつと話が飛びますけれども、十萬円の給付金、きのうのNHKの世論調査で、何と六割を超える方が支持されていまして、賛成。昨今の政策で、六割以上、六割、七割の方が支持される政策というのはそうないですよ。そういう意味では、ある意味、与野党協議し、正しい判断をしたんだと思ひますね。

他方、総務省家計調査の直近のデータを少し事前に見ていただきましたけれども、大臣、実は、テレワーク、在宅勤務が進んだために、三月ですよ、緊急事態宣言が出て四月七日以降、みんな家にいてくれという前ですよ、三月の実績で、食料費です、家計部門。穀類です、お米、パスタが九％増、対前年比。お肉が一〇％、お酒が八パー、さらには調味料、油は一二パーふえています。ここは更に大きいんですけれども、上下水道は六パーふえています。だって、会社なり役所に行つておトイレを使つていたのが家でトイレを使つていふんですから、それは上下水道も上がりますよね。これは三月です。ということは、四月以降、もう

想像にたくなく、家計部門の生活費負担というのは、在宅勤務による負担というのはもろもろふえてくると思うんですね。

ともにコロナと戦って乗り越えていくための新しい自動車の税制というのを少し与党の皆様にも考えていただきたいという問題提起なんですけれども、排気量によって比例して課税しているんです。

これは、法人の場合は、フリートで持っているやつは多少軽減しているというお話がありましたけれども、じゃ、五人家族、六人家族で、本当に五台、六台持つておられる方でしたら、この自動車税の負担というのは実は担税力と比例してないんですよ、生活のために乗っているだけですから。

さらに、ちょっと自治の方に今聞いていますけれども、矢野さんの方にも技術的なことを確認しますけれども、国税は自動車重量税がございまして。この自動車重量税は印紙税で納付します。何となれば、車検のときに車検代として浴け込んで徴収しているからです。

私もが与党のときに、随分議論をした結果、自動車重量税の当分の間税率というのを約三億減税、平年度で、恒久減税を入れたわけでありましてけれども、残念ながら余り認知されていません。なぜかという、車検代に浴け込んでいますからです。

他方、自動車税は、家族の人数分、ぼとんぼとんとポストに入っていますので、非常にわかりやすいです。痛税感が特にあります。

車検は現在、七月まで延期しています。この三月、四月、五月に期限切れを迎えた車は、七月まで猶予してもらっています。結果、自動車重量税も猶予しているということになっていると思うんですけれども。今回の、あまたある国税、消費税、所得税、法人税は、前年同月比で所得が減れば猶予が認められていると思いますけれども、印紙税は猶予されませんか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

国税、予算ベースでは六十兆ほどございまして。そのうち猶予の対象になっているのは五十兆ほどで、外れているものが若干あるわけですが、委員御案内のとおり、印紙税につきましてもは外れているわけでございます。

○古本委員 これはやむを得ないと思います。なぜならば、車検という行為に対して検査証を出す際の、ある意味登録免許税的に、ある意味権利創設的に印紙税を取っていますので、その印紙税を御負担いただきたいというのは車検とのトレードオフですから。そういう意味では、永遠に車検を延期していったら自動車重量税は延期されるんでしょうけれども、じゃ、車検制度は何だという大議論に入りかねませんので、これは、自動車整備の安全性、走行性を考えても、そういうままでも延期はできないだろうなと思うんですね。

じゃ、そこで、先般の自由民主党同僚議員の御質疑じゃないですけども、一家に二台、三台あるという複数台数による累進性の問題というのは、果たしてこれも、一トン幾ら、〇・五トン幾らと目方で上がっていくんですね。正直言うと、何千万円する超高級スポーツカーの方がマグネシウム、アルミのボディでできていて軽いですから。だから、これも本当に、ただでさえ時代に税制が合っていないかったんです、モーターゼーション、技術の進歩に。そこにこのコロナという問題がかぶさってきたんです。

今、結構、地方都市を含めて、バスや電車通勤していたという人が、ちょっとコロナで怖いので車通勤に変えるという人がいますね。さらに、逆もありますね。出勤が間引き出勤になっているので、ガソリンを使わなくなっちゃったという人もいます。

さらに言うと、在宅勤務といいますが、お子さんも今家にいますから、休業で、休校で、そうすると、とてもじゃないですけども、大事な商談の電話をお子さんが言っている横でかきにくいというので、何と車の中で仕事をしているというんです、大事な商談の電話のとき

は。そうすると、いよいよこれは車というのが、わかりやすく言うとサラリーマンです、給与所得者にとつて、単なる通勤手段というのから、実は在宅勤務のワークを補完する一つの設備だという概念になってくると、もう少し経費性という考え方を認めてもいいんじゃないかなと。

今、給与所得者は、車に関する経費というのは経費化できますか。主税局長。

○矢野政府参考人 給与所得者という設定ですので、給与所得者につきましては、基本は給与所得控除という形で、おおむね三割相当の経費が引ける形になっていて、先進国でも、経費の概算控除というものは非常に大きな制度になっております。

別途、特定支出控除という仕組みがありますけれども、この中におきましては、一定の遠距離の交通費等々が引ける形になってございます。

○古本委員 つまり、きょうこの限られた時間で、問題提起にとどめますけれども、車の税金は大きく二つです。

地方税である自動車税、これは排気量によって累進します。でも、これ、今やエンジンはダウンサイジングしている方が高級車であり、実は担税力に比例しません。地方は複数台数を、これは生活のために乗っておられるので、極めて痛税感があります。この季節に、ポストに納付書が入っていますから。

そして、重量税は、今回の猶予の対象になっていません。でも、これはやむを得ません、印紙税です。そういう御判断をされていますので。これは、車検のたびに重量税で納付しますけれども、当分の間税率といて、昭和四十九年のオイルショックのときから本則税率に約二・五倍の上乗せをかけて以来、四十何年です。もういいんじゃないですかというこの当分の間税率に関して、せめて、コロナと向き合いながら乗り越えていく、こういう働く方々が、御商売をされている人は全部経費で落ちますよ、車検代も、スノータイヤもスタッドレスも全部経費で落ちますけれども、サラリーマンには確かに給与所得控除という概念がありますけれども、じゃ、交際費は認められていないじゃないですか。

等々、きょうは、今やりませんけれども、新たな概念で、このコロナとともに、何か乗り越えていく、暮らしていかなくないといけないというときに、車というのが一つの新たなツールとしてなり得るんじゃないかという観点を少し問題提起をさせていただきたい、これだけ与党の先生方がおられるので。

それで、地方の財源が必ずトレードオフになるんです。でも、自治にお尋ねしますけれども、今回の償却資産、設備、建物の免税、令和三年度、売上げ五〇パー減になれば、これ、地方負担はあります。全額国費じゃないですか。

○稲岡政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今次の固定資産税の特例措置に伴う減収額については、全額国費により補填をされるということとされております。

○古本委員 つまり、やればできるんです。これは、自治体は何も文句言わないですよ。全額国費で入りますから。やはり、コロナで大変に痛んでおられる家計、個人事業主、法人、そして給与所得者、それぞれありますけれども、こちらは救われてこちらは救われれないというのは、問題の提起をしておきたいと思っております。

次に、十萬円の位置づけを再度整理したいと思うんですが、これは、これは、恐らく第二弾が、しななければ、ならざるを得ない事態を含んでおかなきゃいけないと思うんです。

そのときに、あえて言う、この十萬円の給付金は与野党もうオール一致で可決されましたけれども、あえて附帯決議みたいなものがあつたとしたら、もし私が与党理事ならこれを加えましたね。財源をどうするのかということ、何のためにという理念。そして、真にお困りの方、ある程度分かち合える方ということで、最後まで論争になりました、三十萬円、十萬円のときには。ということ、やはり、所得、これはストックとフ

ロー、これをデジタルに把握できる、そういうシステムを同時に構築しない限りニアな給付というのは難しかったと思います。やはり、こういうことは大いに議論しないと、権利ばかりじゃなく義務もあわせて納税者の皆様にお願ひしていかなければ、これはやはり政治として無責任だと私は思いました。

そこで、あの十万円は、コロナの自粛をするためのやはり自粛協力金であり、連帯支援的な意味合いだったと思いますし、家計部門がやはりこれだけ負担増になります、在宅により。学校給食だってそうですよ。全国平均、小学校で約四千三百円ぐらいだと思っていますけれども、学校給食のない分、御家庭で御母さん、お父さんがつくったり、あるいは、ワンコインを渡して、これでお昼を食べておいてと言つて出勤している親御さん、これは出費になっていますよ。

などなど、この十万円のおかげで助かるなどという人は、実は給料が減っていないじゃないか、何だという御意見はありましたけれども、みんな助かっていると思いますよ、ひとしく。

そういう意味において、次回版にやるにしても、第二弾に向けては理念をぜひ整理しないといけないと思うんです。

そこで、大臣にお尋ねですけれども、私、この十万円は、今後とも、何かあるとしたら、やはり連帯支援的なものであつて、ある一定額は、たとえ大臣でも、私たちでも、どなたでも、一律何かがあつた方がいいなと思うんです。これは自粛に協力してくれたということなので。他方、本当に困りの方は別のやり方があるんだろうなというふうに思っています。

一律にということと、給付金でいくのか、実は所得税の減税でやるのかというのは、選択肢があつたと思います。あのときは、みんなわあつという感じでしたので、その議論がほとんどなかったやに記憶していますけれども。

政権のときに、子ども手当というのをやって、ばらまき云々で大分叱られましたけれども、当

時、皆さんから。でも、あれは、ある財務省の幹部と話したときになるほどと思つたんですけれども、何とか手当というところばらまきの印象があるけれども、子育ての敷に応じた所得税戻しとか所得税減税という全く印象が変わりましたねというやりとりをしたんです。もうすぐ与党になるかもしれないという野党と政府が意見交換するシステムが日本にはないからです。そんなアドバイスをもっと早くしてはしつたですよ、子ども手当として突っ込みましたから。

そういう意味でいうと、実は、次回やるならば、所得税の還付、あるいは定率減税。還付というのは、言うならば、去年納めた税が取り過ぎたので返しましょうという還付ですよ。一定額を納めたんですから、それを返してもらおうということについては社会の理解もありますよ。十万円配りますよというのよりよっぽどあります。それから、定率減税、定額減税にしたつて、過去やっていました、理解があると思います。

したがつて、ある一定額の何かを今後ともやらなきゃいけないというときには、所得税を使つた何かというのが考えられるんじゃないかなと思うんですけれども、大臣の御所見を求めます。

○麻生国務大臣 いいたところですよ。いいところですが、今、古本先生言うように所得税の減税ということですから、これは、仮に所得税を減税したとしますよ、そうすると、所得税を負担していない人という人がおられますので、低所得者の方には効果が及ばぬという点が一点あります。

それから、仮に所得税と給付と両方を行うということにしたとする場合は、それはやはり、所得税を払つておられる人に対しての効果の方が大きいということになるということなんだと思います。これを是正しようということになると、その減税額についていろいろ給付金と調整するということになるんだと思いますので、そうするとこれはえらい複雑な計算とか設計が要るのかなというの、今伺つていてそう思つたんですが、それから、制度設計にもよるとは思いますけれど

ども、中小企業とか個人事業主とかというところは、これは源泉徴収義務というのが、かけるいわゆる事務負担というのが出てくることになると思いますので、今の言われた話は、僕はすごくいい指摘だとは思いますが、手間暇がかかるところがもう一個出てくるかなという感じがします。

給付の話、これはマイカードなんか普及してあるけれどもマイカードナンバーがないとかわけのわからぬ話はいっぱいありますので、なかなかこういつたようなものが普及するきっかけにこのコロナがなりました。いろいろな意味で働き方改革が私は日本の改革で最も難しいだろうなと思つたんですけれども、これが一番早くいきそうなくらい、役所なんか半分で回っているんですからね。国会だってA班、B班でやれているわけでしょう。

こういう話になつていっちゃうから、だから、そういう意味では、なかなかこういつたもの働き方改革というのは、このコロナのおかげでいろいろなことを考えさせられるようなことになつていった意味においては大きかつたなと思つて、私は、日本の生産性はこれで一挙に上がつていく方向にうまいこといけばなるかなと思つたり、いろいろなことを考えますけれども。

いずれにしても、自動車税の話を含めまして、今までの発想ではなくて、重量でやつたつて、おまえ、高い車の方が軽いんだぜという話は全く確かですから、そういう意味では、いろいろなことを考えるきっかけにしていかなばならぬなと思つております。

○古本委員 きょう、国税庁にも来ていただきました。税の戻しというのを、なぜ所得で議論が要るかというと、法人は、前年納税した法人でも、今年赤字転落したら納めた税を取り返せますよね。直近で還付額、どのくらいありますか。そして、この令和二年度は相当還付額がふえるんじゃないか

などと思いますけれども、展望はありますか。赤字転落した会社は、一旦納めた税が取り返せます。

○田島政府参考人 直近の金額でございしますが、平成三十年度でございしますと、法人税の欠損繰戻し還付金額は四百十九億円となつてございします。令和二年度はどうかという点につきましては、ちよつと数字は持ち合わせてございしません。

○古本委員 個人の設計も、ローンを組んだり、住宅ローンを組んだり車のローンを組んだりしてゐるのは、去年の所得を前提にしています。二割、三割どかんと落ちたという方は、言うならば家計の大赤字ですよ。私は、個人の所得税に關しても、少しその損益通算という概念を思い切つて創設するということもあつていいんじゃないかなと思つたので戻しということを言いましたけれども、定率減税、定額減税の方は、思ひのほか、大臣も悪くないと言つていただいたと受けとめたので、ぜひ与党でも議論を深めていただきたいと思っています。

いずれにしても、コロナがきっかけで何か後世に残せる改革ができたならば、これにすぐることはないと思います。

今ちょうど着席されたので、何とテレワーク手当を、例えばLINE社なんかはもう創設したらしいですね、食料費とか水光熱費がふえているということ。新しいなと思いますね。

このテレワーク手当、在宅手当つて、国税庁、損金算入できますよね。

○田島政府参考人 お答えいたします。

一般論として申し上げますと、お尋ねのテレワークなどの在宅勤務に伴つて従業員に支払われる手当につきましては、雇用関係に基づき支給されるものでありますことから、法人税法上、損金に算入されることとなります。

○古本委員 大臣、東京メトロで、何と、混雑する時間帯を避けて乗つた人にはメトロからポイント還元されるそうです。だから、自動的にインセンティブが働いて、混雑のあの例のゴールデンラッシュアワーは外して乗るインセンティブをき

かせている。東西線だそうです。やはりこういうときに本当に思い切った社会改革がお互いに知恵を出してきてほしいと思うので、ぜひ、きょうは車体課税と所得税を中心に申し上げたので、お互いに知恵を出し合いたいと思います。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、野田佳彦君。

○野田(佳)委員 共同会派立国社の野田佳彦でございます。

冒頭に大臣から、破綻金融機関の処理の状況、FRC報告がございましたので、きょうは、一般質疑の最初は、金融から入っていきなさいというふうに思います。

先週末に大手行五グループの二〇二〇年三ヶ月決算が出まして、それについては報道もございましたけれども、全国あまたある地方銀行の三ヶ月期決算もほぼ出そろってきたんだろうというふうに思っています。

きょうはちよつと、特に地域金融機関の問題について議論をさせていただきたいと思うんですが、というのは、新型コロナウイルスの感染拡大で、やはり各地のお取引先が大変困っている状況で、その資金繰りに対して、地域の金融機関の役割は物すごく大きな役割だというふうに思うんですが、その足元の経営状況がどうなっているかを知らずして、まずは、この二〇二〇年の三ヶ月決算、その概要について金融庁から御説明をいただきたいというふうに思います。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

五月十五日までに公表されました地域銀行、これは百三行中百行でございますが、その令和二年三ヶ月決算の状況を見ますと、まず、低金利環境のもと資金利益が引き続き減少している、そうした中で、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、金融市場の混乱から株式関係損益が減少したこと、あるいは、与信先の信用悪化懸念等を踏まえたで与信関係費用が増加したこと、当期純利益は全体で前年比マイナス九・一％となっております。また、個別銀行ごとに見ますと、約七割の

地域銀行で減益となっております。

他方で、自己資本比率で見ますと、国内基準の平均が九・五三％、国際基準の平均が一三・二八％と、最低所要基準は十分に上回っているというふうに承知しております。

○野田(佳)委員 概要を御説明いただきました。ありがとうございます。

七割が減益ということでございますけれども、たしか、去年、二〇一九年の三ヶ月期決算でも四割が赤字だったんじゃないでしょうか、多分。そして、恐らく五期、六期とずっと赤字が続いた銀行が二十六ぐらいあったというふうに思うんですね。

何を言いたいかというと、今、足元の状況を聞きましたけれども、その足元の状況に連なる今までも地方銀行の経営状況というのは厳しかったと思うんですね。それは一つは、やはり少子化、人口減少があって、人が減り、企業の数が減っていく、取引先が減っていく、これは構造的に厳しい状況に追い込まれると思います。

加えて、黒田日銀総裁が登場して以来の異次元の金融緩和で、超低金利、マイナス金利という事態、状況になりましたから、預貸取引で利益を上げる、そういうモデルが成り立たなくなってきたという問題があって、特に地域の金融機関は経営環境が厳しかったと思います。

それに、直近はコロナの影響が出てきて、今ちよつと御説明ございましたけれども、与信費用がかさんできている。それはそうだと思いますが、やはり貸倒れに備えて引当金を充てているとか。余り説明がなかったかもしませんが、一月―三ヶ月、これは持っている有価証券で損が出てきたりもしているというふうに思います。

そういうのもろもろの影響があつて、構造的に厳しかった上に、コロナの影が及び寄ってきているという今足元であるという私の解釈でよろしいですか、局長。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。おおむね委員のおっしゃるとおりでございます。

で、このところ、やはり、今回の決算を見ますと、株式市場の混乱などで損失が出ている、あるいはコロナ関係で与信関係費用がふえているというような状況が加味されてきているということでございます。

○野田(佳)委員 という今の直近の状況を御説明いただきましたけれども、その上で、まさに今、資金繰りをめぐって本当に皆さん困っている中で、地域の金融機関がどういう機能を果たすかというところがとても重要な状況だというふうに思いますし、国から、あるいは自治体からの要請も当然ありますよね。一方で、その要請だけではなくて、プロパーの融資を通じてスピードディーに対応するということも地元の銀行として求められています。

ということは、それができるかできないかによって、あまたある地域の金融機関も、私は、残念ながら、生き残るところと淘汰されていくところとあるにかけられていくというまさに重要な局面であると思いますが、これは担当大臣としてどういう御認識を持っていますか。

○麻生国務大臣 野田先生おっしゃるように、金融庁の方から申し上げましたように、今、銀行の、数字の上から見たら、別に特に総体的におかしいところがあるわけではございません。その上で、これから後どうなっていくんだというところが一番問題なんだと思いますが、これは、内容が仮によかったとしても貸し方を間違えたら終わりですから、そういった意味では、銀行の経営能力が問われるんだと思っております。

そういった意味では、私どもとしては、銀行は適切なアドバイスをしなくてはいいかぬといふ立場になるんだとは思いますが、今、少なくとも、無金利、無担保、五年間元金、保証等々いろいろ話が出てきておりますので、そういったものをちゃんと理解した上で、その新しく借りてきた者に対して金を貸した、それはマネーサプライがふえることになりまして、マネタリーベースではなくてマネーサ

プライがふえることになりますから、そのサプライとしてふえた分に関しては、この間の日本銀行は、それに関して、ブタ積みになっている日本銀行の、いわゆる日銀預金の積みである、その何々信用金庫なり何々銀行の当座預金のその同じ相当額には金利をつけると言っておるわけですからね。今はゼロですよ、それを〇・一つける、考えられないことを日銀はやるうとしていられるんですけども、そういったようなことまでやっておりますので。銀行としては、目先がきいた経営者だったら、この際これをやった方がいいというような感じになつていくんだと思つてはおりますけれども。

いずれにしても、私どもとしては、しかるべく、そういったようなものが出てきているんだから、積極的に対応するように、金融庁としてもそちらの方向に指導していかないかぬところだと思っております。

○野田(佳)委員 基本的な御認識を今お聞かせいただきましたけれども、貸す側は、目ききといつても、これは従来から言われていましたけれども、なかなか大変ですよ、抽象的には言えますけれども、でも、ほかに多分、言葉がございません。目ききしかないですよ。

いわゆるセーフティーネット貸付けたら、これは信用保証協会の保証が一〇〇％つくりますので、別にどんだん貸しても構わないんですけれども、特にプロパーの場合は、やはり自分の銀行の財務の健全性も勘案しながら困っている取引先をどう救うかという判断をするわけです。当然のことながら、間違つた判断をいけばそれは将来不良債権化していくわけでございますから、まさにこれは、目ききという一言では言えないぐらいの、物すごい重たい使命感を持った、緊張感を持った判断が今問われているというふうに思います。

その大事な役割を全ての地方銀行、地域の金融機関が果たしてほしいと心から願いますし、それがなければ地域経済を維持していくこと、守つて

いくことはできませんから、まさにかなめだと思
います。

そうはいったって、全て楽観的なシナリオに立
つわけにはいかなくて、もともと厳しい地方銀行
もいっぱいありました。だから合併とか再編が進
んだり、あるいはスルガ銀行みたいにハイリスク
なものに手を出さなければいけないようなことも
やってきているわけですから、今回もリスクが非
常に高い状況だと思うんです。

というように、場合によって、場合によって
は、特にコロナの不況が長引けば、第二波、第三
波は起こり得ると思いますので、それが長引け
ば、地域の金融機関が破綻をして、そして、残念
なことに、あつてはならないけれども、その地域
経済がどん底に陥るといふサイクルも、可能性は
ゼロではないと思うんです。

その辺のリスクについての大臣のお考えはいか
がですか。

○麻生国務大臣 これは今、先ほど申し上げまし
たように、地域銀行は百三行ありますけれども、
そういったものが、今日の銀行がまずいとか危な
いとかいような話があるわけではありません。

今おっしゃいましたように、コロナの話とい
うのは、死亡者の数が最終的には決定的なことにな
るんだと思いますが、死亡者の数は、日本は七
百、六百、そういったオーダー、アメリカの場合
が、きのうで多分八万幾つかでしたか、きょうは
九万台ぐらまで来ているんだと思いますけれど
も、九万人。イギリス、イタリアは三万超えたん
ですかね。何かそういったような形になっており
ますので、状況として、日本は間違いなく死者の
数が一番少なかったと多分後世評価されるんだと
思いますけれども。

そういった状況になって日本だけよくなつたら
金融がよくなるかという、これは、今これだけ
世界じゅうの経済に組み込まれておりますので、
GDPに占める貿易比率が日本の場合は一割ぐら
いしかありませんので、ドイツやら何やらと違つ
て二割だ三割だなんということはありませんか

ら、その影響も少ないとはいえず、いろいろな形
で、自動車の輸出やら何かの輸出やら何やらとい
うのは大きく影響しておりますので、少なくとも
も、トヨタが五千億の純利益、五分の一になつた
という話を書いてありましたから。

そういったものを見ましても、影響が、国内で
は回復したとしても海外の部分というのは落ちま
すので、銀行というのがそういったものに、意外
と、何だ、小さな小さな会社かと思つたら、それ
が、自動車の三万点ぐらあります部品のうちの
一つだけ確実に持つていたといつたら、その部品
一個できないだけで自動車が生産できないという
話だというのが今の時代ですから、その部品一個
をつくる工場は潰せないという事態に当然なる。

銀行は、それを責任持つて助けてやらぬと地域経
済にも影響しますよというように、責任感やら何
やらを踏まえてやっていかぬといふ時代、
これは我々としては全体を見なきゃいかぬという
意味で物すごく大事などころなので、目ききとい
ういい言葉を使われていましたけれども。

私もどこか、このところ、世界経済の中
での影響とかいふのを考えていたときに、これ
をもたせていくためには、やはり、最終的には金
融機関ときちんとその事業体が組んでいかなとい
てきませんので、地域経済といふものの安定とい
うのは、その地域にきちんとした企業がいろいろ
ないかといふのは地域にとつて非常に大きいので、
今よく地方経済とか言われますけれども、その
地域にきちんとした地方の企業が育っているか
いないかといふのは非常に大きなところだと私は
思っております。

ぜひ、それを支える地域金融といふものは、小
なりとはいへ極めて大きなものを持つていて思
っておりますので、そういった面をよくよく目
配りしながら、こういったものの運営、監督をや
らせていただかなければいかぬと思っております。

○野田(佳)委員 だから、場合によっては、地域
金融機関へのまさに予防的な資本注入みたいなこ
と、これは最悪でありますけれども、そういう
こともよく想定をしておいた方がいいだろうとい
うふうに思います。

私も、持ち時間二十二分だったんですけれども、
会派調整の件で数分短縮になりましたので、もう
ほとんど時間が、あと五分弱になりましたので、
次、マイナンバーの方に質問を移りたいというふ
うに思います。

私は、マイナンバーは思い入れがあるんです
よ。もともと、番号関連の三法案の閣議決定した
ときの内閣でございましたし、法律が成立したの
は安倍内閣でありましたけれども、もともとマイ
ナンバーというのは給付つき税額控除を実現する
ための大きな手段として期待をしておりました。
それ以来、きょうお見えの向井審議官には制度設
計で御苦労をされておりました、今回も苦労され
ているなと思っております。

今、すごい、このマイナンバー自体も、地域金
融機関と同じように正念場だと思つていまして、
オンライン申請で現場が随分と混乱をしているよ
うですし、今、普及率が一六パーぐらいですが、
足りないから慌ててカードを持つておいたり、
あるいは暗証番号、パスワードがわからなくなつ
ちやつたりとかいろいろあるみたいです。これ
で、こんな使い勝手が悪いものだと思われちゃつ
たらマイナンバーは終わっちゃうと思いますので、む
しろ注目されていることを奇貨として、その必要
性とか利便性をきちつと啓発をしていくというこ
とで、私、向井さんに頑張つてほしいと思います。

特に、やはりこれは給付のときに助かるんでき
よ。どちらかというと行政効率で、所得を把握さ
れるから嫌だとか、個人情報とかという観点で控
える人が多かったと思うけれども、十万円をもら
うときに大事だとか、あるいは休業補償のときに
来るんだとかということになって、もつと、社会
保障等も含めて、給付のときにはこれは便利なん
だ、こういうデジタル時代のセーフティーネット
なんだということを強調して、むしろ啓発してほ
しいと思つていますが、久しぶりに会つた向井さん、

お答えをいただきたいと思つてます。

○向井政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、現在、オンライン申請を
やつております。これはマイナンバーそのもので
はなくマイナンバーカードを使つておりますけ
れども、いろいろな混乱と申しますか、ふぐあい
等もないわけではございません。私ども、日夜、
現在、いろいろなネット上のあるいはコールセン
ターへの苦情等々に全部対応すべく努力しており
ます。

ただ、まさに先生がおっしゃる通りに、今回急
速にマイナンバー制度への国民の関心が高まつて
おりまして、マイナンバーカードの申請も、これ
まで一日一万件程度で来ていたものが、一日一万
件ですと年三百六十五万といふことですから、
も、今回八万件ぐら来るようになった。急速に
関心が伸びております。

先生おっしゃるとおり、マイナンバー、給付に
非常に役に立つものでございまして、これまで
も、児童手当の申請とか介護保険料の減免申請な
ど、約二千の社会保障手続の事務におきまして、
毎週毎週、百万から二百万の情報連携によりまし
て、そのときに必要となりますような所得証明
書、課税証明書、あるいは住民票の写しなどが省
略されております。

こういうふうなマイナンバー制度の意義、利便
性を十分に理解していただくとともに、例えば、
給付するときにいろいろなバリエーションがつけ
やすくなる。例えば、所得制限ですとか、ある
いは、どういった世帯のどういった人とか、そ
ういったものにつつまして個性をつけやすくなる
ということもございまして。

そういう意味で、給付のバリエーションが膨ら
む、そういう効果もございまして、また、本人を
特定することによりまして、確実に本人にお届け
できる、まさに間違いなく本人にお届けできる、
しかも迅速にお届けできるというふうなこともあ
ろうかと思つております。

これらのことをしっかりと取り組んで、今回のま

さに給付によってプラスとなるように、マイナンプーにとってプラスとなるように、そしてそれが国民の生活のまさに利便性の向上に十分資するよう頑張ってもらいたいと思っています。

○野田(佳)委員 時間が来ちゃったんですけれども、一問だけいいですか、短く、いいですか。

これは、マイナンプーの肝は、これから私は銀行口座との連動だと思えます。それができるかどうかだと思えますが、これはちよつと大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 最初に導入した総務大臣。ちよつと御記憶をいただければ幸いですけれども、もう十何年前の話ですけれども。

一部改正法の制定で平成三十年一月からこれは開始をさせていただいておりますのは御存じのとおりなんですが、これは金融庁としても着実に実行を図る。これはメリットが、持っていたら何のためになったのかというのが、ついこの間まで免許証がわりにしか使えませんが、こんなものは僕はほとんど、大事にしておいてくれと総務省が言うから大事にしてみんなしまつていっているんだから、使いがありませんが。

だから、どんな使えという話に変えないかぬのであつて、今回はいい機会なんです、住所変更等々の手続などにこのマイナンプー提供というのを簡単にやっていたような案内を行う等々、どんどんどんどん宣伝、利用をする範囲を広めれば広めるほど使い勝手がよくなるようにしてやらぬとなかなか使えませんが、ぜひ付番を確実に進めていくように、これは業界に対しておられます。

○野田(佳)委員 ありがとうございます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

きょうは、中小企業、小規模事業者、それからフリーランスを含みます個人事業主の方への持続

化給付金の問題を最初に引き上げさせていただきたいと思っています。

現在の持続化給付金は、今年度補正で総額二兆三千七百七十六億円の予算で、約百五十万業者の申請を想定しているということでありました。今後、経済への影響次第では更に申請の増加も考えられるのではないかと思います。

非常事態宣言が解除された後も三密は避けるということですから、とりわけバーやナイトクラブ、さらには接待を伴う飲食店等については非常に営業が困難になるのではないかと、そういう点では、持続化給付金という形で支援していくということが大事ではないかと思ふんです。

先ほどMMT、現代貨幣理論についてもお話がありました。やはり問われているのは、財務省のいわゆる反緊縮といいますが、緊縮財政に対してのアンチテーゼといえますか、困っている人、倒れている人があれば借金をしてでも助けるべきではないかという考え方につきましては、私たちも共感する部分はあるわけでありまして、ただ、大門実紀史参議院議員も含めまして、赤字国債の乱発など、野方図で無尽蔵な借金をやっていいというふうには思っておりません。

ただ、今、非常事態でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、いかに医療機関に支援を行い、そして外出の自粛や営業の休業要請を行った方々へどう支援していくのかというためには、思い切った財政出動が必要なのではないかと、思ふんです。

更に申請の増加が考えられるということで、さらに、申請期間は来年の一月十五日まででございます。仮にこの持続化給付金の予算が不足する場合は、予算を拡大するという点も検討していかなければならないと思ふんですが、麻生太郎財務大臣の所見を伺います。

(委員長退席、あかま委員長代理着席)

○麻生国務大臣 持続化給付金というのは、もう御存じのように、事業継続のために特に困っている方に現金で二百万円支給という、過去にこんな

ことは例がありませんから、そういった意味では、極めて私どもとしては今の状況を理解した上でやらせていただいているんだと思つておるんですけれども、今、三月時点で売上げ減少というような動向、これは四一六ではそういったものは更にふえてくる等々いろいろな悪化も十分に目に見えだ上で百五十万件、百五十万という件数を予想しておるというのが事実、今の現状です。

これ以上更にふえるかどうかというのはわかりませんが、これは、そういった意味で、わからぬ話でちよつとつかつたことを言う、またそれだけとつたような話になりますから、そういったことはつかつて申し上げられませんが、そういったことは、極めて効果があるというように判断すれば、それに対して対応させていただくということになるかと存じます。

○清水委員 効果があると判断すれば、それなりに対応していただくということでありましたし、仮にこの休業要請が長引けば、一回で終わりのことではなく複数支給していくということも検討していくということが大事ではないかと思ふんです。

持続化給付金については、やはり、申し込んだけれどもまだ振り込みがないという方、非常に問合せがふえております。きょうもテレビでやっていましたけれども、新橋あたりの焼き鳥屋さん、これはおかみさんですけれども、毎日の日課はまず通帳を記入することだ、そこに振り込まれているかどうかを確認して、それがないので毎日がつかりしているということなんです。

ただやはり、今、経産省、中企庁の皆さんもフル回転で頑張つておられるというふうには伺つておりますので、人員の体制整備だとか必要な拡充という点もやりながら、そうしたスピードアップに一層努めていただきたい、これはお願いしておきたいと思ふんです。

同時に、申請書類にいろいろ問題が起つた場合、どうしてもその部分については後回しになる場合もあると思ふんですが、例えば、持続化給

付金の申請のときに求められる確定申告書の第一表、ここに収入金額が記載されていない場合など、これはどうなるのかというふうには、実は五月十三日の衆議院経産委員会では我が党の笠井亮議員が大臣に質問したところ、梶山経産大臣がこう答えております。確定申告書第一表、第一枚目の表を十分に代替する書類が確認されれば、通常よりも審査に時間を要しますけれども、当該資料をもつて給付を認めることはあり得ると考えています、こう答弁されました。

改めて確認しますけれども、この梶山大臣の答弁のような対応を経産省はしていくということでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

五月十三日の衆議院経産委員会ではございまして、今御指摘になった梶山大臣の発言には前段がございまして、ちよつと確認させていただくと、他の申請者との公平性の観点も踏まえて、個別のケースを慎重に検討するという前提のもとで、御指摘のような発言をさせていただいたということでございます。

(あかま委員長代理退席、委員長着席)

○清水委員 その上で給付を認めることはあり得る、こう答えているということは否定されませんでした。

持続化給付金は基本的にオンライン申請なんです、確定申告の書類はPDF、JPG、そしてPNGの保存形式で送ることになっています。先ほどのケースで、代替する書類を添付して送った場合、内容が不備との理由で機械的に申請を却下するということではなく、その中身を確認した上で、不備があるとか不備がないとか、今言われた公平性の観点から給付を認めるとかの審査をしているという理解でよろしいでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘になったケースでございますけれども、他の申請者との公平性の観点を踏まえて、個別にそのケースを慎重に検討した上で、どのような資料で、十分に代替が可能であるかというこ

とについては、まさに個別に慎重に検討を行う必要があるものと考えております。

具体的には、今お話しになったケースですと、例えば、青色申告決算書に税務署の収受印が押されているということで真正性が確認できるということとか、あと、その売上欄に確定申告書第一表にもともと記載すべきである売上げが記載されていることが確認できるという場合には、この確定申告書第一表に売上げの記載がないという場合でも代替できる可能性はあると考えております。

○清水委員 私事務所にいろいろ問合せが来ておりまして、ある自営業者は、確定申告書第一表の収入金額等が未記入のため、売上台帳などを添付したということなんです。そうしたところ、不備、特記事項という形で、いわゆる申請フォームから、返信が、問合せが返ってきたということなんです。内容は、確定申告書の収入金額等の項目において事業所得金額が確認できませんでした、収入金額が確認できる収支内訳書を追加で添付してください、こう書かれていたそうです。

つまり、国税庁の申告の様式にある収支内訳書を追加で送ってほしいということだと思うんですが、このような資料で審査することもケースとしてはあるということでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

売上台帳でやってみたけれども不備のメールが来たということで、その不備のメールの示唆の中で、こういった書類を出すということが考えられるんじゃないかということで、担当の方が判断して御連絡したということかと思っております。

○清水委員 次に、新規開業特例について伺いたいと思うんです。

個人事業主の開業・廃業等届け書又は事業開始等申告書の提出が求められています。去年一年間の間に開業した事業者については、持続化給付金の申込みのときにそういうものを出しなさいと。しかし、自営業者の皆さんから話を聞きますと、開業時に開業届などを提出するのを失念して

いた、あるいは知らなかったということで、そのまま事業を始めたという方が実際多いんですね。恐らくこれはお耳にも入っていると思います。

例えば昨年十一月に開業した、十一月、十二月の売上げがあるわけです。ところが、持続化給付金は、一年間に通算すると、それを十二で割るわけですから、その二カ月分の売上げを十二で割って、その金額より、ことし二月、三月、四月の一月の売上げが五〇%を切るかといえは、そうじゃないわけですから、実は十一月からやりました、じゃ十一月から開業したという届け書を出しなさい、これはそのとおりだと思うんですね。

ただ、そうした開業届を出すのを失念していたということ、こういう開業届のない事業者というのは、仮に、昨年の十一月、十二月の売上げに比して、ことし三月、四月あるいは五月の売上げが五〇%以上落ち込んだという場合、これは救済する方法というのはないでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

まず、原則でございすけれども、新規に開業された方という場合は、個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書の提出をお願いしているということでございます。これが原則でございます。

一方で、御指摘のように、何らかの事由でこれをやっていないということも考えられますので、ちょっと個別に審査が必要になるんですけれども、この結果、給付までに通常よりもちょっと時間がかかってしまうということではあるのですけれども、こういった書類にかえて、開業日であるとか所在地、代表者、業種、書類提出日の記載のある書類の提出でも申請を可能としております。

○清水委員 例えば、こういった書類ではどうでしょうか。ラーメン屋さんなど飲食業は、新規開業、店をオープンするときにチラシをつくりやすよね、何月何日からオープンしますと。そして、このチラシを持参された方にはギョーザを一人前サービスしますとか、そういうチラシをつくる場

合がありますし、あるいは、保健所に営業許可証を出すことになっていきますけれども、この営業許可証で営業開始時期というのを推定するということも可能かというふうにも思いますが、こうした資料等を個別に判定していくということで理解してよろしいでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

具体的にチラシがどうかというのは、そのチラシに何が書いてあるかということにもよるもので、今ここで、チラシはオーケーというわけにはちょっといかないわけですが、いずれにせよ、個別に審査が必要になりますので、給付までに通常よりも時間を要するというのをちょっと御理解をいただいた上で、開業日とか所在地とか代表者とか業種とか、あるいは書類の提出日の記載がある書類でも申請は可能ということでございす。

○清水委員 そのチラシに本当に具体的にいつから開業したというようなことが記載されている場合は参考資料として扱っていただきたいと思えますし、できるだけ柔軟な対応をお願いしておきたいと思えます。

それから、先週も議題となりました、フリーランスなどの個人事業者の事業収入認定について伺いたいと思えます。

フリーランスなど個人事業主が、昨年度の確定申告で事業収入を雑所得や給与所得で申告した場合の対応について、梶山経産大臣が先週十三日の経済産業委員会でご述べております。新たな制度を今週中に考え出したい、しっかりとそういった方々も手を差し伸べたい、こう答弁されましたが、その後どのような方針が決まりましたでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

フリーランスなど個人事業主の方には、事業からの収入を事業収入ではなく雑所得であるとか給与所得のもととなる収入に計上して、結果的に持続化給付金の対象とはならない方もいらっしゃるという事は承知しております。そこで、事業性

のあるこうした方の事業継続を支えるということ、これは重要な課題ということで、経済産業省として支援策を講じるという旨は梶山大臣から御報告させていただいております。

その上で、具体的にどのような仕組みになるかということ、具体的に、雑所得については、ネットオークションであるとかあるいは株式の売却益であるとか、さまざまな収入が計上されているわけでございます。そうした中でどのような形で事業の実態を把握できるかということが難しくございまして、こういったところで、現在、制度の仕組みづくりを検討しているということでございす。

この具体案につきましては、できるだけ速やかにお示しするよう、引き続き全力で検討を進めてまいりたいと思えます。

○清水委員 いわゆるフリーランスの方々は固唾をのんで、どのような方針が出るのか、自分が本当に支援対象となるのかどうかということで見守っておられるということですので、できるだけ早期にということもありますけれども、ここでもやはり実態を見て、個人事業主だということが判定できれば支給対象としていくということで、重ねてお願いをしておきたいと思えます。

次に、生活保護の問題ですね。新型コロナウイルスの感染拡大が広がるもとで営業や雇用に影響が生まれまして、生活に困難を来し、生活保護を申請するケースがふえているということです。

報道によりますと、東京都足立区や札幌市では、三月の保護申請が前の月と比べて三割増、九州では四月の生活保護申請件数が、宮崎市で前年同月比で四割増、佐賀市では六割増となっている。生活弱者への影響が本格的に出てくるのは五月以降、六月以降ではないかというふうにも言われています。やはり現場での対応が求められていくと思うんですね。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定された四月七日に、厚生労働省の社会・援護局保護課から各都道府県等の生活保護担当課に、

生活保護に関する事務連絡が発出されています。これは、新型コロナウイルス感染症防止等のための生活保護業務等における対応についてという事務連絡ですが、生活保護の認定に当たり柔軟に簡素に対応することを求めているものですが、この時期にこのような内容の事務連絡を発出した意図、目的について説明していただけるでしょうか。

○辺見政府参考人 お答え申し上げます。

生活保護におきましては、保護を必要とする方に確実かつ速やかに保護を実施するということが必要と考えているところでございます。このため、御指摘の事務連絡につきましては、現下の状況において生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項について、福祉事務所に対しお示しをしたものでございます。

具体的には、稼働能力の活用の有無について、新たに就労の場を探すことが困難な場合には判断を留保できること、また、一時的な収入の減少によりまして保護が必要となる方について、今般の事態の収束後スムーズに就労を再開できるよう、通勤用の自動車ですとか、自営業に必要な資産の保有につきまして柔軟に取り扱うこと、こういった弾力的な運用につきまして、今般の実態に合わせた形で周知をしたところでございます。

これに加えて、生活保護が必要な方が保護を受けられるよう、生活困窮者自立支援制度の窓口と福祉事務所の連携についても依頼をしているところでございます。

○清水委員 必要な方には、本当に生活保護の申請が阻害されないように、しっかりとした対応をしていただくということが大切ですし、食べるものがないとか、あるいは、この間、炊き出しに並んでおられる方々とか、たくさんいらっしゃるわけですね。このような方々に、やはりしっかりと生活保護が受給されるように、せっかく四月七日に事務連絡を発出されたわけですから、それが各窓口で徹底されるように、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

それで、今言いました事務連絡のように、この

新型コロナウイルス感染症の対策として生活保護の受給を進めれば、当然、国の予算上、生活保護費がふえることになると思うんです。今回の特徴は、自営業の方が、例えば機械を売却せずとも保護の申請ができるわけですし、自動車の保有についても、コロナ終息後また収入がふえるというふうにも認定されるということであれば、その保有についても認められるということですから、窓口は広がるわけで、いつときかもわかりませんけれども、保護費はふえていくというふうに思うんです。そうなるとうち自治体が圧迫されるのではないかとこの声もあるんですが、この生活保護費について、国の負担割合はどうなっているのか、その地方自治体の負担はどうなっているのか、その仕組みについて簡単に教えていただけますでしょうか。

○辺見政府参考人 お答え申し上げます。

生活保護につきましては、国が憲法に基づく最低限の生活の保障について大きな責任を持つていて、ということから、その費用負担につきまして、国の負担割合を四分の三と法律に設定し、残り四分の一を地方自治体に負担いただいているところでございます。

地方自治体においても、それぞれの管内の住民の保護の実施につきまして責任を負っていただいているところであり、費用についても一定割合御負担していただくべきものと考えているところでございます。

○清水委員 実は、その地方負担の四分の一につきましても、これは基準財政需要額の算定基準とされて、その後、地方交付税措置されるということとでありますから、何か自治体の一般会計の中に占める生活保護費の割合が大きくなったからといって自治体財政を圧迫しているという単純なことではないということが、国が四分の三しっかりと負担しているということは明らかになりましたし、今、新型コロナウイルス禍で緊急事態ですから、そうしたことについてはしっかりと対応をしていただきたい、そのことを求めて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も、貴重な質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、質問させていただきます。今回の新型コロナウイルス感染症パンデミックで、いろいろと今の我が国政府が抱える問題点が見えてきた部分があるかと思えます。それは、一つには、やはり機動性の部分が少し欠けているところがある。それから、官僚組織にありがちなところではありますけれども、工夫に欠けるところがある。こういったことが非常に浮かび上がってきたのではないかと思っております。

一方、利点もあります。それは、指摘があれど、きちんとしていく、本当に、気づけば真面目に取り組んで日々改善されていく、そういうところがあるというところを感じていただいております。

一つ例を挙げますと、当委員会でも以前私が質問したときに、政府のさまざまな諸施策、非常にいいものがあつたんだけれども、それが国民に非常にわかりにくい、ですから、それが正に評価されない、あるいは使われないという非常に残念な結果を生んでいる。それで、私の知人の弁護士がつくりました、逆引きといいますか、一覧性のある、困っている人、自分が何に困っていたらどういう制度が利用できるんだ、こういったものを添付資料として配付させていただきました。そのカードは非常に話題を呼びまして、大手の新聞社あるいはNHKなどでも取り上げられたというふうに聞いております。

こういったものをぜひ政府の広報にも取り入れてください、これは党の対策本部でもお願いしたわけですが、今見ると非常に改善されている、もう驚くほど改善されていて、まさに逆引きで、クリックするとスムーズに、例えば今の持続

化給付金なども、中小企業庁の方に飛んでいくわけですが、そのまま申請につながるという、本当に今までのホームページなんかだと、ごちゃごちゃごちゃごちゃ細かい字ばかり並んでいてとても読む気にもならないし、自分が対象になるかどうかよくわからぬというのがあつたのが、本当に改善されているわけですね。

これは驚きまして、やればできるのなら最初からとも思ったわけですが、ただし、いろいろな批判とか意見だとかがあつて改善されていく、これはやむを得ないことだと思っております。そして、先ほど大臣もおっしゃっていましたけれども、いろいろなことを通じて学んで改善していくというようなことというのは、非常に大事なことでないかと思っております。

例えば、それだけではなくて、厚労省が管轄なのでなかなか聞けないですけれども、今回の新型コロナウイルスの感染拡大、これは第二波だと私は思っているんですけれども、当初の武漢から来た、あるいは中国から来たいわゆるL型、S型と違って、欧米からの、異なるタイプの病原体、遺伝子型のウイルスがやってきた。それは当然外国から来るわけですから、検疫が非常に大きな問題だったわけですね。

これに関して、当初、外国からの入国制限等をとったときに、自主待機していただくのに交通手段も用意しなければホテルも自分で手配しろと、本当にやる気があるのかというような対応だったわけですね。これはSNSで実態を披露された方がいて話題を呼んで、たしか公明党の委員の方でしたか、外務委員会でも問題とされておりました。私もそれを、ちょうどそのときに質問の機会があつたもので聞こうと思ったんですけれども、先に質問がきちんとあつたものだから、質問するのをやめたんですけれども、そういった批判に対応して、これもまた現在では政府の方で手配している。

こういった不断の検証と、それから見直し、これは本当に大事なことだと思っております。特に今

回のような危機的な事態においては、本当に時間との闘いというものがあるものですから、例えばどんなに立派な給付制度があっても、企業が潰れてしまつてから来たものではどうにもならないわけですよ。企業が生き延びるうちにやらなければ意味がない。

そういう問題があるかと思うものですから、きょうはちよつと質問させていただくんですけれども、先ほどから話題になつております持続化給付金、これの給付作業について質問をさせていただきます。

きょう委員の皆様にお配りしたこの資料、これはよく御存じの方は御存じかもしれません。ドイツは物すごい早さで給付されたわけです。決まつてからわずか三日か四日で、これは申請ができるんじゃないかと手元までお金が届いている。恐ろしいスピードなんです。国内全域の接触制限措置、これは日本で言う緊急事態宣言でだけれども、これを発表してわずか九日間で必要な給付金が申請者の手元にまで届いているわけです。

一方、我が国はどうかというと、四月七日に安倍首相が緊急事態宣言について記者会見されて発令されたわけだけれども、五月十五日、大体三十九日間は標準的な考え方であつていかつていそうだと。これは非常に日銭が大変な中小企業事業者にとっては、やはりちよつと時間がかかり過ぎかなというところがあるかと思ひます。

まずはお聞きするんですけれども、持続化給付金のタイムテーブルといいますか、どういう形で進んできたのかというのはいさよの配付資料のとおりでよろしいか、まずその確認をさせていただきます。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

政策の検討過程というものはさまざまな議論の繰り返しでございます。そういうことで一概には申し上げにくいわけですが、経済産業省としても、中小・小規模事業者支援の仕組みとして小規模事業者持続化補助金というのがもとともございまして、これを拡充したかどうかとか、さま

ざまな案を内々検討していたところでございます。そうした中で、いただいた資料にありますとおり、三月二十八日の新型コロナウイルス感染症対策本部における総理からの給付金制度の創設の指示に基づきまして、政府としても、四月三日に未来投資会議においてこの原型となる議論をさせていただくなどして、中小企業庁において検討を具体化させたという経緯でございます。

その後、四月二十日に閣議決定して、四月三十日の補正予算成立翌日の五月一日から申請の受け付けを開始し、五月八日から給付を開始させていただいたという次第でございます。

○青山(雅)委員 ありがとうございます。そうすると、大体ここに書いてあるとおりのスケジュールで進んできたということでしょうかと思ひます。

より詳細をお伺いしたいんですけれども、今回も、ウェブを使って申請する。これは本当に非常によくできていて、知人の方がやはりこれを申請して、多少細かいところがわかりにくいところがあったので、二度やり直したらしいですけれども、独力でずっと最後の申請まで行けたということなんですか。

こういったシステムとかウェブ、こういったものの作成、構築に取りかかったのはいつかというのと、その前に、これを企画されたのはこの部署で、いつごろから始めたのか、こういったことについて一連の流れをちよつと教えていただきたいんですけれども。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。まず、いつ、誰がというところでございますけれども、いろいろな考え方はあるんだと思ひましたので、三月二十八日の総理の指示がございましたので、そこからということかと思ひます。それが、誰がということになりますと、中小企業庁がということかと思ひます。

それから、システムの構築でございます。システムの構築につきましては、まず、持続化

給付金の立ち上げの準備につきまして、四月七日の補正予算の閣議決定翌日の四月八日に事務局委託に関する公告を行つて、四月の十四日に開札をしております。その後、中小企業庁における制度の詳細検討と並行して、事務局契約予定者において可能な範囲で準備を進められてきたというふうな承知しております。

その後、四月三十日の補正予算成立後、事務局と契約などの事務手続を行うとともに、迅速にシステムの立ち上げを行い、翌日には申請の受け付けを開始したということでございます。

○青山(雅)委員 そうしますと、四月三十日が正式な契約なんだけれども、翌日にはもうスタートしているということは、今言つた、開札が行われて、見切り発車的に準備を進めていただいていたということでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

見切り発車と言うとあれなんですけれども、予算の成立があつた場合にはこうなるだろうということ、できる範囲で準備を進めたということでございます。

○青山(雅)委員 契約翌日にはきちんとシステムが立ち上がつて実際に申請が開始されているわけですから、相当な範囲で、今簡単に御答弁されましたけれども、入札に応じた業者も担当者もかなりの努力を正式な契約前からしていただいたんだと思ひます。そのことは大変評価すべきかなというふうには思つております。

ただ、ドイツの方でこれはどういうふうによつたかということ、IBBという、公的機関のようですけれども、ここが、やはり見切り発車的に、法律の制定を見越して不眠不休のような作業をされた。同じように、決まり次第すぐにスタートをした。

これは、何で申請後一から三日で振り込まれているかという、ドイツの場合はちよつと考え方が違つて、日本の場合には、いろいろな申請書類をチェックする、チェックをして適正な受給をする、そういう考え方が違いますね。これは、あ

る意味当然といえば当然なんですけれども、ドイツの場合には、もうとにかく簡素に受け付けてしまつて、不正な受給には後から刑事罰でもつて対応しよう、そういうやり方。事後審査方式といえますか、この方が早いのは間違いないわけですね。

標準で二週間ということになっていきますけれども、二週間ではなかなか手元に届くのかどうかという実態もあるようなので、今後は、そういったこともあわせ考えて、こういった場合にスムーズにやれないかなというふうには思ひます。

お聞きするわけですが、こういった緊急事態に対応するリスク管理シナリオというか、BCP、事業継続計画というのは、政府、各部署では立てておられるんでしょうか。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、例えば、今回の新型コロナウイルスへの対応につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の行動計画というもの、これが政府全体としてございますし、例えば、私も経済産業省におきましては、それに基づきました業務継続計画というものを策定して、さまざまな対策を講じているところでございます。

○青山(雅)委員 最後に大臣にお伺いしたいんですけれども、今後も、コロナ感染の行く末というのは全く予断を許さない。それから、きょうも話題に出ておりますけれども、二次補正も取り沙汰されております。それから、今冬の再流行を予測する向きもあります。あるいは、全く別の感染症が数年後に流行するかもしれません。

ドイツで、経済だけでなく医療システムの整備が物すごい勢いで進んでいるのは皆さん御承知だと思ひますけれども、さかのぼること二〇一二年から、日本の国立感染症研究所みたいなロベルト・コッホ研究所、ここが、防災計画のためのリスク分析報告書という八十八ページに及ぶリスクシナリオで、ワーストシナリオであるということになるよと変種のSARSについて言及して、人口八千万のドイツで九七・五%まで感染

する、こんな、最悪七百万人死にまで考えたリスクシナリオをつくってパンデミックプランを用意していたので、今回、本当に迅速で、かつ十分な対応ができています。

日本というのは、ドイツとは違って、巨大リスクである地震とか火山災害もありますし、今話題の、首都圏、内陸直下型地震が襲うかもしれない、こういったリスクに囲まれた国なわけですね。なので、あらゆる災害に対応し得るリスクシナリオという事業継続化計画、こういったものを政府全体で各部署に立てさせる、これはすごく大事なことだと思うので、副総理も兼ねておられる麻生財務大臣にお伺いをしたいと思っています。

○麻生国務大臣 今、ドイツと比べた資料をいただいたので大変よかったんではと思いますけれども、先生、ドイツは人口約八千万かな、今、少し人口が、流れ込んできた人口がありますので随分変わったんだと、八千万ぐらいだと思いますけれども、今回のコロナの死亡者は何人ですか。私の知っている範囲では八千人を超えていると思うんですね。日本は一億二千万、死亡者の数は七百人ぐらい。何ですかね、この違いは。これだけ準備しても八千人死んでいる。こちらの方は、一億二千万で七百人か八百人。何ですかね、この差は。僕は不思議だと思っていますよ、これは。何ですか、これは。準備じゃないんですよ。

準備がよくたって、感染症対策で、アメリカのCDC、何万人いるんですか。一万何千人いるんですよ。それで、死亡者は八万人を超えましたよ。九万人近くになっていると思いますね。うちの方は百何人もいませんよ。何ですか、この違いは。私は、これは不思議なものだと思って、今回一番検証されてしるべきはここだと思っていますよ。

少なくとも、私どもは、こういった話で、今、BCP、ビジネス・コンティニュイティー・プランのことを言っておられるんだと思いますけれども、このBCPの話にしても、これは事業継続計

画と訳すんでしょうけれども、こういったようなことというのは、これは災害対策にあわせてたしかあればいろいろやらせて、さつき経産省の人が何か言っていたけれども、あれはたしか、コロナのときじゃなくて、その前のインフルエンザのときにつくったんだと記憶しますけれども、二〇一〇年だったかな、そんなときにやられたんだと記憶しますけれども。

そういったような話で、地下直下型を含めて、いろいろなるものを今既にやっておりますので、こういったようなものは、これは全てのものに使いやすいとするんだということで、オールハザードアプローチというんでしょうけれども、全てのハザードに対してアプローチができるような形にしようというプランというものをつくるといえるのはいいんですけども、それはちゃんと実行できるんですかということですよ。

私も、ここが一番肝心なところで、少なくとも、この種の話は、全国一斉にやろうということになって、内閣府で危機管理はやるんですよ。ところが、感染症は内閣府じゃないでしょう。御存じかと思いますが、まあ御存じじゃないかもしれませんが、あれは厚生省がやるんですよ、厚労省が。ただし感染症は除くと書いてあるから、あの法律の中で。戦前は、昔は、これは内務省の所管で、警察がやっていたんだから、感染症は。今は、保健所しか持っていない厚生省が、どうして感染症対策ができるかと思っただけです。私は不思議でならないんですけども、そうなっていますよ。皆さんが賛成してやっただけですから、これ、忘れないでください。これは、全くこういったことを考えていないんですよ。

感染症対策なんて、あなた、病院で感染症の病棟を持っているところってどれくらいありますか。今、もう肺病がないですから、感染症対策の病棟なんか持っていたって意味ないんですよ。というのが実態で、みんな、用意はしてありますよ。しかし、患者がいらないんだもの。そういった

状態で、いきなり今回これ来て、しかも、その対策をやるべき厚生省は何の準備もしないなかったわけでしょう。だからこんなことになった。にもかかわらず、これですよ。これがわからないんだ、俺には。だから、どうしてもこのところは、一段落したら、きっちりこれは検証してみようというのは、これだけ調べられたんだしたら、ぜひその点も引き続きよろしくお願いします。

○青山(雅)委員 時間です。今おっしゃるように、縦割りでない、全官庁がきちんとできるような指示をしていただきたいし、それから、日本で死者が少ない理由は、BCGだの、遺伝子型、HLAだの、集団免疫だの、マスクを含めた生活習慣だの、いろいろ説はあります。その辺も含めて、また今度ゆっくりぜひ議論をさせていただきたいと思っています。どうもありがとうございます。

○田中委員長 次に、内閣提出、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るとともに、金融分野のデジタルイノベーションに対応することが、喫緊の課題となっております

す。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、金融商品の販売等に関する法律の題名を金融サービスの提供に関する法律に改めるとともに、多様な金融サービスを利用者にワンストップで提供する金融サービス仲介業を創設し、登録制を導入するほか所要の行為規制等を整備することといたしております。

第二に、資金移動業に、第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業の種別を設け、第一種資金移動業に認可制を導入するなど、資金の移動の額に応じた規制等を整備することといたしております。

その他、関連する規定の整備等を行うことといたしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

金融サービスの提供に関する法律
題名の次に次の目次及び章名を付する。
目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 金融商品の販売等(第三条―第十条)
第三章 金融サービス仲介業	第一節 総則(第十一条―第二十三条)
第二節 業務(第二十四条―第三十二条)	第三節 経理(第三十三条・第三十四条)
第四節 監督(第三十五条―第三十九条)	第五節 認定金融サービス仲介業協会(第四十条―第五十条)
第六節 指定紛争解決機関(第五十一条―第七十三条)	第七節 雑則(第七十四条―第八十四条)
第四章 罰則(第八十五条―第一百零二条)	第五章 没収に関する手続等の特例(第百零三条―第百零五条)

附則

第一章 総則	第一条中「事項等及び」を「事項、」に、「並びに金融商品販売業者等が行う」を「その他の」に、「係る勧誘の適正の確保のための措置について」を「関する事項」に改め、「定める」の下に「とともに、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保する」を、「より、」の下に「金融サービスの提供を受ける」を加える。
第十条を削る。	
第九条第一項中「以下」の下に「この条及び第九十七条において」を加え、同条を第十条とする。	
第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。	
第五条中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第六条とする。	
第四条中「行おうとする」を「行う」に改め、「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第五条とする。	

第三条第一項中「行おうとする」を「行う」に改め、「以下」の下に「この章において」を加え、同条第三項中「第六條第二項」を「第七條第二項」に改め、同条第五項第二号中「規定に規定する」の下に「有価証券」を、「規定する有価証券」の下に「あつては、当該有価証券を加え、」又は「を」をいい、「に改め、」権利を削り、同条第七項第一号中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条を第四條とする。

第二条第一項中「この法律を」この章に改め、同項第一号中「預金、貯金、定期積金又は銀行法昭和五十六年法律第五十九号」第二条第四項に規定する掛金を「預金等」に、「同項を」銀行法第二条第四項に改め、同項第三号中「昭和二十三年法律第二十五号」を削り、同項第四号中「保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる」及び「(以下この号において「保険契約」という。)」を削り、同項第五号中「第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項を」第二条第二項に改め、「権利をいい、」を削り、同項第六号中「金銭債権」の下に「有価証券」を加え、「に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利」を「あつては、当該有価証券に表示される権利をいう。」に改め、同項第八号中「金融商品取引法第二条第二十一項に規定する」及び「同条第二十三項に規定する」を削り、同条第三項中「この法律を」この章に改め、同条第三項中「この法律を」この章及び第四章に改め、同条第四項を削り、同条を第三條とする。

第一条の次に次の一条及び章名を加える。
(定義)
第二条 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する掛金をいう。
2 この法律において「保険契約」とは、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約をいう。

定する保険業を行う者が保険者となる保険契約をいう。

3 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

4 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。

5 この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。

第二章 金融商品の販売等
本則に次の三章を加える。

第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則

(定義)
第十一条 この章及び次章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

2 この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ(2)並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ)その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいう。
一 次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の締結の媒介

イ 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第十五条第二号ニ(2)及び第六号並びに第十七条第一項において同じ)。

ロ

長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ(7)において同じ)。

ハ 信用金庫

ニ 信用金庫連合会

ホ 労働金庫

ヘ 労働金庫連合会

ト 信用協同組合

チ 協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(5)において同じ)。

リ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(3)において同じ)。

ヌ 農業協同組合連合会(農業協同組合法第十条第二項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(3)において同じ)。

ル 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ)。

ヲ 漁業協同組合連合会(水産業協同組合法第八十七條第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ)。

ワ 水産加工業協同組合(水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ)。

カ 水産加工業協同組合連合会(水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ)。

ヨ 農林中央金庫

二 前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の締結の媒介(貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。)が顧客のために行うものを除く)。

三 第一号イからヨまでに掲げる者のために行う為替取引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の締結の媒介

3 この章において「保険媒介業務」とは、保険業法第二百七十六条の登録を受けている特定保険募集人(同条に規定する特定保険募集人をいう。第十五条第一号及び第二号二(10)において同じ。)及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人(同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。以下この節において同じ。)並びに損害保険会社(同法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。)、同法第二百七十六条の登録を受けている損害保険代理店(同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。)、及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人の役員(代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員会の委員及び監査委員会の委員を除く。)、及び使用人並びに特定少額短期保険募集人(同法第二百七十五条第一項第三号に規定する特定少額短期保険募集人をいう。)、以外の者が次に掲げる者と顧客との間における保険契約(当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の締結の媒介を行う業務をいう。

一 保険会社(保険業法第二条第二項に規定

する保険会社をいう。第十五条第五号において同じ。)

二 外国保険会社等(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。)

三 少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十五条第五号において同じ。)

4 この章において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。)であつて第一種金融商品取引業(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。)を行うもの及び金融商品仲介業者(同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号二(11)並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。)以外の者が次に掲げる行為(他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。))を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く)のいずれかを行う業務をいう。

一 次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買(当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の媒介(金融商品取引法第二条第八項第十号に該当するものを除く。)

イ 第一種金融商品取引業(金融商品取引法第二十九条の四の二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。)、又は投資運用業(同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。))を行う金融商品取引業者
ロ 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関

二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引(これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の委託の媒介

三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。若しくは有価証券の売出し(同条第四項に規定する有価証券の売出しをいう)の取扱い又は有価証券の私募(同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう)の取扱い(これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)

四 第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う投資顧問契約(金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二條第六項第八号及び第三十一條第二項において同じ。)(当該投資顧問契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)、又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第二十二條第六項第八号及び第三十一條第二項において同じ。)(当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の締結の媒介
5 この章において「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し

高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の締結の媒介(他の法律の規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号(第二号を除く)に掲げるものを除く)を行う業務をいう。

6 この章及び次章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

7 この章及び次章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

8 この章において「金融サービス仲介業務」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。

9 この章及び次章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一條第一項の規定による指定を受けた者をいう。

10 この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情(金融サービス仲介業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。))を処理する手続をいう。

11 この章において「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務関連紛争(金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第六節において同じ。))について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

12 この章及び次章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

13 この章において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。

14 この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。

(登録)

第十二条 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

(登録の申請)

第十三条 前条の登録を受けようとする者(以下第十五条までにおいて「登録申請者」という)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取扱いされている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。)の氏名又は名称
 - 三 金融サービス仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 四 業務の種類(預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種類をいう。以下同じ。)
 - 五 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、貸金業貸付媒介業務に関して広告又は勧誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの
 - 六 電子金融サービス仲介業務(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの)を行う金融サービス仲介業務をいう。第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。)を行う場合にあっては、その旨
 - 七 他に事業を行うときは、その事業の種類
 - 八 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第十五条第一号イからカまで、第二号イからハまで又は第三号イ若しくはロのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 登録申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 登録申請者が預金等媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第四号に該当しないことを誓約する書面

五 登録申請者が保険媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第五号イ、ロ、ハ(2)を除く。、ニ(同号ハ(2)に係る部分を除く。)(2)又はホ(同号ハ(2)に係る部分を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 登録申請者が有価証券等仲介業務を行う場合にあっては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面

七 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第七号に該当しないことを誓約する書面

八 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第十四条 内閣総理大臣は、第十二条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
 - 3 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- (登録の拒否)
- 第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 金融サービス仲介業者であつた者が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ(1)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 銀行主要株主(銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主をいう。次号ニ(2)において同じ。)であつた者が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社(同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。同号ニ(2)において同じ。)であつた者が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた者が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可(当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ハ 特定信用事業代理業者(農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ(3)において同じ。)であつた者が同法第九十二条

の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ(3)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ニ 特定信用事業代理業者(水産業協同組合法第六十六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ(4)において同じ。)であつた者が同法第八十一条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ(4)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ホ 信用協同組合代理業者(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号ニ(5)において同じ。)であつた者が同法第六十六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ(5)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の

許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 信用金庫代理業者(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。次号二(6)において同じ。)であつた者が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ト 長期信用銀行主要株主(長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主をいう。次号二(7)において同じ。)であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社(同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号二(7)において同じ。)であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者(同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。同号二(7)において同じ。)であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令に

令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可(当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

チ 労働金庫代理業者(労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。次号二(8)において同じ。)であつた者が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

リ 農林中央金庫代理業者(農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次号二(9)において同じ。)であつた者が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(9)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヌ 特定保険募集人であつた者が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた者が同項の規定により同法第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(10)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ル 金融商品取引業者であつた者が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者(同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。次号二(11)において同じ。)であつた者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の八第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者(同法第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。同号二(11)において同じ。)であつた者が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者(同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。同号二(11)において同じ。)であつた者が同法第六十三条の五第三項の規定により同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務(同法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。ル及び同号二(11)において同じ。)の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた者が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家

等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた者が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者(同法第二十六条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。同号二(11)において同じ。)であつた者が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者(同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。同号二(11)において同じ。)であつた者が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。同号二(11)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

ヲ 貸金業者であつた者が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項第一号に係る部分に限る。のの規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(12)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合

において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号二(四)において同じ。)から五年を経過しないもの

ワ この法律、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、信用金庫法、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和三十一年法律第五十九号)、銀行法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く)、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、農林中央金庫法若しくは信託業法(平成十六年法律第五十四号)その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約(貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。)の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令

(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

カ 金融サービス仲介業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認め、に足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

ヨ 他に行っている事業が公益に反すると認められる者

タ 金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足りる能力を有しない者

レ 電子金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ソ 認定金融サービス仲介協会等(認定金融サービス仲介協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの(第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。)をいう。ソにおいて同じ。)に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介協会等の定款その他の規則(金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る。)に準ずる内容の社内規則(当該者又はその役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五

号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十一条第一項第四号及び第六号において同じ。)若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。)を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

二 法人である場合にあっては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ 心身の故障により金融サービス仲介業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取

り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 次のいずれかに該当する者

(1) 金融サービス仲介業者であつた法人が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消された場合、銀行主要株主であつた法人が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社であつた法人が同

法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた法人が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可(当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(3) 特定信用事業代理業者であつた法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は農業協同組合連合会であつた法人が同法第九十五条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(4) 特定信用事業代理業者であつた法人が水産業協同組合法第八十一条において読み替えて準用する銀行法第五

十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六条第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であった法人が同法第二百四十四条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(5) 信用協同組合若しくは協同組合連合会であった法人が中小企業等協同組合法第六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は信用協同組合代理業者であった法人が協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

の命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(6) 信用金庫若しくは信用金庫連合会であった法人が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消された場合若しくは信用金庫代理業者であった法人が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の免許若しくは許可(当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む)を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(7) 長期信用銀行であった法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消された場合、長期信用銀行主要株主であった法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第六十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社であった法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第六十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者であった者が

同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第六十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可(当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む)を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(8) 労働金庫若しくは労働金庫連合会であった法人が労働金庫法第九十五条の規定により同法第六十二条の免許を取り消された場合若しくは労働金庫代理業者であった法人が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可(当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む)を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(9) 農林中央金庫であった法人が農林中央金庫法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は農林中央金庫代理業者であった法人が同法第九十五条の四第一項において

て読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員(経営管理委員を含む)であった者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(10) 特定保険募集人であった法人が保険業法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であった法人が同項の規定により同法第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(11) 金融商品取引業者であった法人が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者であった法人が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であった法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者であった法人が同法第

六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の第三項の規定による届出をした者であった法人が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であった法人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者であった法人が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者であった法人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(12) 貸金業者であった法人が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ホ 次のいずれかに該当する者

(1) 第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(2) 銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(3) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(4) 水産業協同組合法第八十一条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

られた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は協同組合による金融事業に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(6) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は信用金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 長期信用銀行法第二十七条において準用する銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は長期信用銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(8) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた役員若しくは同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は労働金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において改任若しくは解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

その処分を受けた日から五年を経過しない者

(9) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた役員（経営管理委員を含む。）若しくは同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第三項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(11) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ 前号イからカまでのいずれかに該当する者
三 個人である場合にあっては、次のいずれかに該当する者
イ 前号イからホまでのいずれかに該当する者

ロ 金融サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第五号

ホにおいて同じ。が前号イからへまでのいずれかに該当する者 四 預金等媒介業務を行う場合にあつては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者 五 保険媒介業務を行う場合にあつては、次のいずれかに該当する者 イ 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらの役員若しくは使用人 ロ 保険募集人(保険業法第二条第二十三項に規定する保険募集人をいう。以下この節において同じ。)(保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。又は保険仲立人の役員若しくは使用人 ハ 保険契約の締結の媒介を行う使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者 (1) 第二号イからへまで又はイ若しくはロのいずれかに該当する者 (2) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集(保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。)に關し著しく不適当な行為をした者 (3) 保険募集人(保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。又は保険仲立人	ニ 法人である場合にあつては、役員のうちにイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者のある者 ホ 個人である場合にあつては、金融サービス仲介業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者 六 有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、銀行その他政令で定める者 七 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、政令で定める使用人のうちに第二号イからへまでのいずれかに該当する者のある者 (変更登録等) 第十六条 金融サービス仲介業者は、第十三条第一項第四号又は第六号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。 2 第十四条(第一項各号を除く。及び前条第一号イからロまで、第二号及び第三号を除く。)の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは「各号(第一号イからロまで、第二号及び第三号を除く。)」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは「次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行う」と、同条第五号中「保険媒介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により保険媒介業務」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。 3 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号	に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 第十三条第一項各号(第四号及び第六号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき 二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があつたとき 三 金融サービス仲介業者 四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき 五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき 六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき 七 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき イ 預金等媒介業務 ロ 保険媒介業務 ハ 有価証券等仲介業務 ニ 貸金業貸付媒介業務	九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき 四 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者(当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。 五 内閣総理大臣は、第三項第一号に係る部分に限る。の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。 六 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録は、その効力を失う。 (銀行法等の特例) 第十七条 保険媒介業務の種類に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法等その他政令で定める法律の規定にかかわらず、保険媒介業務を行うことができ(保険契約者等(保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十二條第二項及び第二十八條第二項において同じ。の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。)) 2 預金等媒介業務の種類に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六條第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第二項に
---	--	--	---

規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

3 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。

4 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行うときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。

5 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

(電子金融サービス仲介業務に関する特例)

第十八条 電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、電子決済等代行業(同法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

一 次のいずれにも該当しない者であること。
イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者
ロ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第五十二条の六十一の二の登録の取消し
(2) 農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法百七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による水産業協同組合法百七条第一項の登録の取消し
(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九条第七項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し
(6) 労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九条の五第一項の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録の取消し
(8) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の十

九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し
(9) 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
(1) 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令
(2) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
(3) 水産業協同組合法百七条第四項の規定による同法百七条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令
(5) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令
(6) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令
(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫

電子決済等代行業の廃止の命令
(8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三第二項の規定による同法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
令

この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(8)までの業務と同種類の業務の廃止の命令
二 株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行が終わった日から五年を経過しない者
法人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者
(1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
(2) 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの
(3) 前号ロから二までのいずれかに該当する者
三 個人である場合にあつては、次のいずれ

電子決済等代行業の廃止の命令
(8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三第二項の規定による同法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
令

この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(8)までの業務と同種類の業務の廃止の命令
二 株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行が終わった日から五年を経過しない者
法人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者
(1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
(2) 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの
(3) 前号ロから二までのいずれかに該当する者
三 個人である場合にあつては、次のいずれ

電子決済等代行業の廃止の命令
(8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三第二項の規定による同法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
令

電子決済等代行業の廃止の命令
(8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三第二項の規定による同法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
令
この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(8)までの業務と同種類の業務の廃止の命令
二 株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行が終わった日から五年を経過しない者
法人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者
(1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
(2) 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの
(3) 前号ロから二までのいずれかに該当する者
三 個人である場合にあつては、次のいずれ

にも該当しない者であること。

イ 外国に住所を有する個人であつて日本

における代理人を定めていない者

ロ 前号(1)又は(2)のいずれかに該当する者

2 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項(第一号及び第二号を除く)、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第五項並びに第五十六条(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第一百六条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項(電子金融サービス仲介業務に関する特例)に規定する」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部

又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めるところにより、銀行法第五十二条

の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第一項各号に掲げる要件に該当すること

を誓約する書面

二 電子決済等代行業の業務の内容及び方法

として内閣府令で定めるものを記載した書

類

三 その他内閣府令で定める書類

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出

をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作

成し、公衆の縦覧に供しなければならない。

(商号等の使用制限)

第十九条 金融サービス仲介業者でない者は、

金融サービス仲介業者という商号若しくは名

称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を

用いてはならない。

(標識の掲示等)

第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サー

ビス仲介業務を行う営業所又は事務所ごと

に、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定め

(名義貸しの禁止)

第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の

名義をもって、他人に金融サービス仲介業を

行わせてはならない。

(保証金)

第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金

を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所

に供託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、金融サービス仲介業

務の状況及び顧客等(顧客、顧客以外の保険

契約者等又は第十一条第五項に規定する媒介

により締結した資金の貸付け若しくは手形の

割引を内容とする契約に関して保証人となつ

た者をいう。第四項及び次条第二項において

同じ。)の保護を考慮して、政令で定める額と

する。

3 金融サービス仲介業者は、政令で定めると

ころにより、当該金融サービス仲介業者のた

めに所要の保証金が内閣総理大臣の命令に応

じて供託される旨の契約を締結し、かつ、そ

の旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該

契約の効力の存する間、当該契約において供

掲げる行為に關して当該各号に定める者に生

じた債権に關し、当該各号に定める者は、当

該金融サービス仲介業者に係る保証金につい

て、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を

有する。

一 第十一条第二項第一号に掲げる行為 当

該行為により預金等の受入れを内容とする

契約を締結した者

二 第十一条第二項第二号に掲げる行為 当

該行為により資金の貸付け又は手形の割引

を内容とする契約を締結した者

三 第十一条第二項第三号に掲げる行為 当

該行為により為替取引を内容とする契約を

締結した者

四 第十一条第三項に規定する媒介 当該媒

介により保険契約を締結した保険契約者、

当該保険契約の被保険者又は保険金額を受

け取るべき者

五 第十一条第四項第一号に掲げる行為 当

該行為により有価証券の売買契約を締結し

た者

六 第十一条第四項第二号に掲げる行為 当

こととなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項又は前項の規定により供託する保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもってこれに充てることができる。

10 第二項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 第十六条第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となったとき。

二 第三十八条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録が取り消されたとき。

三 金融サービス仲介業務の状況の変化その他の理由により、供託を行った保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなったとき。

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行った第六項各号に掲げる行為に関して生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(金融サービス仲介業者賠償責任保険契約)
第二十三条 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約(金融サービス仲介業務に

関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、これを金融サービス仲介業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。以下この条において同じ。を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に應じて前条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる。

2 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結した金融サービス仲介業者に対し、前項の規定により供託をしないことができる金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二節 業務

(金融サービス仲介業者の誠実義務)

第二十四条 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。(情報の提供)

第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種類

三 第十一条第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨その他金融サービス仲介業者の権限に関する事項

四 第二十七条の規定の趣旨
五 金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他の内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。(業務運営に関する措置)

第二十六条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に関し、この法律又は他の法律に定めがあるものを除き、内閣府令で定めるところにより、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(金銭等の預託の禁止)
第二十七条 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業務に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)
第二十八条 金融サービス仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該金融サービス仲介業者が預金等媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定預金等媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務

の種類が預金等媒介業務であるものを用いる。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合 預金等媒介業務に関する苦情処理措置(顧客等からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第六十二条第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。)

及び紛争解決措置(顧客等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二十一条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。)

二 当該金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定保険媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が保険媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定保険媒介紛争解決機関との間で保険媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定保険媒介紛争解決機関が存在しない場合 保険媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関(指

定有価証券等仲介紛争解決機関(指

定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。が存在する場合 一の指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定有価証券等仲介紛争解決機関が存在しない場合 有価証券等仲介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

四 当該金融サービス仲介業者が貸金業貸付媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が貸金業貸付媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ)が存在する場合 一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関との間で貸金業貸付媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在しない場合 貸金業貸付媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 前項第一号ロに規定する「顧客等」とは、顧客又は顧客以外の保険契約者等、資金需要者等(貸金業法第二十六条第六項に規定する資金需要者等をいう。若しくは債務者等(同条第五項に規定する債務者等をいう)であつた者をいう。

一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなつたとき 第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イの一の指定預金等媒介紛争解決機関、同項第二号イの一の指定保険媒介紛争解決機関、同項第三号イの一の指定有価証券等仲介紛争解決機関若しくは同項第四号イの一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関(以下この号において「指定種別紛争解決機関」と総称する)の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可されたとき、又は指定種別紛争解決機関の第五十一条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十一条第一項の規定による指定の時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

第二十九条 銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄		に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
第五十二条の四十四第二項	第二条第十四項第一号	金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項第一号(定義)	が相手方金融機関(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の
	特定預金等契約	金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項(定義)に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等(金融サービスの提供に関する法律第二条第一項(定義)に規定する預金等をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。)として内閣府令で定めるものの受入れを内容とする契約(次条において「特定預金等契約」という。)	
	代理及び媒介	媒介	
	預金者等の	預金者等(預金者、貯金者及び定期積金の積金者(第二条第四項に規定する掛金の掛金者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)	
第五十二条の四十五及び同条第三号	預金又は定期積金等	預金等	媒介
	代理又は媒介	媒介	
	が所属銀行	が相手方金融機関(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の	

第五十二号	当該所属銀行	貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。
	代理又は媒介	当該相手方金融機関
第五十三号	(所属銀行)	媒介
	相手方金融機関	相手方金融機関

(保険業法の準用)

第三十条 保険業法第二百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十四条の二、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百九十三条	保険仲立人が行う保険契約	金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約(金融サービスの提供に関する法律第二条第二項(定義)に規定する保険契約をいう。以下同じ。)
第二百九十四条第一項	は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集	(金融サービスの提供に関する法律第七十四条(保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出)の規定による届出が行われているものに限る。次条及び第三百条第一項において同じ。)は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介
第二百九十四条第二項	又はその代理若しくは媒介	の締結の媒介
第二百九十五条第二項	、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集	の媒介
第二百九十五条第一項	保険仲立人にあつては、内閣府令	の媒介又は自らが締結の媒介 内閣府令

第三百条第一項	、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集	の媒介又は自らが締結の媒介
第三百条第一項第八号	締結した又は保険募集	締結の媒介
第三百条第一項第八号	又はその代理若しくは媒介	の媒介
第三百条第一項第八号	当該保険会社等又は外国保険会社等の	金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介により当該保険契約者が締結する保険契約の相手方となる保険会社等又は外国保険会社等(以下この号において「相手方金融機関」という。)の
第三百条第一項第八号	保険会社等又は外国保険会社等を	相手方金融機関を

(金融商品取引法の準用)

第三十一条 金融商品取引法第三十八条の二、第六十六条の十四(第一号イ及びロ並びに第三号を除く。)及び第六十六条の十四の二の規定は、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十八条の二	投資助言・代理業又は投資運用業	有価証券等仲介業務(金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。第六十六条の十四において同じ。)
第三十八条の二第一号	、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる	若しくは投資一任契約又はこれらの媒介に係る
第六十六条の十四第一号及び第二号	金融商品仲介業	有価証券等仲介業務
第六十六条の十四の二	として、 場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所属金融商品取引業者等のために買付けの媒介を行う場合	とし、又は一般投資家のために、 場合

2 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一

は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。）に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十四条	顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という	特定金融サービス契約(金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。以下同じ
第三十四条の二第一項第四号	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
	金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約	特定金融サービス契約と同じ特定金融サービス契約
	を過去	の締結の媒介を過去
	締結した	行つた
	を締結する	の締結の媒介を行う
第三十四条の二第二項	又は締結	又は媒介
第三十四条の二第三項第三号	締結をする	媒介を行う
第三十四条の二第五項第二号	締結する	締結の媒介を行う
第三十四条の二第二項第二号	締結をする	媒介を行う
第三十四条の二第二項第四号イ	と対象契約	の媒介により対象契約

第三十四条の三第二項第五号及び第六号	締結をする	媒介を行う
第三十四条の三第四項第二号	締結する	締結の媒介を行う
第三十四条の三第十項及び第三十四条の四第五項	又は締結	又は媒介
第三十七条第二項	金融商品取引行為を行うを締結しようとする	特定金融サービス契約を締結するの締結の媒介を行う
第三十七条の三第一項	交付しなければ	交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約をいう。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の、特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）については保険契約者等（金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項に規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定金融サービス契約の内容その他預金者等又は保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければ
第三十七条の三第一項第一号	の商号	及び当該特定金融サービス契約に係る相手方金融機関（金融サービス

第三十七條の三第一項第五号	住所	スの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第八項に規定する金融サービス仲介業務により顧客が締結する特定金融サービス契約の相手方をいう。以下同じ。の商号 住所(相手方金融機関が同条第三項第二号に規定する外国保険会社等である場合にあつては、支店等(保険業法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。)の所在地) 締結する特定金融サービス契約
第三十七條の六第三項	第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には	顧客からの申出により特定金融サービス契約(特定保険契約を除く。次項において同じ。)の解除に伴い相手方金融機関に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において 支払
第三十七條の六第四項	金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価(次項において「対価」という。)の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除又は違約金の支払を	その他の金銭の支払を、解除をし た者に対し、 顧客からの申出により
第三十八條第一号	金融商品取引契約 金融商品取引契約の締結又はその勧誘	特定金融サービス契約 特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介(特定預金等契約及び特定保険契約に係るものを除く。次号において同じ。)

第三十八條第二号	金融商品取引契約の締結の勧誘をする	特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介を行う
第三十九條第一項第一号	有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。) 有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。) 損失	特定金融サービス契約 損失(特定保険契約にあつては、当該特定保険契約が締結されることにより顧客の支払う保険料の合計額が当該特定保険契約が締結されることにより当該顧客の取得する保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回る場合における当該保険料の合計額から当該保険金、返戻金その他の給付金の合計額を控除した金額をいう。以下この項、第三項及び第五項において同じ。)
第三十九條第一項第二号	有価証券売買取引等 有価証券等 ため	特定金融サービス契約の締結 ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、
第三十九條第一項第三号	有価証券売買取引等 有価証券等 ため	特定金融サービス契約の締結 ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、

第三十九条第二項各号	ため、 有価証券売買取引等	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、 特定金融サービス契約の締結
第三十九条第三項	として内閣府令で定めるもの	(特定預金等契約及び特定保険契約を除く特定金融サービス契約にあつては、内閣府令で定めるものに限る。)
第三十九条第四項	の提供 と金融商品取引業者等	の提供(これらの行為のうち特定預金等契約及び特定保険契約に係るものを除く。)
第四十条第一号	金融商品取引行為	と相手方金融機関
第四十五条第二号	金融商品取引行為 締結した	金融サービスの提供に関する法律 金融サービスの提供に関する法律 特定金融サービス契約の締結 締結の媒介を行った

(貸金業法の準用)

第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条(第四号を除く。)、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条(第二項第五号を除く。)、及び第二十二條の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二条の六第一号	貸付けの契約	貸付けの契約(貸金業貸付媒介業務(金融サービスの提供に関する法律第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。以下同じ。))に係るものに限る。以下同じ。)
第十二条の八第五項	貸付け	貸付け(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)
第十五条第一項第一号	の商号	及び貸主(金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融

第十五条第二項	電磁的記録	電磁的記録(金融サービスの提供に関する法律第六十二条第八項に規定する電磁的記録をいう。第二十一条第二項において同じ。)
第十六条第二項第二号	貸金業者	、これに 、これに同法第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録された同法第十三条第一項第五号に掲げる事項及び貸主の金融サービス仲介業者が行う貸金業貸付媒介業務の顧客若しくは貸主以外の貸金業者
第十六条の二第二項	を締結しよう	の締結又はその媒介をしよう
第十六条の二第二項第一号	締結する の商号	締結し、又は当該契約が成立する 及び貸主の商号
第十六条の二第二項	を締結しよう	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。の締結又はその媒介をしよう
第十六条の二第二項第一号	締結する の商号	締結し、又は当該極度方式基本契約が成立する 及び貸主の商号
第十六条の二第二項第二号	貸金業者	貸主
第十六条の三第一項第一号	貸金業者	貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者又は貸主
第十七条第一項	を締結した	の締結又はその媒介をした
第十七条第一項第一号	の商号	及び貸主の商号

第十七条第二項	を締結した	の締結又はその媒介をした
第十七条第二項第一号	の商号	及び貸主の商号
第十七条第二項第三号	貸金業者	貸主
第十七条第五項	を締結した	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)の締結又はその媒介をした
第十七条第六項	に係る契約を締結した	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。次条第三項において同じ。)に係る契約の締結又はその媒介をした
第十九条の二	前条の帳簿	金融サービスの提供に関する法律第三十三条に規定する帳簿書類

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第三十三条 金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業務に関する帳簿書類を作成し、保存しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第三十四条 金融サービス仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、前項の報告書に記載されている事項のうち顧客の保護に必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、金融サービス仲介業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方

法により公表しなければならない。

第四節 監督

(報告又は資料の提出)

第三十五条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関し取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)又は貸金業貸付媒介業務により締結された資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約若しくは当該契約の締結の

媒介を行うことを内容とする契約について業として保証を行う者(次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。)に対し、当該金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者の施設に立ち入らせ、当該金融サービス仲介業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の業務の状況に照らして、当該金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第三十八条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(預金等媒介業務の種類に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第四号に該当するとき。

三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(保険媒介業務の種類に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。

四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種類に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五

条第七号に該当するとき。

六 不正の手段により第十二条の登録を受け
たことが判明したとき。

七 この法律又はこの法律に基づく内閣総理
大臣の処分違反したとき、その他金融
サービス仲介業務に関し著しく不適当な行
為をしたと認められるとき。

2 内閣総理大臣は、第十八条第一項の規定に
より電子決済等代行業を行う金融サービス仲
介業者が、同条第二項の規定により適用する
銀行法の規定又は当該規定に基づく内閣総理
大臣の処分違反した場合その他電子決済等
代行業の業務に関し著しく不適当な行為をし
たと認められる場合には、当該金融サービス
仲介業者に対し、電子決済等代行業の廃止を
命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の
役員が、次の各号のいずれかに該当する
とき、又は第一項第七号に該当する行為をした
ときは、当該金融サービス仲介業者に対し、
当該役員の解任を命ずることができる。

一 第十五条第二号イからハまでのいずれか
に該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録
（保険媒介業務の種類に係るものに限る。）
を受けている場合にあつては、その役員が
第十五条第五号イ、ロ又はハ(2)若しくは(3)
に該当するとき。

4 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の
営業所若しくは事務所の所在地を確知できな
いとき、又は金融サービス仲介業者の所在
（法人である場合にあつては、その法人を代
表する役員の所在）を確知できないときは、
内閣府令で定めるところにより、その事実を
公告し、その公告の日から三十日を経過して
も当該金融サービス仲介業者から申出がない
ときは、当該金融サービス仲介業者の第十二
条の登録を取り消すことができる。

5 前項の規定による処分については、行政手

続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定
は、適用しない。

（登録の抹消等）

第三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合
には、金融サービス仲介業者の登録を抹消し
なければならない。

一 前条第一項又は第四項の規定により第十
二条の登録を取り消したとき。

二 第十六条第六項の規定により第十二条の
登録がその効力を失ったとき。

第五節 認定金融サービス仲介業協会
（認定金融サービス仲介業協会の認定）

第四十条 内閣総理大臣は、政令で定めるとこ
ろにより、金融サービス仲介業者が設立した
一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備
える者を、その申請により、次条に規定する
業務（以下この節において「認定業務」とい
う。）を行う者として認定することができる。

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、
並びにその健全な発展及び顧客の保護に資
することを目的とすること。

二 金融サービス仲介業者を社員（以下この
節及び第九十二条第六号において「会員」と
いう。）に含む旨の定款の定めがあること。
三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な
業務の実施の方法を定めていること。
四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる
知識及び能力並びに財産的基礎を有するこ
と。

（認定金融サービス仲介業協会の業務）
第四十一条 認定金融サービス仲介業協会は、
次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が金融サービス仲介業を行うに当た
り、この法律その他の法令の規定及び第三
号の規則を遵守させるための会員に対する
指導、勧告その他の業務
二 会員の行う金融サービス仲介業に関し、
契約の内容の適正化その他金融サービス仲
介業の顧客の保護を図るために必要な指

導、勧告その他の業務

三 会員の行う金融サービス仲介業の適正化
及びその取り扱う情報の適正な取扱いのた
めに必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づ
く命令若しくはこれらに基づく処分若しく
は定款その他の規則又は取引の信義則の遵
守の状況の調査

五 金融サービス仲介業の顧客を保護するた
めに必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の行う金融サービス仲介業に関する
顧客等（第二十八条第二項に規定する顧客
等を用い。第四十三条第一項及び次節にお
いて同じ。）からの苦情の処理

七 第七十八条第一項又は第二項の規定によ
り行う同条第一項に規定する届出受理事務
又は同項に規定する登録事務

八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報
九 前各号に掲げるもののほか、金融サービ
ス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲
介業の顧客の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）
第四十二条 認定金融サービス仲介業協会は、
会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならな
い。

2 認定金融サービス仲介業協会でない者は、
その名称又は商号中に、認定金融サービ
ス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使
用してはならない。

3 認定金融サービス仲介業協会の会員でない
者は、その名称又は商号中に、認定金融サー
ビス仲介業協会の会員と誤認されるおそれの
ある文字を使用してはならない。

（顧客等からの苦情に関する対応）
第四十三条 認定金融サービス仲介業協会は、
金融サービス仲介業の顧客等から会員の行う
金融サービス仲介業に関する苦情について解
決の申出があつたときは、その相談に応じ、
申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事

情を調査するとともに、当該会員に対しその
苦情の内容を通知してその迅速な処理を求め
なければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申
出に係る苦情の解決について必要があると認
めるときは、当該会員に対し、文書若しくは
口頭による説明を求め、又は資料の提出を求
めることができる。

3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から
前項の規定による求めがあつたときは、正当
な理由がないのに、これを拒んではならな
い。

4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の
申出、苦情に係る事情及びその解決の結果に
ついて会員に周知させなければならない。

5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業
協会が第五十一条第一項の規定による指定を
受けている場合において、第一項の申出が当
該指定に係る紛争解決等業務の種類に関する
苦情に係るものであるときは、適用しない。
（認定金融サービス仲介業協会への報告等）
第四十四条 会員は、金融サービス仲介業者が
行った顧客の保護に欠ける行為に関する情報
その他金融サービス仲介業の顧客を保護する
ために必要な情報として内閣府令で定めるも
のを取得したときは、これを認定金融サービ
ス仲介業協会に報告しなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、その保有
する前項に規定する情報について会員から提
供の請求があつたときは、正当な理由がある
場合を除き、当該請求に係る情報を提供しな
ければならない。
（秘密保持義務等）
第四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役
員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
（次項において「役員等」という。）は、その職
務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用
してはならない。

2 認定金融サービス仲介業協会の役員等は、

その職務に関して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第四十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十条第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(業務規程)

第四十七条 認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告又は資料の提出)

第四十八条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、認定金融サービス仲介業協会に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該認定金融サービス仲介業協会の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、

前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第四十九条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(監督命令)

第五十条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会の業務の運営がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消

し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第六節 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一、法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二、第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三、この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四、役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ、心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取

り扱われている者
ハ、禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を

受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二、第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ、この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五、紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六、役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七、紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この節において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第五十六条第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となったこと。 2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。 4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種類ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種類ごとに算定するものとする。 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種類並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。 (指定の申請)	第五十二条 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種類 二 名称又は商号 三 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地 四 役員の名氏又は名称若しくは商号 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面 二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) 三 業務規程 四 組織に関する事項を記載した書類 五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの 六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類 (秘密保持義務等) 第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員(第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。)若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (指定紛争解決機関の業務) 第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。 2 指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)は、当事者である加入金融サービス仲介業者(手続実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。)若しくはその顧客等又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに關し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。 (苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託) 第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(第六十二条第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。 (業務規程) 第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。 一 手続実施基本契約の内容に関する事項 二 手続実施基本契約の締結に関する事項 三 紛争解決等業務の実施に関する事項 四 紛争解決等業務に要する費用について加入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項 五 当事者である加入金融サービス仲介業者又はその顧客等(以下この節において単に「当事者」という。)から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの 2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等からの金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入金融サービス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入金融サービス仲介業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融サービス仲介業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。 四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、金融サービス仲介業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。	は、当該料金に関する事項
第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号	令和二年五月十九日	四一

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、金融サービス仲介業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六 加入金融サービス仲介業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続を開始された場合には、当該訴訟に係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、金融サー

ビス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等(指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者を含む。)又は指定紛争解決機関の子会社等(指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこ

ととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に対し金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サー

ビス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱の方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取扱の方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「負担(金額等)」という。)を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならぬものをいう。

一 当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時にあって当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時にあって当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融サービス仲介業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法

務大臣に協議しなければならない。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）
第五十七条 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取し、当該不履行について正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、金融サービス仲介業務関連苦情及び金融サービス仲介業務関連紛争を未然に防止し、並びに金融サービス仲介業務関連苦情の処理及び金融サービス仲介業務関連紛争の解決を促進するため、加入金融サービス仲介業者その他の者に對し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）
第五十八条 指定紛争解決機関は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱の禁止）
第五十九条 指定紛争解決機関は、特定の加入金融サービス仲介業者に對し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）
第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

（苦情処理手続）
第六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス

仲介業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要の助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービス仲介業者に對し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（紛争解決手続）
第六十二条 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に對し、紛争解決手続の申立てをすることができ、

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けるときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合に於ては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合に於ては、同条第二項に規定する司法書

士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足る能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託するときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に對し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成し、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十六条第六項に規定する特別調停案を提示すること）をすることができ、

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客等が支払う料金に関する事項
二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

(時効の完成猶予)

第六十三条 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその

旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可され、又は第五十一条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた金融サービス仲介業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が第七十二条第三項若しくは第七十三条第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第六十四条 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該金融サービス仲介業務関連紛争について、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されてゐること。

二 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の

規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧)
第六十五条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称等の使用制限)
第六十六条 指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(変更の届出)
第六十七条 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の名称若しくは商号又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)
第六十八条 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融サービス仲介業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

(業務に関する報告書の提出)
第六十九条 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に關する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に關する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)
第七十条 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融サービス仲介業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釋してはならない。

(業務改善命令)
第七十一条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に關し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(紛争解決等業務の休廃止)

第七十二条 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項に

において「委託紛争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第七十三条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 第五十一条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 不正の手段により第五十一条第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつ

た場合又は第五十一条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していないことが判明した場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

4 第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者、当該当事者以外の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

第七節 雑則

(保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出)

第七十四条 保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人に保険契約の締結の媒介を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険契約の締結の媒介を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(外務員の登録)

第七十五条 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人のうち、当該金融サービス仲介業者のために次に掲げる行為を行う者(以下この節において

「外務員」という。)の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項について、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿に登録を受けなければならない。

一 有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利にあつては、同項各号に掲げる権利を除く。)に係る次に掲げる行為

イ 第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為

ロ 次に掲げる行為

(1) 売買の媒介の申込みの勧誘

(2) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二 前号に掲げるもののほか、政令で定める行為

2 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、前項の規定により当該金融サービス仲介業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務(同項各号に掲げる行為をいう。第八十八条第七号において同じ。)を行わせてはならない。

(外務員の権限)

第七十六条 外務員は、金融サービス仲介業者に代わつて、前条第一項各号に掲げる行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

2 前項の規定は、相手方が悪意であつた場合において、適用しない。

(金融商品取引法の準用)

第七十七条 金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六十四条第三項	第一項	金融サービスの提供に関する法律 第七十五条第一項
第六十四条第三項第三号ハ	第六十六条の二十五 前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供に関する法律 第七十五条第二項	前項(第六十六条の二十五場合を含む。)
第六十四条第五項	第一項に 登録原簿	又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者 金融サービスの提供に関する法律 第七十五条第一項に
第六十四条第六項	第一項	金融サービスの提供に関する法律 第七十五条第一項
第六十四条の二第一項第一号	第二十九条の四第一項第二号イから 外務員(	金融サービスの提供に関する法律 第十五条第二号イからへまで 前条第一項に規定する外務員(
第六十四条の二第二項	外務員)	又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者 前条第一項に規定する外務員
第六十四条の二第三項	若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者 外務員	金融サービスの提供に関する法律 第七十五条第一項
第六十四条の四	第六十四条第一項	金融サービスの提供に関する法律 第七十五条第一項
第六十四条の四第二号	第二十九条の四第一項第二号イ	金融サービスの提供に関する法律 第十五条第二号イ
第六十四条の四第三号	第二十九条の四第一項第二号ロから りまで	金融サービスの提供に関する法律 第十五条第二号ロからへまで
第六十四条の五第一項第一号	第二十九条の四第一項第二号イから りまで	金融サービスの提供に関する法律 第十五条第二号イからへまで
第六十四条の五第二項第二号	金融商品取引業(登録金融機関にあつては、登録金融機関業務のうち第六十四条第一項各号	金融サービス仲介業(金融サービスの提供に関する法律第十一条第一項に規定する金融サービス仲介

第六十四条の六	登録原簿	業をいう。次条第二号において同じ。のうち同法第七十五条第一項各号
第六十四条の六第二号	解散し	外務員登録原簿 死亡し、解散し
第六十四条の六第二号	金融商品取引業(登録金融機関にあつては、登録金融機関業務のうち第六十四条第一項各号	金融サービス仲介業のうち金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項各号

(届出受理事務等の委任)

第七十八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等(認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第九十九条において同じ。)に、第七十四条に規定する届出の受理に係る事務(以下この条において「届出受理事務」という。)であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係るもの並びに第七十五条並びに前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項、前条において準用する同法第六十四条第四項並びに前条において読み替えて準用する同法第六十四条第五項及び第六項、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項並びに第六十四条の六に規定する登録に関する事務(以下この条(第六項各号を除く。)及び第八十条において「登録事務」という。)であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係る届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る登録事務(前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項に係るものを除く。)をそれぞれ一の認定金融サービス仲介業協会等を定めて行わせることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務又は登録事務を行わせるときは、当該届出受理事務又は登録事務を行わないものとする。

4 認定金融サービス仲介業協会等は、第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行うときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用人の届出に関する事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等は、第七十四条に規定する届出を受理した場合又は前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第五項の規定による登録、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。)若しくは前条において読み替えて準用する同法第六十四条の六の規定による登録の抹消をした場合には、

内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

6 第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等(次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。)が二以上ある場合(当該認定金融サービス仲介業協会等が次に掲げるもののみである場合を除く。)には、各認定金融サービス仲介業協会等は、当該届出受理事務又は登録事務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

一 金融商品取引法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務(同条第一項に規定する登録事務をいう。次号において同じ。)を行う協会(同条第一項に規定する協会をいう。同号において同じ。)

二 金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行う協会

7 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員が前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項第一号若しくは第二号又は前条において準用する同法第六十四条の五第一項第三号のいずれかに該当するにもかかわらず、第一項の規定により当該外務員の登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等が前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分をしない場合において、公益又は顧客の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定による処分をすることを命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に

届出受理事務若しくは登録事務を行わせることとするとき、又はこれらの規定により認定金融サービス仲介業協会等に行わせていた届出受理事務若しくは登録事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(登録手数料)

第七十九条 外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前条第一項又は第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に登録する場合にあつては、認定金融サービス仲介業協会等)に納めなければならない。

2 前項の手数料で認定金融サービス仲介業協会等に納められたものは、当該認定金融サービス仲介業協会等の収入とする。

(登録事務についての審査請求)

第八十条 第七十八条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第七十八条第一項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定金融サービス仲介業協会等の上級行政庁とみなす。

(内閣府令への委任)

第八十一条 この法律に定めるもののほか、こ

の法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(権限の委任)

第八十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第三十五条第一項又は第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

二 第三十六条第一項又は第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

三 第四十八条第一項又は第二項の規定による権限(金融サービス仲介業(有価証券等仲介業務に係るものに限る。)の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。)

四 第四十九条第一項又は第二項の規定による権限

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任する

ことができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(委員会に対する審査請求)

第八十三条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

(経過措置)

第八十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四章 罰則

第八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第十二条の登録又は第十六条第一項の変更登録を受けたとき。

二 第二十一条の規定に違反して他人に金融

サービス仲介業を行わせたとき。

三 第三十条において準用する保険業法第三
百条第一項の規定に違反して同項第一号に
掲げる行為(運用実績連動型保険契約(同法
第百条の五第一項に規定する運用実績連動
型保険契約をいう。第八十七条第三号にお
いて同じ。)に係るものに限る。)をしたと
き。

四 第三十一条第一項において準用する金融
商品取引法第三十八条の二又は第三十一条
第二項において準用する同法第三十九条第
一項の規定に違反したとき。

五 第三十一条第一項において準用する金融
商品取引法第六十六条の十四第一号ハの規
定に違反したとき。

六 第三十一条第一項において準用する金融
商品取引法第六十六条の十四の二の規定に
違反したとき。

七 第三十八条第二項の規定による電子決済
等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する
ときは、その違反行為をした者は、二年以下
の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

一 第三十二条において準用する貸金業法第
三十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十八条第一項の規定による業務の全
部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三 第五十条の規定による命令に違反したと
き。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する
ときは、その違反行為をした者は、一年以下
の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

一 第十三条又は第五十二条の規定による申
請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記
載をしてこれらを提出したとき。

二 第二十九条において準用する銀行法第五
十二条の四十五(第一号に係る部分に限

る。)の規定の違反があつた場合において、
顧客以外の者(第十一号第二項第一号イか
らヨまでに掲げる者又は金融サービス仲介
業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損
害を与える目的でその違反行為をしたと
き。

三 第三十条において準用する保険業法第三
百条第一項の規定に違反して、同項第一号
に掲げる行為(運用実績連動型保険契約に
係るものを除く。)をしたとき、又は同項第
二号若しくは第三号に掲げる行為をしたと
き。

四 第三十一条第二項において準用する金融
商品取引法第三十八条第一号の規定に違反
して虚偽のことを告げたとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第
三十二条の五の規定に違反したとき。

六 第三十二条において準用する貸金業法第
三十二条の六(第一号に係る部分に限る。)の
規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

七 第三十二条において準用する貸金業法第
三十二条の七の規定に違反したとき。

八 第三十二条において準用する貸金業法第
三十二条の三第一項の規定に違反して、書面
を交付せず、又は同項に規定する事項を記
載しない書面若しくは虚偽の記載をした書
面を交付したとき。

九 第三十二条において準用する貸金業法第
三十二条の三第一項の規定に違反して、書面
を交付せず、又は同項に規定する事項を記
載しない書面若しくは虚偽の記載をした書
面を交付したとき。

十 第三十二条において準用する貸金業法第
三十二条の三第一項又は第二項の規定に違反
したとき。

十一 第三十二条において準用する貸金業法
第三十二条の三第一項の規定に違反して、書面
を交付せず、又は同項に規定する事項を記
載しない書面若しくは虚偽の記載をした書
面を交付したとき。

を交付したとき。

十二 第三十二条において準用する貸金業法
第三十二条の二(第一号に係る部分に限る。
)の規定に違反して、同条に規定する預金通
帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこ
れらを保管したとき。

十三 第三十二条において準用する貸金業法
第三十二条の二(第二号に係る部分に限る。
)の規定に違反したとき。

十四 第三十三条の規定による帳簿書類の作
成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書
類を作成したとき。

十五 第三十四条第一項又は第六十九条第
一項の規定による報告書を提出せず、又は
虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

十六 第三十四条第二項の規定による書面を
公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定
による公表をせず、又は虚偽の記載をした
書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の
公表をしたとき。

十七 第三十五条第一項若しくは第二項又は
第四十八条第一項若しくは第二項の規定に
よる報告若しくは資料の提出をせず、又は
虚偽の報告若しくは資料の提出をしたと
き。

十八 第三十六条第一項若しくは第二項又は
第四十九条第一項若しくは第二項の規定に
よる当該職員の質問に対して答弁をせず、
若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
したとき。

十九 第五十八条の規定に違反したとき。

二十 第七十条第一項若しくは第二項の規定
による報告若しくは資料の提出をせず、若
しくは虚偽の報告若しくは資料の提出を
し、又はこれらの規定による当該職員の質
問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答
弁をし、若しくはこれらの規定による検査
を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十一 第七十一条第一項の規定による命令
に違反したとき。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する
ときは、その違反行為をした者は、一年以下
の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

一 第二十五条第五項の規定に違反したと
き。

二 第二十七条の規定に違反したとき。

三 第三十一条第二項において準用する金融
商品取引法第三十七条の三第一項若しくは
第三十二条において準用する貸金業法第十
六条の二第一項から第三項までの規定に違
反して、書面を交付せず、若しくはこれら
の規定に規定する事項を記載しない書面若
しくは虚偽の記載をした書面を交付したと
き、又は第三十一条第二項において準用す
る金融商品取引法第三十七条の三第二項に
おいて準用する同法第三十四条の二第四項
若しくは第三十二条において準用する貸金
業法第十六条の二第四項に規定する方法に
より当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の
事項の提供をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融
商品取引法第三十九条第二項の規定に違反
したとき。

五 第三十一条第二項において準用する金融
商品取引法第三十九条第七項の規定による
申請書又は書類に虚偽の記載をして提出し
たとき。

六 第五十三条第一項の規定に違反したと
き。

七 第七十五条第二項の規定に違反して外務
員の職務を行わせたとき。

第八十九条 前条第四号の場合において、犯人
又は情を知った第三者が受けた財産上の利益
は、没収する。その全部又は一部を没収する
ことができないときは、その価額を追徴す
る。

2

金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第百九十八条の二第二項又は第二百九条の二」とあるのは「金融サービス」の提供に関する法律第八十九條第一項」と、同条第二項中「混和財産第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第二項又は第二百九条の二」とあるのは「金融サービス」の提供に関する法律第八十九條第一項」と読み替えるものとする。

第九十条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二條第八項の規定に違反して同項の不足額について保証金の供託を行わなかったとき。

二 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條第一項又は第三十二條において準用する貸金業法第十五條第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をしたとき。

三 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條第二項又は第三十二條において準用する貸金業法第十六條第一項の規定に違反して、著しく事実に関連する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をしたとき。

四 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の四第一項若しくは第三十二條において準用する貸金業法第十

七条(第六項及び第七項を除く。)の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の四第二項において準用する同法第三十四條の二第四項若しくは第三十二條において準用する貸金業法第十七條第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をし、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

五 第三十二條において準用する貸金業法第十五條第二項の規定に違反して、第十三條第一項第五号に掲げる事項又は同法第四條第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のもをを表示し、又は記録したとき。

六 第七十七條において準用する金融商品取引法第六十四條第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十八條第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第三十二條において準用する貸金業法第十二條の四第一項の規定に違反したとき。

三 第三十二條において準用する貸金業法第十四條(第四号を除く。)に規定する事項を揭示せず、又は虚偽の揭示をしたとき。

四 第三十二條において準用する貸金業法第十九條の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

五 第三十二條において準用する貸金業法第二十一條第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号(第五号を除く。)に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があった場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかったとき。

六 第四十二條第三項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

七 第六十條又は第六十二條第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十二條において準用する貸金業法第十二條の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかったとき。

三 第七十二條第一項の認可を受けずに、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

六 第六十七條第一項、第六十八條又は第七十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第七十二條第三項又は第七十三條第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

八 第七十七條において準用する金融商品取引法第六十四條の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第七十八條第四項の規定に違反したとき。

第九十五条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第八十五條(第七号を除く。)又は第八十六條(第一号を除く。)三億円以下の罰金刑

二 第八十七條(第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。)二億円以下の罰金刑

三 第八十八條第二号、第四号又は第五号一億円以下の罰金刑

四 第八十五條第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第八十八條(第二号、第四号及び第五号を除く。)又は第九十一条から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十二條第四項又は第二十三條第二項の規定による命令に違反して供託しなかつた者

二 第七十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十七条 第十條第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

第九十八条 第四十二條第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者を含む。以下この条及び第百一条において同じ。）、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十七條の規定による命令に違反したとき。

二 第四十二條第一項又は第六十五條の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

三 第七十八條第五項の規定に違反して届出を怠つたとき。

第百条 第六十六條の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

第百一条 第三十二條において準用する貸金業法第二十二條の規定に違反したときは、その

違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員）又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。

第百二条 金融商品取引法第九章の規定は、この章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は同法第三十三條第三項に規定するデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件について準用する。

第五章 没収に関する手続等の特例

（第三者の財産の没収手続等）
第百三条 第八十九條第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百五条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第八十九條第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九條の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第八十九條第二項において準用する同法第二百九條の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九條の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供に関する法律第八十九條第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三

者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十一年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）
第百四条 金融商品取引法第二百九條の五第一項の規定は第八十八條第四号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九條の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九條の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に囑託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）
第百五条 第八十八條第四号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

（農業協同組合法の一部改正）
第二条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の六十六第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかをを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十

一条第四項第一号に掲げる行為
ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限

る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

第九十二條の三第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二條の登録（同法第十一條第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第九十二條の五の九第二項中「(1)又は(8)に」を「(2)又は(9)に」、「同号二(8)」を「同号二(9)に」、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「(7)まで」を「(8)まで」に、「(1)の」を「(2)の」に、「(8)まで」を「(9)まで」に、「前号二(1)又は(8)」を「前号二(2)又は(9)」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）
第三条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）に改め、同条第二項から第四項までの規定中「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改める。

第二十三條の八第一項中「又は登録金融機関」を「登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改める。

第二十三條の十二第七項中「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改める。

第二十九條の四第一項第一号イ中「第六十六條の五十の登録」の下に「を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條

は金融サービスの提供に関する法律第三十八條

第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を、「法律」の下に「若しくは金融サービスの提供に関する法律」を加え、同号ロに次のように加える。

(9) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定による同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に金融サービス仲介業(同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。)(9)及び次号へ(9)において同じ。)を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしてい

業者であつた個人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改め、同号へ次のように加える。

(9) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定による同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、又は解散することについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしてい

第二十九條の四第一項第一号ハ中「信託業法」を「金融サービスの提供に関する法律、信託業法」に改め、同項第二号ニ中「又はこの法律」を「若しくは金融サービス仲介業者であつた法人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同号ホ中「又はこの法律」を「若しくは金融サービス仲

第二十九條の四第一項第二号チ中「第六十六條の六十三第二項の下に」若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項第二号を除く。」を、「法律」の下に「若しくは金融

サービスの提供に関する法律」を加える。

第三十三條の五第一項第一号中「第六十六條の五十の登録の下に」を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を、「法律」の下に「若しくは金融サービスの提供に関する法律」を加え、同項第二号中「信託業法」を「金融サービスの提供に関する法律、信託業法」に改める。

第五十條の二第二項に次の一号を加える。

八 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。第十一項及び第十二項において同じ。)が金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。)又は同法第十六條第一項の変更登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。)を受けたとき

当該登録又は変更登録を受けた者

第五十條の二第二項中「前項各号」を「前項第一号から第七号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

11 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業のみを行う者に限る。)が第六十六條の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六條第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者の第二十九條の登録は、その効力を失う。

12 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業のみを行う者を除く。)が第六十六條の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六條第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行

わない旨の第三十一条第四項の変更登録を受

けたものとみなす。

第五十二條第三項中「第五十條の二第二項」の下に「若しくは第十一項」を加え、「失つたとき」を「失つたとき、」に改める。

第五十五條第一項中「第五十條の二第二項」の下に「若しくは第十一項」を加える。

第五十九條の四第一項第一号中又は「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。)を取り消され、又は「登録と」を「登録若しくは同法第十二条の登録と」に、「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第二号中「貸金業法若しくは」を「貸金業法」に、「又はこれら」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改める。

第六十條の三第一項第一号ト中「又は」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。トにおいて同じ。)を取り消され、又は「登録と」を「登録若しくは同法第十二条の登録と」に、「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十四條第三項第三号ハ中「を行つたことの有無」を「第六十六條の二十五において準用する前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供に関する法律第七十五條第二項に規定する外務員の職務を含む。ハにおいて同じ。」を行つたことの有無」に、「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改め、同号ニ中「金融商品仲介業の下に」又は有価証券等仲介業務」を加える。

第六十四條の二第二項第二号中「第六十四條の五第一項」の下に「(第六十六條の二十五及び

金融サービスの提供に関する法律第七十七條において準用する場合を含む。を、「外務員」の下に「第六十六條の二十五において準用する前條第一項に規定する外務員及び同法第七十五條第一項に規定する外務員を含む。次号において同じ。」を加え、同項第三号中「又は金融商品仲介業者を」若しくは「金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第六十六條の登録を受けている者又は金融サービスの提供に関する法律第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

第六十四條の七第一項中「この条」の下に「（第六項各号を除く。）を加え、同条第六項中「行う協会」の下に「次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。」を、「場合」の下に「（当該協会が次に掲げるもののみである場合を除く。）を加え、同項に次の各号を加える。

一 第六十六條の二十五において準用する第一項の規定による同項に規定する登録事務を行う協会

二 金融サービスの提供に関する法律第七十八條第一項又は第二項の規定による同条第一項に規定する登録事務を行う同項に規定する認定金融サービス仲介業協会等

九 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により協会に登録事務を行わせることとするとき、又はこれらの規定により協会に行わせていた登録事務を行わせなければならないときは、その旨を公示しなければならない。

第六十六條の四第六号を削る。

第六十六條の十九第一項に次の一号を加える。

六 金融サービスの提供に関する法律第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六條第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追

加に係るものに限る。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

第六十六條の二十第一項第一号中「第六十六條の四第一号から第五号まで」を「第六十六條の四各号」に改め、「除く。」の下に「のいずれか」を加える。

第六十七條の二第三項中「登録金融機関は、登録金融機関業務を」次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に改め、同項に次の各号を加える。

一 登録金融機関 登録金融機関業務

二 金融商品取引業又は登録金融機関業務に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者 当該業務

第八十條第二項中「又は金融商品仲介業者が、この法律を」若しくは「金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が、この法律又は金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第八十二條第二項第一号中「又はこの法律」を

「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十六條の十二第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第五十五條の三第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第五十五條の三第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

は」を、「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）以下この号において同じ。）を取り消され、又は「に、免許」とを「免許若しくは同法第十二條の登録」とに改める。

第六十六條の四第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十六條の二十の四第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十六條の二十の四第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十六條の二十の四第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十六條の二十の十八第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十六條の二十の十八第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十六條の二十の十八第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十六條の二十の十八第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十六條の六十三及び第六十五條の六十四を次のように改める。

（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の提供等）

第六十六條の六十三 金融商品取引清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この章において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関（第六十五條の六十七第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）又は指定外国取引情報蓄積機関（外国において取引情報蓄積業務（取引情報の収集及び保存に関する業務をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者のうち、内閣総理大臣がその者の収集及び保存に係る取引情報を取得することが見込まれる者として内閣総理大臣が指定する者をいう。次項及び次条において同じ。）に対し、清算集中等取引情報を提供しなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、金融商品取引清算機関等は、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由により清算集中等取引情報を提供することができない場合には、内閣府令で定めるところにより、清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存し、内閣府令で定めるところにより、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

三 第一項及びこの項の「取引情報」とは、投資者保護のため、金融商品取引業者等の取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引に関する情報をいい、前二項の「清算集中等取引情報」とは、取引情報

の提供に関する法律第七十七條において準用する場合を含む。を、「外務員」の下に「第六十六條の二十五において準用する前條第一項に規定する外務員及び同法第七十五條第一項に規定する外務員を含む。次号において同じ。」を加え、同項第三号中「又は金融商品仲介業者を」若しくは「金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改め、同項第四号を次のように改める。

のうち、金融商品取引清算機関等が債務を負担した取引に係る情報であつて、前条各号に掲げる取引その他取引の状況等を勘案して内閣府令で定める取引に関するものをいう。
(金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の提供等)

第百五十六條の六十四 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報(取引情報(前条第三項に規定する取引情報をいう。以下この章において同じ。)のうち、清算集中等取引情報(同項に規定する清算集中等取引情報をいう。第百九十八條の六第十七号の二において同じ。)を除いたものをいう。次項及び同号において同じ。))を提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等は、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由により非清算集中等取引情報を提供することができない場合には、内閣府令で定めるところにより、非清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存し、内閣府令で定めるところにより、その保存する非清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第百五十六條の六十五第一項中「取引情報のうち、取引情報蓄積業務の対象とする取引に係るもの」を「第百五十六條の六十三第一項及び前条第一項の規定に基づき提供を受けた取引情報に改め、同条第二項中「その」を「前項の規定に基づき」に改め、同条に次の一項を加える。

3 取引情報蓄積機関が、前項の規定による報告に代えて、内閣総理大臣が電子情報処理組織を使用する方法を利用して同項の規定による報告の対象となつてゐる取引情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣

府令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第百五十六條の六十六を次のように改める。
(取引情報の公表)

第百五十六條の六十六 取引情報蓄積機関は、前条第二項の規定による報告の対象となつてゐる取引情報に係る取引について、内閣府令で定めるところにより、その規模その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第百五十六條の六十三第二項又は第百五十六條の六十四第二項の規定による報告を受けた取引情報に係る取引について、その規模その他当該取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表するものとする。

第百五十六條の七十四第一項第一号中「の」の下に「金融商品取引清算機関等又は」を加える。
第百五十六條の七十五中「特定の」の下に「金融商品取引清算機関等又は」を加える。

第百九十八條の六第十七号の二中「第百五十六條の六十三第一項、第百五十六條の六十四第一項を」第百五十六條の六十三第二項、第百五十六條の六十四第二項に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 第百五十六條の六十三第一項又は第百五十六條の六十四第一項の規定による清算集中等取引情報若しくは非清算集中等取引情報の提供をせず、又は虚偽の清算集中等取引情報若しくは非清算集中等取引情報の提供をした者

第百八十八條第二十六号の二中「第百五十六條の六十六第二項」を「第百五十六條の六十六第一項」に改める。

附則第三條の二中「第三百條の二」の下に、「金融サービスの提供に関する法律第三十一條第二項」を加える。
(水産業協同組合法の一部改正)

第四條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第八十七條の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第一号に掲げる行為
ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第三号に掲げる行為
第百七條第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二條の登録(同法第十一條第二項に規定する預金等媒介業務の種類に係るものに限る。))を受けている者を除く」に改める。

第百七十七條第二項中「(2)又は(8)にを」(3)又は(9)に、「同号二(8)を」同号二(9)に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、
(7)までを「(8)までに、(2)の」を「(3)の」、
(8)までを「(9)までに、(2)の」を「(3)の」を「前号二(3)又は(9)に改める。」

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)
第五條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四條の四第一項第二号中「第二十八條第八項(定義)を」第二十八條第八項(通則)に改め、同項第三号中「(定義)を」削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一條第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第一号に掲げる行為
ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第三号に掲げる行為
第四條の四第一項第四号の二中「(定義)を」削り、同項第七号の三中「第二号」の下に「(協同組合連合会)」を加え、同条第二項第二号中「(定義)」を削り、同条第三項中「又は第六十六條第一項」を「(信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け)又は第六十六條第一項(合併の認可)」に改める。

第六條の四「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二條(登録)の登録(同法第十一條第二項(定義)に規定する預金等媒介業務の種類に係るものに限る。))を受けている者を除く」に改める。

第六條の五の十第二項中「を除く」を「(会員名簿の縦覧等を除く)に、(中)前条を」(登録の申請)中「前条」に改め、「第五十二條の六十一の四第一項」の下に「(登録の実施)」を、「第五十二條の六十一の五第一項第一号ハ」の下に「(登録の拒否)」を加え、「(3)又は(8)にを」(4)又は(9)に

第八十九条の四中「いう」を「いい」、金融サービスに関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十二条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第九十四条第三項中「（内閣総理大臣の告示）を削り、同条第四項中「第五十二条の三十七第七項の下に「許可の申請」を、「第五十二条の四十三の下に「（分別管理）」を、「第五十二条の四十四第一項第二号の下に「顧客に対する説明等）」を加え、同条第五項中「（内閣総理大臣の告示）」を削り、同条第六項中「（登録名簿の縦覧等）を除く」に、「中」前条を「（登録の申請中「前条」に改め、「第五十二条の六十一の四第一項の下に「登録の実施）」を、「第五十二条の六十一の五第一項第一号ハの下に「登録の拒否）」を加え、「（5）又は（8）に「（6）又は（9）に、「同号二（8）」を「同号二（9）」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービス提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「（7）まで」を「（8）まで」に、「（5）の（6）の（8）まで」を「（9）まで」に、「前号二（5）又は（8）」を「前号二（6）又は（9）」に改め、「第五十二条の六十一の八第一項の下に「（利用者に対する説明等）」を、「及び第二項の下に「（登録の取消し等）」を、「第五十二条の六十一の十八の下に「（登録の抹消）」を、「第五十二条の六十一の二十六の下に「（定款の必要的記載事項）」を加え、同条第七項中「（内閣総理大臣の告示）」を削り、同条第八項中「第五十二条の六十三第一項の下に「（指定の申請）」を加え、「中」この（指定紛争解決機関の業務中「この」に改め、「第五十二条の六十六の下に「（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）」を、「第五十二条の七十四第二項の下に「（時効の完成猶予）」を、「第五十二条の七十九第一号の下に「（手続実施基本契約の締結等の届出）」を、「第五十二条の八十二第二項第一号の下に「（業務改善命令）」を、「第五

十二条の八十三第三項の下に「（紛争解決等業務の休廃止）」を加え、「中」この（指定の取消し等中「この」に改める。

（銀行法の一部改正）

第九条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項第四号中「同条第十一項（定義）」を「同条第十一項に改め、同号イ及びロ中「（定義）」を削り、同号ハ中「（通則）」を削り、同号ニ中「（定義）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十一項第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むものの
イ 金融サービスの提供に関する法律第十四条第四項第一号に掲げる行為
ロ 金融サービスの提供に関する法律第十四条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十四条第四項第三号に掲げる行為
第十六条の二第二項第九号及び第十号中「（定義）」を削り、同条第二項第八号イ中「（兼営の認可）」を削る。

第五十二条の二十三第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十六条の二第二項第四号の二に掲げる会社
第五十二条の五十二第一号中「させたとき」を「させたとき、に、」とときを」ときに改め、同条第二号から第五号までの規定中「とき」を「と

き」に改め、同条に次の一号を加える。

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務（同法第十二条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務をいう。以下この号及び第五十二条の六十一第一項において同じ。）の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき
当該登録又は変更登録を受けた者
第五十二条の六十一第一項中「いう」を「いい」、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第五十二条の六十一の五第一項第一号ニ（8）中「労働金庫法」の下に、「金融サービスの提供に関する法律」を加え、「（7）まで」を「（8）までに改め、同号ニ（8）を同号ニ（9）とし、同号ニ（1）から（7）までを同号ニ（2）から（8）までとし、同号ニ（1）として次のように加える。

（1） 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第二項（監督上の処分）の規定による電子決済等代行業の廃止の命令
第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ中「労働金庫法」の下に、「金融サービスの提供に関する法律」を加え、同項第二号ロ（5）中（8）まで」を「（9）まで」に改める。

（貸金業法の一部改正）
第十条 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に、「その」を「又は金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十二条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十号第一項第六号及び第二十条の二十七第一項第三号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その」に

改め、同項第五号中「（昭和四十七年法律第二百二号）若しくは」を「（昭和四十七年法律第二百二号）」に、「の規定（同法第三十二号の三第七項）」を「（第三十二号の三第七項に、「の規定を除く。）を」を除く。若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定に改める。

第十条第一項に次の一号を加える。

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録）（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合 当該登録又は変更登録を受けた者
第二十四条の二十七第一項第三号中「又は第二十四条の六の六第一項」を「若しくは第二十四条の六の六第一項」に、「その」を「又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その」に改め、同項第五号中「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（に、「の規定を除く。）を」を除く。若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定」に改める。

第三十七条第一項中「貸金業者」の下に「又は貸金業に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

（保険業法の一部改正）
第十一条 保険業法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第六号中「同条第十一項（定義）」を「同条第十一項に改め、同号イ及びロ中「（定義）」を削り、同号ハ中「（通則）」を削り、同号ニ中「（定義）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二 金融サービス仲介業者（金融サービ

スの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一條第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者をいう。次編及び第三百九条第一項第六号において同じ。のうち、有価証券等仲介業務(同法第十一條第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十

一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為(前号口又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

第六百六条第二項第八号イ中(兼営の認可)を削る。

第二百七十一條の二十二第一項第六号の次の一号を加える。

六の二 第六百六条第一項第六号の二に掲げる会社

第二百七十二條の四第一項第七号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二條(登録)の登録(保険媒介業務(同法第十一條第三項(定義)に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。))の種別に係るものに限る。」を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改め、同項第八号中「又はこれを」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれを」に改め、同項第十号ハ及びニ中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。))の規

定により同法第十二條の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改め、同号ホ中「代表者」を「代表者若しくは」に、「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ(1)中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二條(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第二百七十九條第一項第三号中「又はこれを」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれを」に改め、同項第四号中「の登録」を「の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二條(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を」に、「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第六号中「保険募集」の下に「又は保険媒介業務」を加え、同項第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「使用人」の下に「又は金融サービスの仲介業者(保険媒介業務を行う者に限る。第十一号口において同じ。))の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人」を加え、同項第八号中「又は次号」を「次号又は第十一号口に改め、同項第十号中「第七号」の下に「又は次号口」を加え、同項第十一号中「第七号」を「次のいずれか」に改め、同号に次のように加える。

イ 第七号に該当する者
ロ 金融サービス仲介業者

第二百八十條第一項各号中「とき」を「とき」に改め、同項に次の一号を加える。

七 金融サービスの提供に関する法律第十二條(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))又は同法第十六條第一項(変更登録等)の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。))を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

第二百八十條第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

第二百八十九條第一項第三号中「又はこれを」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれを」に改め、同項第四号中「の登録」を「の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二條(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を」に、「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第六号中「保険募集」の下に「又は保険媒介業務」を加え、同項第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。」の下に「又は金融サービスの仲介業者(保険媒介業務を行う者に限る。第九号ハにおいて同じ。))の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人」を加え、同項第八号中「前各号」の下に「又は次号ハ」を加え、同項第九号に次のように加える。

ハ 金融サービスの仲介業者
第二百九十條第一項各号中「とき」を「とき」に改め、同項に次の一号を加える。
七 金融サービスの提供に関する法律第十二條(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))又は同法第十六條第一項(変更登録等)の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。))を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

を「若しくは保険仲立人又は金融サービス仲介業者(保険媒介業務を行う者に限る。))に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十二條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第三項第五号中「同法第二條第十二項に規定する」を削り、「金融商品仲介業者」の下に「同法第二條第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。又は金融サービスの仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一條第六項に規定する金融サービスの仲介業者をいい、有価証券等仲介業務(同法第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第七十二條第一項第三号の二において同じ。))を行う者に限る。))を加え、同法第六項第一号ト中「すべて」を「全て」に改める。

第七十二條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。))のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十

一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十

一条第四項第二号に掲げる行為(前号口又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為
第九十五條の三第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二條の登録(同法第十一條第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。))を受けている者を除く」に改める。

第九十五条の五の十第二項中「(6)又は(8)」を「(7)又は(9)」に、「同号二(8)」を「同号二(9)」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「(7)まで」を「(8)まで」に、「(6)」を「(7)」に、「(8)まで」を「(9)まで」に、「前号二(6)又は(8)」を「前号二(7)又は(9)」に改める。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第十三条 株式会社商工組合中央金庫法平成十九年法律第七十四号の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第七号中「同法第二条第十二項に規定する」を削り、「金融商品仲介業者」の下に「(同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。)を行う者に限る。)」を加え、同条第六項第一号ト中「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十四条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十四条第四項第二号に掲げる行為 前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十四

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号

一条第四項第三号に掲げる行為
第六十条の六第三項第一号ホ中「銀行法」の下に「金融サービスの提供に関する法律」を加える。

(資金決済に関する法律の一部改正)

第十四条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条を」第二条の二に、「情報提供、発行保証金の供託その他の義務」を「業務」に、「第二十一条の二」を「第二十一条の三」に、「第三十七条」を「第三十六条の二」に、「第五十一条の二」を「第五十一条の四」に、「第五十九条」を「第五十八条の二」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(定義)」を付し、同条第一項中「次条第六項」を「第三条第六項」に改め、同条第二項中「少額の取引として政令で定めるものに限る。」を削り、同条第十五項中「第五十一条の二第一項第一号」を「第五十一条の四第一項第一号」に改め、第一章中同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 金銭債権を有する者以下この条において「受取人」という。からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為(当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。)であって、受取人が個人(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

第五条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える

令和二年五月十九日

る。

九 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
第八条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 業務

第十三条の見出しを「利用者の保護等に関する措置」に改め、同条第二項中「及び第五号」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前払式支払手段の発行者は、第一項に規定するもののほか、内閣府令で定めるところにより、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第十六条第一項中「内閣総理大臣の承認を受けた」を「その旨を内閣総理大臣に届け出た」に改める。

第二章第四節中第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(委託先に対する指導)

第二十一条の二 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条中「運営に関し、前払式支払手段

の利用者の利益を害する事実」を「健全かつ適切な運営を確保するために必要に」、「利用者の利益の保護のために必要に」を「必要に」に、「当該業務の運営の改善に」を「業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上」に改める。

第三十条第二項中「者は」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、同項第四号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第三章第一節中第三十七条の前に次の一条を加える。

(定義)

第三十六条の二 この章において「第一種資金移動業」とは、資金移動業のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう。

2 この章において「第二種資金移動業」とは、資金移動業のうち、少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと(第三種資金移動業を除く。)をいう。

3 この章において「第三種資金移動業」とは、資金移動業のうち、特に少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むことをいう。

第三十八条第一項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 資金移動業の種類(第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業の種類をいう。以下この章において同じ。)

第四十条の次に次の一条を加える。

(業務実施計画の認可)

第四十条の二 資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を定め、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする

ときも、同様とする。

- 一 為替取引により移動させる資金の額の上
限額を定める場合にあっては、当該上限額
二 為替取引を行うために使用する電子情報
処理組織の管理の方法

三 その他内閣府令で定める事項

2 資金移動業者は、前項に規定する内閣府令
で定める軽微な変更をしたときは、遅滞な
く、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ
ならない。

3 内閣総理大臣は、その必要の限度におい
て、第一項の認可に条件を付し、及びこれを
変更することができる。

第四十一条の見出しを「変更登録等」に改
め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同
項を同条第五項とし、同条第一項中「変更」の下
に「(特定業務内容等の変更を除き、同項第七号
に掲げる事項の変更にあつては、一の種別の資
金移動業の全部を廃止したことによるものに限
る。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条に
第一項から第三項までとして次の三項を加え
る。

資金移動業者は、第三十八条第一項第七号
に掲げる事項の変更(新たな種別の資金移動
業を営もうとすることによるものに限る。)を
しようとするときは、内閣府令で定めるところ
により、内閣総理大臣の変更登録を受けな
ければならない。

2 第三十八条から第四十条までの規定は、前
項の変更登録について準用する。この場合に
おいて、第三十八条第一項中「次に掲げる」と
あるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第
四十条第一項各号」とあるのは「第四十条第一
項各号(第一号、第二号及び第六号から第十
号までを除く。)」と、第三十九条第一項中「次
に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、第四
十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各
号(第一号、第二号及び第六号から第十号ま
でを除く。)」と読み替えるものとする。

3 資金移動業者は、第三十八条第一項第八号
に掲げる事項の変更のうち資金移動業の利用
者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ
確実な遂行に支障を及ぼすおそれ大きいも
のとして内閣府令で定める変更(次項におい
て「特定業務内容等の変更」という。)をしよう
とするときは、あらかじめ、その旨を内閣総
理大臣に届け出なければならない。

第四十三条第一項中「一月を超えない範囲内
で内閣府令で定める期間」とに、当該期間にお
ける要履行保証額の最高額(第四十七条第一号
において「要供託額」という。)以上の額に相当す
る額の履行保証金を、当該期間の末日(同号に
おいて「基準日」という。)から一週間以内に、「を
次の各号に掲げる資金移動業の種別に応じ、
当該各号に定めるところにより、資金移動業の
種別ごとに履行保証金を」に改め、同項に次の
各号を加える。

一 第一種資金移動業 各営業日における第
一資金移動業に係る要履行保証額以上の
額に相当する額の履行保証金を、当該各営
業日から一週間以内で内閣府令で定める期
間内において資金移動業者が定める期間内
に供託すること。

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業
一週間以内で資金移動業の種別ごとに資
金移動業者が定める期間ごとに、当該期間
における第二種資金移動業又は第三種資金
移動業に係る要履行保証額の最高額以上の
額に相当する額の履行保証金を、当該期間
の末日(第四十五条の二第四項及び第五項
並びに第四十七条第一号において「基準日」
という。)から一週間以内で内閣府令で定め
る期間内において資金移動業の種別ごとに
資金移動業者が定める期間内に供託するこ
と。

第四十三条第二項中「前項を「前項各号」に改
め、「とは」の下に「資金移動業の種別」との
を加え、「その合計額が小規模な資金移動業者

がその行う為替取引に関し負担する債務の履行
を確保するために必要な額として政令で定める
額以下である場合には、当該政令で定める額」
を「第四十五条の二第一項の規定の適用を受け
ている資金移動業者が営む第三種資金移動業に
あつては、第三種資金移動業に係る各営業日に
おける未達債務の額から当該各営業日における
未達債務の額に同項に規定する預貯金等管理割
合を乗じて得た額を控除した額と第五十九条第
一項の権利の実行の手続に関する費用の額とし
て内閣府令で定めるところにより算出した額の
合計額」に改め、同項に次のただし書を加え
る。

ただし、当該合計額が小規模な資金移動業
業者がその行う為替取引に関し負担する債務の
履行を確保するために必要な額として政令で
定める額以下である場合には、当該政令で定
める額とする。

第四十四条中「より、」の下に「その営む資金移
動業の種別ごとに」を、「つき、」の下に「当該種
別の資金移動業に係る」を加える。

第四十五条第一項中「資金移動業者が」を「資
金移動業者は」に改め、「で、」の下に「その営む
資金移動業の種別ごとに」を加え、「内閣総理大
臣の承認を受けた場合において、当該資金移動
業者の各営業日において当該履行保証金信託契
約に基づき信託されている信託財産の額が、そ
の直前の営業日における要履行保証額(第四十
三条第二項に規定する要履行保証額をいう。以
下この章において同じ。)以上の額であるとき
は、同条第一項の規定は、適用しない」と、その
旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行
保証金信託契約に基づき信託財産が信託されて
いる間、当該信託財産の額につき、当該種別の
資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の
供託をしないことができる」に改め、同条第二
項第一号中「(以下この条において「信託契約資
金移動業者」という。))」を削り、「為替取引」の下
に「(当該履行保証金信託契約に係る種別の資金

移動業に係るものに限る。))」を加え、同項中第
三号から第五号までを削り、第六号を第三号と
し、第七号を第四号とし、同条第四項を削り、
同条の次に次の一条を加える。

(預貯金等による管理)

第四十五条の二 資金移動業者(第三種資金移
動業を営む者に限る。)は、内閣府令で定める
ところにより、次に掲げる事項を記載した届
出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一
号に掲げる日以後、第三種資金移動業に係る
履行保証金の全部又は一部の供託をしないこ
とができる。この場合において、当該資金移
動業者は、第三種資金移動業に係る各営業日
における未達債務の額に第二号に掲げる割合
(当該割合を変更したときは、その変更後の
もの。以下この条及び第五十九条第一項にお
いて「預貯金等管理割合」という。)を乗じて得
た額以上の額に相当する額の金銭を第一号に
規定する預貯金等管理方法により管理しなけ
ればならない。

一 第三種資金移動業に係る各営業日におけ
る未達債務の額の全部又は一部に相当する
額の金銭を、銀行等に対する預貯金(この
項の規定により管理しなければならないも
のとされている金銭であることがその預貯
金口座の名義により明らかでないものに限る。)
により管理する方法その他の内閣府令で定
める方法(以下この条及び第五十三条第二
項第二号において「預貯金等管理方法」とい
う。)により管理することを開始する日

二 第三種資金移動業に係る未達債務の額の
うち預貯金等管理方法により管理する額の
当該未達債務の額に対する割合

三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定の適用を受けている資金移動業
業者は、預貯金等管理方法による管理の状況に
ついて、内閣府令で定めるところにより、定
期に、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三
年法律第三号)第十六条の二第五項に規定

する外国公認会計士を含む。第五十三条第三項第二号において同じ。又は監査法人の監査を受けなければならない。

3 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理割合その他内閣府令で定める事項の変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を行う日その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 預貯金等管理割合を引き下げる変更は、前項の届出書に記載された当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が当該変更をする場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）以上である場合に限り、行うことができる。

5 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けることをやめる日（以下この項において「預貯金等管理終了日」という。）その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出して、第一項の規定の適用を受けることをやめることができる。ただし、預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該預貯金等管理終了日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額当該資金移動業者が第一項の規定の適用を受けることをやめる場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）を下回るときは、

この限りでない。

第四十七条の見出し中「等」を削り、同条中「履行保証金は」を「の種別の資金移動業に係る履行保証金は」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 直前の基準日（第一種資金移動業にあつては、各営業日における要供託額（資金移動業者が第四十三条第一項の規定により供託しなければならない履行保証金の額をいう。）が、当該基準日における履行保証金の額、保全金額及び第四十五条第一項に規定する信託財産の額の合計額を下回るとき。第五十一条中「提供」の下に「利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがない」と認められるものを保有しないための措置を加える。

第三章第二節中第五十一条の二を第五十一条の四とし、第五十一条の次に次の二条を加える。

（第一種資金移動業に関し負担する債務の制限）

第五十一条の二 資金移動業者（第一種資金移動業を営む者に限る。次項において同じ。）は、第一種資金移動業の各利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日その他の内閣府令で定める事項が明らかでない為替取引（第一種資金移動業に係るものに限る。同項において同じ。）に関する債務を負担してはならない。

2 資金移動業者は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間その他の内閣府令で定める期間を超えて為替取引に関する債務を負担してはならない。

（第三種資金移動業に関し負担する債務の額の制限）

第五十一条の三 資金移動業者（第三種資金移動業を営む者に限る。）は、第三種資金移動業の各利用者に対し、政令で定める額を超える額の債務（第三種資金移動業に係る為替取引

に關し負担する債務に限る。）を負担してはならない。

第五十三条第二項中「期間」の下に「（第二号において単に「期間」という。）を加え、「未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する」を「次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる者以外の資金移動業者 未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する報告書

二 直前の期間において第四十五条の二第一項の規定の適用を受けていた資金移動業者 前号に定める報告書及び第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に関する報告書

第五十三条第三項中「財務に関する書類その他の内閣府令で」を「次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる者 財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類

二 前項第二号に掲げる者 財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類

第五十六条第一項第二号中「登録」の下に「又は第四十一条第一項の変更登録を加え、同項第三号中「命令又は」を「命令」に改め、「処分」の下に「又は認可に付した条件」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十条の二第一項の認可を受けた業務実施計画によらないで第一種資金移動業を営んだとき。

第三章第四節中第五十九条の前に次の一条を加える。

（履行保証金の供託等に係る特例）

第五十八条の二 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者であつて、その営む資金移動業の種別の全部又は一部について第四十三条第一項の規定による履行保証金の供託に係る当該資金移動業の種別ごとの算定期間、基準日等及び供託期限が同一である者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日（次項において「特例適用開始日」という。）以後、第二号に掲げる資金移動業の種別（以下この項及び次項において「特例対象資金移動業」という。）について一括供託をすることができ、この場合における特例対象資金移動業についての同条第一項及び第二項、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項第一号、第四十七条並びに次条第一項の規定の適用については、第四十三条第一項中「資金移動業の種別」ごとに履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該資金移動業者が営む資金移動業に係る要履行保証額の総額が、小規模な資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を、その本店の最寄りの供託所に供託しなければならない」と、同条第二項中「をいう。ただし、当該合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額とする」とあるのは「をいう」と、第四十四条中「その営む資金移動業の種別」ごとに履行保証金保全契約」とあるのは「履行保証金保全契約と、」当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、第四十五条第一項中「その営む資金移動業の種別」ごとに履行保

証金信託契約」とあるのは「履行保証金信託契約」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、同号中「為替取引」当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。」とあるのは「為替取引」と、第四十七条中「一の種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、同条第一号中「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項本文」と、次条第一項中「営む一の種別の資金移動業に係る」とあるのは「行う」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 一括供託を開始する日

二 一括供託をする二以上の資金移動業の種別（算定期間、基準日等及び供託期限が同一であるものに限る。）

三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用開始日において第四十三条第一項の規定によりその営む特例対象資金移動業ごとに供託していた履行保証金については、当該資金移動業者が前項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託した履行保証金とみなす。

3 第一項の届出書を提出した資金移動業者が、内閣府令で定めるところにより、一括供託をやめる資金移動業の種別（以下この項及び次項において「特例適用終了資金移動業」という。）特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる日（以下この項及び次項において「特例適用終了日」という。）その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、特例適用終了日以後、当該特例適用終了資金移動業については、第一項の規定は、適用しない。

4 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用終了日において第一項の規定により読

み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託していた履行保証金（第二項の規定により、第一項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託したとみなされた履行保証金を含む。）については、特例適用終了日の直前の基準日等における特例適用終了資金移動業との要供託額（当該資金移動業者が特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる場合に当該特例適用終了資金移動業ごとに第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）に応じて、内閣府令で定めるところにより、その営む特例適用終了資金移動業ごとに供託した履行保証金とみなす。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 算定期間 第一種資金移動業にあつては一営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては第四十三条第一項第二号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間をいう。

二 基準日等 第一種資金移動業にあつては各営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。

三 供託期限 第一種資金移動業にあつては第四十三条第一項第一号に規定する各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間の末日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては同項第二号に規定する基準日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間の末日をいう。

四 一括供託 同一の手続により一括して行う履行保証金の供託をいう。

第五十九条第一項中「行う」を「営む一の種別の資金移動業に係る」に改め、「は」の下に「当該種別の資金移動業に係る」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者がその行う為替取引（第三種資金移動業に係るものに限る。）に關し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権については、当該債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、当該権利を有するものとする。

第六十二条に次の一項を加える。

2 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者について、第四十一条第五項の規定により一の種別の資金移動業の全部の廃止による資金移動業の種別の変更が資金移動業者登録簿に登録されたときは、当該資金移動業者は、廃止した種別の資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお当該種別の資金移動業を営む資金移動業者として第三十七条の登録を受けているものとみなす。

第六十三条の十一第三項中「（昭和二十三年法律第三号）」を削る。

第六十三条の十一の二第一項中、「第六十三条の十九の二第一項及び第八八条第三号」を「及び第六十三条の十九の二第一項」に改める。

第九十条第一項中「及び第五号」を削り、「掲げる事項」の下に「その他内閣府令で定める事項」を加える。

第七七条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「登録」の下に「又は第四十一条第一項の変更登録」を加え、同条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十一条第一項の変更登録を受けないで新たな種別の資金移動業を営んだ者
第八八条中第六号を第七号とし、第五号を第

六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「履行保証暗号資産」の下に「（同項に規定する履行保証暗号資産をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四十条の二第二項の認可を受けないで第三十六条の二第二項に規定する第一種資金移動業を営んだ者

第九九条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十五条の二第一項後段の規定に違反して、同項第一号に規定する預貯金等管理方法による管理を行わなかった者

第一百二十二条第二号中「第三十八条第一項の下に」（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）を加え、「同条第二項の規定による添付書類又は」を「第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類又は」に改める。

第一百十四条第一号中「第四十一条第一項」を「第四十条の二第二項、第四十一条第三項若しくは第四項」に改める。

第一百十五条第一項第一号中「第六号」を「第一号及び第七号」に改め、同項第四号中「第八八条第六号」を「第八八条第一号若しくは第七号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定 公布の日

二 第三条中金融商品取引法第五十六條の六十三から第五十六條の七十四第一項第一号の改正規定、同法第五十六條の七十五の改正規定、同法第五十六條の七十五の改

正規定、同法第九十八條の六の改正規定及び同法第二百八十八條第二十六号の二の改正規定並びに第十四條の規定並びに附則第三條から第十六條まで、第二十條(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第四十九号の改正規定に限る。)、第二十一條(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十二の項の改正規定に限る。)、第二十五條(金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第四條第一項第三号ナの改正規定に限る。)、及び第二十六條の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(金融サービス仲介業者及び認定金融サービス仲介業協会に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いている者については、第一条の規定による改正後の金融サービスの提供に関する法律(次項において「金融サービス提供法」という。)(第十九條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会又は認定金融サービス仲介業協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、金融サービス提供法第四十二條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第十四條の規定による改正前の資金決済に関する法律(以下「旧資金決済法」という。)(第五條第一項の届出書を提出している自家型発行者資金決済に関する法律第三條第六項に規定する自家型発行者をいう。)(は、第十四條の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下「新資金決済法」という。)(第五條第一項の届出書を提出したものとなす。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第七條の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録をしようとするかとの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第十六條第一項の承認を受けている者は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)(に新資金決済法第十六條第一項の届出をしたものとなす。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第三十條第二項の届出書を提出している者は、新資金決済法第三十條第二項の届出書を提出したものとなす。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七條の登録を受けている者(次條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十七條の登録を受けた者を含む。)(は、第二種資金移動業(新資金決済法第三十六條の二第二項に規定する第二種資金移動業をいう。以下同じ。)(を営む資金移動業者(資金決済に関する法律第二條第三項に規定する資金移動業者をいう。附則第十三條において同じ。)(として同法第三十七條の登録を受けたものとなす。

2 前項の規定により資金決済に関する法律第三十七條の登録を受けたものとなされる者(以下「みなし登録第二種業者」という。)(は、内閣府令で定める期間内に新資金決済法第三十八條第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同條第二項に規定する内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新資金決済法第三十八條第一項各号に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録するものとする。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前

にされた、資金決済に関する法律第三十七條の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録をしようとするかとの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第九条 みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業については、新資金決済法第四十三條から第四十五條まで、第四十七條及び第五十八條の二の規定は、第二号施行日の直前の旧資金決済法第四十三條第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日から適用し、同日前におけるみなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業に係る履行保証金の供託については、なお従前の例による。

第十条 みなし登録第二種業者が旧資金決済法第四十三條第一項(前條の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)(の規定により供託した履行保証金は、新資金決済法第四十三條第一項の規定により供託した第二種資金移動業に係る履行保証金とみなす。

2 みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三條第一項第二号の規定の適用については、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を一週間と、同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を当該内閣府令で定める期間と同一の期間と、それぞれ定めたとのとなす。

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十四條に規定する履行保証金保全契約は、新資金決済法第四十四條に規定する履行保証金保全契約(第二種資金移動業に係るものに限る。)(とみなす。

第十二條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十五條第一項に規定する履行保証金信託契約は、新

資金決済法第四十五條第一項に規定する履行保証金信託契約(第二種資金移動業に係るものに限る。)(とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第四十五條第一項の承認を受けているみなし登録第二種業者は、その営む第二種資金移動業に関し、第二号施行日に新資金決済法第四十五條第一項の届出をしたものとなす。

3 前項の規定により新資金決済法第四十五條第一項の届出をしたものとなされるみなし登録第二種業者(次項において「信託契約みなし登録第二種業者」という。)(が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三條第一項第二号の規定の適用については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間及び同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を、それぞれ一営業日と定めたとのとなす。

4 信託契約みなし登録第二種業者については、附則第九条の規定は、適用しない。

第十三條 旧資金決済法第六十二條の規定により資金移動業者とみなされていた者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第二種資金移動業のみを営む資金移動業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第十四條 附則第七條第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人(人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)(の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の

違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

3 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(権限の委任)

第十六条 内閣総理大臣は、附則第七条第二項及び第三項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(商品先物取引法の一部改正)

第十七条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十条の三の見出しを「金融サービスの提供に関する法律の準用」に改め、同条中「金融商品の販売等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に、「第六条から第九条まで」を「第七条から第十条まで」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条」を「第八条」に、「第九条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に改める。

第二百四十条の十九の見出しを「金融サービスの提供に関する法律の準用」に改め、同条中「金融商品の販売等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第七条から第十条まで」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条」を「第八条」に、「第九条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に改める。

第三百七十三条第一号中「金融商品の販売等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第十八条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第五号中「会社法」を「金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)」に改める。

第九十八条第五号中「若しくは」を「若しくは」に改め、「同じ」の下に「若しくは」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第九十八条第五号中「若しくは」を「若しくは」に改め、「同じ」の下に「若しくは」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第九十八条第五号中「若しくは」を「若しくは」に改め、「同じ」の下に「若しくは」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第九十八条第五号中「若しくは」を「若しくは」に改め、「同じ」の下に「若しくは」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第九十八条第五号中「若しくは」を「若しくは」に改め、「同じ」の下に「若しくは」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第九十八条第五号中「若しくは」を「若しくは」に改め、「同じ」の下に「若しくは」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第九十八条第五号中「若しくは」を「若しくは」に改め、「同じ」の下に「若しくは」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第九十八条第五号中「若しくは」を「若しくは」に改め、「同じ」の下に「若しくは」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

四十八 金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲介業協会の認定

(一) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第十二条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

(二) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第十三条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

(三) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第十四条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

(四) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第十五条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

(五) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第十六条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

(六) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第十七条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

(七) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第十八条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

(八) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第十九条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

(九) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第二十条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

(十) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第二十一条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

(十一) 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第二十二条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第二十三条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第二十四条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第二十五条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第二十六条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第二十七条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第二十八条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第二十九条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第三十条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第三十一条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第三十二条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第三十三条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一〇一〇号)第三十四条(登録)の金融サービス仲介業者の登録

号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
(金融庁設置法の一部改正)
第二十五条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「アまで」を「キまで」に改め、同項第三号ナ中「第百五十六条の六十四第三項」を「第百五十六条の六十三第一項」に改め、同号に次のように加える。

サ、金融サービス仲介業を行う者
キ 認定金融サービス仲介業協会

第八条中「資産の流動化に関する法律」の下に「金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)」を加える。

第二十条第一項中「資産の流動化に関する法律」の下に「金融サービスの提供に関する法律」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目的として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、金融サービス仲介業の創設、第一種資

金移動業等の種別を設ける等の資金移動業に関する規制の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和二年六月五日印刷

令和二年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C